

大久保相模守足輕の敵討

文化の末の頃かと覺ゆ。相州小田原の城主大久保相模守殿の足輕に、これも名を忘れぬるが、何か朋輩と口論をなし、相手を斬殺し、其場より出奔せしが、上より嚴しき手當ありて召捕られ入牢す。然るに此者、理なく牢を破りて逃げ去りし故、之を捕ふるの手配に及びしに、是に殺されし者の忤より、敵討の儀を願ひ出でぬ。兄は養子にして當年十七歳、弟は實子にて十一歳位かと覺えしが、此等が願を聞届ありしにぞ、直に兄弟連立ちて敵を尋ねむとて、辛苦艱難つよさ具に之を嘗め盡せり。五六年の星霜を経て、やうくと常州水戸の御領内にて、町人となつて隠れ住むを見出し兄弟して之を打ちおほせぬ。敵も曲者にて對立とやらん以て、暫し之を防ぎしかども、身に寸鐵もなければ、やみくると討たれしとなり。これが妻なる者も、夫の一大事故之を支へし故、二三ヶ所手疵負はされしといふ。斯くて兄弟より地頭へ敵討の始末を届けぬるにぞ、直に檢使ありて、夫より小田原へ御掛合になりしにぞ、小田原よりも役人出來りて、兄弟の者を受取つて引取られしが、首尾よく敵討ちお

○對立は
か 衝立ノ事

ほせぬるを稱美ありて、兄弟とも知行を給はり、侍に取立てられしといふ。

文政六壬未年四月上旬の事なりしが、水戸の御家老中山備前守殿家來に、地方割を勤むる島村孫右衛門といへるは、知行四百石にして當年四十五歳になりぬ。又落合五島兵衛とて知行二百五十石にて定府なるが、當年五十三歳なりといへり。此等兩人心を合せ、不忠働き巧言令色を事として、主人を欺き己を利する事のみなるにぞ、一統に之を惡みぬれども、時の權威に恐れて、之を如何ともする事能はざりしに、備前守の子息道之助といへる、附人なる根本國八とて、十石に三人扶持にて近習役勤むる者あり。彼等兩人を其儘になし置きては、當家の爲になり難しとて、右兩人の罪の箇狀一々に之を書殘し置きて、兩人とも立派に斬殺し、直に切腹して相果てしといふ。行年二十歳、義光院忠誠勇心居士と號す。此人元來同藩渡邊善右衛門といへる者の二男にて、根元惣左衛門養子となりしといふ。其志を稱すべし。

根本國八の忠義

文政十丁亥の年閏六月十二日、江州膳所の浪人、讚州高松に於て兄の敵を討つ。此

膳所の涙
人讃岐に
て兄の敵
を討つ

敵といへるは、元來高松の町人にて研屋を職とする者なるが、之を修行せむとて京都へ出で、其後膳所に行きて寺院に滞留をなしてありしを、右兄弟が兄の頼み寺故幕參の度毎此者にも出合ひ、住持よりも御家中の方々に「刀の研ぎ給ふあらば、此者へ研がせて給はれるやう、御引合せ下さるべし」など頼まるゝにぞ、後には心易くなりて、折々これが方へも出來りぬ。斯くて研屋を業とするに、寺にありては不都合なれば、町に出でよ、家借りて遣らむとて何事も引受けて、是が世話をなし遣りぬるに、此者酒色に耽り其職も勤むる事なき故、己が世話をなせし者、斯かる有様にては濟み難しとて、度々異見を致し、妻を持たせなば、斯様にもあるまじと思へるにぞ、先年此家に召遣ひし下女を勸めて其者の妻となさしむ。斯くても色狂ひ止まざる故、或時其人研屋へ行きぬるに、折節主は宿に居らず、是が妻夫の身持良からぬ事を打歎きて、密に之を告げぬるが、内分の事故さゝやきて咄しぬるを、折節半歸り參り、怪しく思ひ立聞せしが、己が事をあしざまにいへる端々の耳に入りぬる故、さては此者、己が方へ召遣ひ妾とせし女を、我にあてがひ、我が留守を考へ來

りて、不義をなすと見えたり」と、大に憤りしが、少しも其色を見せずして、今歸り來りし様にて、これが前へ出來り四方山の咄をなして、其日は別れしが、四五日を経て妻の首を斬つて、之を風呂敷に包み、其人の家に行きしに、何心なくいつもの通りに打解けて咄しぬ。研屋がいへるには、此間さる方より刀一腰研ぎに來りし故、之を研上げしに、天晴の業物にて餘り見事なれば、之を見せ奉らむとて持參せしとて、箱より出しこれ御覽せよとて、刀抜きて見するにぞ、之を見むとて俯ける所を、眞二つに討放し、風呂敷に包みたる妻が首を結び付け置きて、早々に出奔す。此事上聞に達し、檢使立ちて之を見分されしに、斯かる死様なれば、忽阿房拂となりぬ。二男は同國水口の家中に養子に至り、三男未だ年少にして兄よめと共に、家にありしが、斯かる有様なれば、人々之を嘲り笑ひ、親類と雖も恥しき事なれば、是に構へる者なし。水口へも此事聞ゆると、其儘養子を不縁して返せしといふ。斯くて兄弟は詮方なく、夫より所々方々と、兄の敵を尋ね廻り、五六年を経て讃州へ渡りしに、途中より防州岩國とやらんの浪人の虚無僧に出會ひ、是と親しくなりて、敵討に出

でし事を語りぬるにぞ、此者、「我も元來侍の事なれば助太刀してやらむ」とて、讚岐州カを尋ね歩行きしといふ。扱も研屋は膳所を出奔し、久しく江戸に忍びしが、餘程年數も立ちぬる故、頻に國の懐かしくなりし故、近き頃歸り來りしが、敵を持ちぬる身の事なれば、油断なり難きにぞ、在所へ引込み渡世してありしを尋ね出されて、敵討せられしといふ。斯くて其由、所より早々高松へ届出でしかば、早速に檢使立ちて之を糺し、本多の浪人敵打に相違なければ、高松より膳所へ三人とも送り届けらる。元來研屋が膳所に足を止むるやうになりし事、彼等が兄の太恩といふべし。いかに研屋思慮なき匹夫なりとて、一通りなるさゝやき咄聞ばなしきしのみにて、殺すには及ぶまじき事なれ共、斯かる武邊に疎き馬鹿士なれば、實に不義の行ありし事も計り難し。研屋とても恩人の事故、大抵の事ならば堪忍すべき事なるに、必ず止み難きゆゑあるぬる事なるべし。岩國の浪人、兄弟を助けて敵討てる時に至り、手を下す事はなかりしかども、其家の表を固めて、何かと心を添へて遣りぬれば、敵の方にはこれにても三分の弱よわみとはなるべし。斯く手配りをよくして、町人一人を

兄弟して討取りし事、勝負其初に顯然たれば、兄の敵を討ちおほせたる迄にて、事事しく評判する程の事にはあらざれども、敵討などいへる事、近來は至つて稀なる事故、専ら噂ありし事なりし。

道頓堀の
火事

同年二月五日の夜、暮過の頃より、道頓堀出火ありて近邊迄燒來れるに、大西の芝居は未だ果てずして切狂言の最中なる故、其火事を隠して場錢を取らむとて、木戸の欲心にて逸早く錢を集め廻りしが、斯かる群集の中にて、何れも狂言に見とれ、一人も火事に心付く者なかりしに、程なく此芝居に火燃え付きしかば、何れもこれに驚き、我れ一に狭き木戸口又は米屋の入口等より逃出でむとするにぞ、彌が上に踏倒され、死人。怪我人數多くある中にも、男子に死せるは少すくなにして、大方は女計りなりしが、中には懷妊して八月位の女の踏殺されしあり。是等は斯かる身にして、斯様の場所に來れる事大膽なりといふべし。木戸の者共は、火事を隠して錢取り盡しぬる上、皆々一番に逃去り、諸人を助けむともせざりし事、重罪の至なり。物見

見物の中に、斯様の芝居は分けて婦女の好める事にして、これに現なる者多く、親夫の前をも憚らずして、「彼の役者は我が最良なり。これは好きなり」などとて役者の評判をなし、己が最良なりといへるを悪しきなどいへる者あれば、面色火の如くなりて之を争ひ、斯かる者の常として、兎角に狂言の淫れたる所に心を留め、終には不正き事をなしぬるも少からざる事なり。これに限らず、多くの人立の中へ行く事くかをば戒むべき事なり。人の親としては、其子に五常の道を常に教へ込みて、其子をして世の中の廢れ物となさしむる事なかれ。

各地の洪水

文政十二丑年七月十八日勝山洪水、明和九辰年の洪水よりは、少し劣りぬるやうなれども夥しき洪水にて、御城腰郭こしぐらわより町家床の上迄も水上り、町領中とも餘程損じぬる由、伊東平右衛門井上釗藏等より申越しぬ。

因幡にては堤二十間計り切込み、田地凡そ二十萬石計り水損の由。

紀州にては洪水、紀の川常水より水増す事一丈八尺、人家・田地等大に損じぬるよ

し。丹波並河、八木等へ切れ込み、人家少し損じ、人死も少々之あり。家財を運び除けむとて、最初取除けし米俵の上に、三歳になれる小兒を括り付けて置きしに、大なる蛇三つ迄是に纏ひ付きて、大に泣き叫びぬるを、母親やうくくに馳付け、之を取捨てしかども、其命危しといふ事なりしが、如何なりし事にや。

京都も洪水、風烈しく家の瓦を吹飛ばせしといふ。

近江湖、風烈しく暴はしかに水減ずる事三尺、其水淀川へ吹落し、伏見・淀の間にて堤鳥羽の方へ切れ込み、淀の大橋落ち、市中に二ヶ所迄大河の如き水溜り出来て、船なくては越し難く、暴に船渡となりて、廿六日に此町を通りしもの、此渡に二百文を出せし者ありぬ。十八日より九日を経て斯くの如し。其外南山城にても所々切れ込みしといふ。

江戸にても八月十日、玉川堤切れ、四谷へ溢れ一面の水となり、立慶橋りうけいばし・八代洲河岸二筋になり溢れ流れて、人死少々有りしといふ。

衣笠虎溪は阿波徳島の人なり。元來京都出生にて、十二歳より江戸へ出で、青雲の志を抱きて諸國を經歷し、二三度づつも至らざる國とても〔脱カ〕終に阿波を住居と定めぬれ共、常に其國にある事なし。されど其志を得ること能はざるにぞ、其思絶ちぬ。此人圍碁を能くす。故に之を天祿と諦めてちきり天下を遊行すといふ。文政十三寅八月、浪華の客舎に於て病に臥し、予が治療を求む。往いて其人を見るに、少しく衆に異なる所ある故、國々の弓矢の風を尋ねしに、若き時薩州に三年滞留せしが、至つて堅き國風にて容易に他國よりは入込み難く、至つて武を磨きし事なるに、近頃彼の地に到りしに、大に柔弱になりて國風衰へ、他國より入次第にして、藝妓遊女の類方々より入込み、白晝に市中を徘徊し、總て其風儀長崎に等しくなりしといふ。肥後は家格正しく、其國風古に異ならずとなり。

土佐は今に古風廢る事なく、妻を娶るに長高く尻大なるを選びて、容顏の美を選ぶ事なく、おはがら大柄にして、力量あれば輕き身分の女にて、大身の妻とならるゝ事なりとぞ。此家にては正月十一日には、毎年家中一統甲冑を著し、其身々々の分に應じ

衣笠虎溪
が各地の
風俗談

供を引連れ、馬上にて登城する事なるに、若しあるじ主病に臥して登城なり難ければ、其妻甲冑を著し、馬に乗り長刀を脇挟みて、夫の代に登城する事なりといふ。尤も武家にては斯くありたき事なり。凡そ神功皇后を始め奉り、木曾義仲が愛妾巴・城の板額・富田信濃守の妻・山口右京亮が乳母など其數多くして、悉く之を擧ぐるに暇あらず。心得あるべき事なり。

長門は至つて柔弱の國風に見ゆれども、元就の餘風残りしと見えて、家中に女の稽古場ありて、一家中の女子長刀・柔術等を勵み、日々出精する事なりとぞ。日本の國に於て、女の稽古場ありて武を勵みぬるは、此國計りなりといへり。

仙臺は、大國にして城下も廣く、他國より入込み滞留せしとても、其様子早速には分ち難く、薩州の如き風儀なしといふ。

江州の彦根は、大に古風を守り詞・衣服等、都近くに有りぬるに、少しも其風に移らず、武備よく備はりし事なりといふ。先年予武者修行せる者に聞きし事ありしが、是がいへるも同じかりし。

神君よりして武田・北條の名ある浪人共選んで、直政に附けられ、直政・直高何れも秀でし豪傑なりしが、其餘風今に残れる事と思はる。家に法度ある是にて思ふべし。出羽山形・肥前島原の兩侯、江府見附の御番を命せられ、文政十三寅年六月の事なりしが、山形當番にて同家人間瀬市左衛門と申す者、何故とも知らず、夜中相番の者四人を、蒲團の上より寢込に突殺し、六人に手疵を負はせしに、其内一人、手疵受けながら之を組止めぬ。明朝早々御檢使立ち、當人は亂心といふ事になして、亂心ながら入牢となりしといふ。大切の御役先にて斯かる事仕出せる事なれば、山形侯の首尾にかゝるべし。いかゞ御さばきになる事にや。

同じき頃の噂なりしが、明石屋敷へ江戸町人より先年出銀せしかども、頓と返す事なく、利銀さへも手を付け申されず候故、貸人は爲に身分立行き難く、飢餓に及ぶ程の事なる故、種々歎きけれども頓著なく、心強く手切れの返事なりしにぞ、此者詮方なくて、同屋敷にて先達て公儀より御養子入らせらるゝに付、新に掘られぬ

る御飲水の井戸へ身投せしが、五日過ぎて死骸浮上りし故、其掛かひの役人、大勢押込まれしといふ。此者明日に至りても家に歸らざる故、妻子屋敷へ尋ね來りしに昨日何時頃に歸りしに相違なしといへる事故、道筋より心易き方々の大抵心に、當れる限を、尋ね盡しても知るゝ事なく、昨日内を出掛けに、此度は是非譯付け申さず候ては引取らぬ事故、障を入るとも譯付け引取るべければ、其旨心得べしと申置きて出でし故、是非御屋敷に居るべしとて、吟味を願へども、急度歸りしに相違なしと申募られしが、五日にして此事知れぬ。これを聞けるにも憐を催す程の事なり。命を捨てしはよくゝの事と覺ゆ。不仁の事といふべし。此事家内より公儀へ願ひ出でし由、如何なる御捌になれるにや。

弓削新右衛門の罪状

近年西御町奉行の組下に、弓削新右衛門〔頭註〕弓削新右衛門は、諸御用調役支配、といへる、〔地方唐物取締定役右御役兼帯して勤む。〕といへる興力の、邪威を振ひ下を苦しめ、頻に賄を貪り、罪なきも罪を得、財を掠め取られ、入牢して非命に死し、罪なくして遠流・追放せらるゝ者多く、別して唐物掛など、故

もなきに多く召捕られ、入牢して財を掠め取らるゝにぞ、六七年前には道修町薬種屋仲間一統に申合せ、長崎にて御改めあり、役所より手板付きしを、御法通に取捌きぬるに、斯くては商あきなひも成難しとて、商賣を止めて悉く鎖しぬる事あり。其餘種々の姦悪ありて、是が手先に使へる垣外といへるは、千日・天王寺・飛田・天満等にあり、非人頭にて、之を四ヶ所と唱へ、捕者其外與力・同心の手先に使ひぬる事なるに、其中にても飛田の清八・天満の吉五郎などいへる者、弓削に使はれて姦悪甚しく、此等が勢、町家の者共當り難く、金持てる町人などへ無心を申掛け、之を聞入るゝ事なければ、忽ち思寄らぬ辛き目に遇ひぬ。又市中にも猿・犬などとして弓削へ入込み、あらゆる人々の害となるべき事を取拵へていへる中にも、新町にて八百屋新兵衛・土佐堀にて葉村屋喜八などいへるは、相應家督ある身分にしてこの業をなし、兩人とも非人清八・吉五郎等と兄弟分となり、この者共申合せ、己一人人に内々に金取りて、博奕ゆゑを免して致させ、公儀へは今何處にて何某が家にて博奕うてる由を訴へ、外三人の者より之を召捕る。互に斯くの如くなりしかども、人之を知る事なく、斯

大鹽平八
郎弓削の
一類を召
捕る

くの如くにて、右の者共へ頼込める者多かりしとなり。斯様に互に申合せて、利を貪る事故、其者共銘々に利益多く、世に害ある事甚しかりしが、東御奉行高井山城守殿組下の與力に、大鹽平八郎〔頭註〕大鹽平八郎は、諸御用調役目附・と性質直にして少しく文武に心得あるものありて、八百屋新兵衛・葉村屋喜八・飛田の清八など召捕りて、嚴しく之を責めしかば、弓削が惡事一々に相顯れぬるにぞ、之を召して其罪を糺さるべきなれ共、其折節西御奉行内藤隼人正殿御交代にて、文政十二丑の三月御發駕ありしにぞ、弓削も伏見迄之を送り奉りし故、歸り來りし夜、直に明朝早々急の御召なる由なり。本人は斯かる程の事とも思はず、明朝出でて之を申掠かすめむと思ひぬれ共、直に入牢の様子なれば、親類中打寄り、八百屋・葉村屋召捕られ、此等よりして惡事明白に知れぬる上は、其罪遁れ難く、御仕置を蒙りては家名斷絶に及び、親類中迄大に面目を失ふ事故、早く切腹すべしとて之を取巻き、一統より勧めぬれども、腹を切りかねしかば、皆々打寄り、無理に其腹へ突立て、刀を引廻し之を介錯し、是が若黨も召捕られぬれば、白狀によりて如何なる事に及ばむも計り難しとて、之

弓削の最
期

をも直に其席に於て無理に腹切らせしとなり。斯かる科人なれば取逃しては成り難く、若し延引に及びなば召捕來るべしとて、捕手勝手へ詰め、屋敷の四方を固めしとなり。

弓削一件に付きては種々の取沙汰ありしかども、餘りに事多ければ之を略す。

斯くて清八・新兵衛など厳しく拷問にかけられしかば、惡事悉く白狀に及びぬる中にも、七八年前の事なりしが、天王寺より巽たつみに當り小堀口とて在所ありぬ。此所の寺へ盜賊入りて、住持・小僧・下男外より住持の妹とやらん折節止宿してありしに、右四人共殺害し、金銭を取りし事ありしが、其賊一向に知れざりしに、此清八が業わざなりしとかや。斯様に盜賊方の手先に使ふ者の斯かる事など、年來知れざりしにて、弓削の惡しかりし事を思ひやるべし。此者、非人の身にして前にいへる四ヶ所の頭にて、家に巨萬の金銀を積み、大小・馬具の類より茶器・衣服・家具等に至る迄家内の奢おごり、之を譬ふるに物なく、大坂町中に別莊を構へ、所々に四五人の妾宅を設け、非人の身にして御奉行所に出づる節と雖も、半町計り手前迄駕に乗り、手下七八人も

弓削一類
の罪狀

召連れぬ。斯かる様なれば平日己が私用にて出づる節など、少しも土を踏む事なく、内には常に釜をかけ酒肉に飽き、時々與方・同心など、是に招かれて饗應せられぬる事などありしとかや。こは加島屋勝助といへる人の、之を審に聞きしとて予に語りぬ。されども其中にて天下に類なき物は、羅紗にて拵へしばつち四五足ありし由を聞けりといひぬるもをかしかりき。天下の役に連れる身にして、非人の家にて馳走せらるゝにて、何事も弓削が行狀思ひやるべし。清八・新兵衛の兩人は、千日に於て獄門に架けられしが、葉村屋喜八は外に御吟味のある由にて、其後永く牢中にありしが牢死せしとなり。

八百屋新兵衛・清八など召捕られ、夫より直に、猿をなして、これ迄役筋へ入込みし者共、一人も残らず皆々召捕られて入牢せしが、是等は牢中の罪人共、打寄り、何れも厳しく責め惱ませし上にて、帯にて是を縛り、牢の角に逆に括付け、或は糞を食はせ髪を悉く引抜き、目玉をくり抜き、齒を抜き、手足の爪を抜きなどして、大方牢中に殺されしが、偶、助かりて宿下やよせげになりしも、病臥して床を離るゝ事能はず、追々

罪人罪人
を殺す

寺院の腐敗

に死失せて、助かりしは至つて稀なりしといふ。斯く猿などするは、揚屋置屋・生洲料理屋・風呂屋などに多くある事にて、斯様の者共大勢召捕られ、其家付立になる家毎の帳面御調ありし處、大坂中の寺院に遊女に馴染持たざるはなく、肴食さかなはざるは一人もなく、鶏を殺させ、鰻すつぽんの類に至るまで、何れも之を喰ふ事甚しく、この事委しく顯れしかども、猿狩の最中なれば、態と其儘捨置かれしに、天満山吉五郎といへるは、如何なる事にや召捕らるゝ事なくてありしが、此等を吟味する時は、一人も不埒なきものあらざれば、清八一人に其罪をおほせ、自分懐めるやう御憐愍の事なりと、専ら其節の風聞なりし。是迄の如く不法の事なり難きにぞ、清八といへるは、此者の兄にして先達て獄門となりし事故、何れも大鹽平八郎の計らひなれば、いかにもして此人を亡うしなひ、是迄の如く我儘働きたく思ひぬるにぞ、北野村不動寺の隠居、同寺門前の側にて妾宅を構へ、妾が名前にて遊女三四人を抱へ、茶屋商賣をなし、己も常に此家にあつて姦惡甚しく、斯かる惡僧なれば是迄も親しく交はりしといへり。此僧を頼みて大鹽を調伏せむと頼みぬるに、是が力には及び難く思ひしにや、浦江村正傳の僧を頼み、此坊主之を諾ひ歡喜天に祈りしが、此事露

惡徒大鹽を調伏す

顯に及び、吉五郎を始め悉く召捕られ、同人が妻子・妾、不動寺の梵妻に至る迄残らず入牢す。斯くて吉五郎を責問はれしに、此者兄清八と申合せ、公儀を騙り役人風をなし、讚岐・播磨等へ下り、博奕場にて金をゆすり、其外不法の惡事多く、これも千日に於て獄門に架けらる。此者兄弟三人なりしが、申合せ所々へ押入盜賊をなせしといふ。今一人の兄といへるも、先年首刎ねられしとなり。斯くてこの跡付立となりしが、兄清八に異なる事なく、金銀財寶大限計り難く、其中に一つ臘色に塗つて、五重に重ね、大體藥箱の如くにして、下一重に底ありて、四重には底なく、内は凡て銀を張り詰め、四重には底毎に銀にて簀を拵へ、蒸籠のごとくなりといふ。何とも分り難ければ、「此箱は何に用ひるぞ」と尋ありしに、「生洲より鰻の蒲焼を入れて取寄せる箱にして、其鰻の何時までもさめざる様、下の箱には沸湯を入れて置く事なり」とぞ。是にて其傲おごり思ひ計るべし。不動寺の隠居は牢死をなし、浦江の僧は如何申譯せし事にや、免されて寺に歸りしとなり。〔頭註〕浦江の坊主助かりし由、うはさありしがさにあらず。御仕置ありしといふ。さもあるべき事なり。斯くて何かと其後も騒々しき事多かりしかども、御政道の正しきを市中一統に

悦びぬる事なるに、辱くも貧人御救の事仰出ださる。其御觸にいふ。

演舌書

貧人救助
の御觸

當表者、富庶繁華之土地にて、工商之者何成其所業、商賣を出精骨折いたし候は、
渡世出來易き儀は他處と勝り候故、富人者論なく、下戸之家々も其利を利とし、其
樂を樂み、父母を養、子孫を鞠、衣食之資に不自由無之哉に候得共、竈凡十萬近く
も有之、其内には老衰にて子も之なく、幼少にて親に相離れ候零丁・孤獨の類、其
餘孫子多く自力に難養候得共、親類縁族無之候に付、其身之困窮愁苦を告者な
きカく程の貧人有之間敷共難被決。若右體之貧人有之候は、米穀諸式豊給之時節
にても、其身・其家丈者實に飢餓之荒年も同事にて、誠可憐事共に候。不頼之工商
老若、身持不行跡等々父祖之家業を失ひ、或は非分之巧事に心力を盡し、かへり反而流浪
漂泊いたし刑戮を免居候者とは一向譯違、前書之貧人者不幸之良民に付、已來手
當救方可有之候間、無屹度三郷町に相調、右體不幸之良民有之候は、時々御役
所へ可申立候。吳々貧苦に迫候共、不幸之良民に無之者は、篤と入念、混雜不

致様取調可申儀、尤肝要候事。

右文政十二丑十月廿四日、町々年寄宅へ翌廿五日九つ時、北組總會所へ年寄直
に罷出候様、名前當之廻文到來に付、同日罷出候處、月番總年寄永瀬七郎左衛
門殿、御演舌にて、東御奉行高井山城守様御下知を以、同組與力大鹽平八郎様
か、總年寄を以、無屹度町々取調、右貧人之有無、來月三日迄に可申上候様被
仰渡候趣にて、右演舌書を以被申渡候事。〔以上齋藤三の控を
借りて之を寫す。〕

右の通仰出され候故、町毎に之を取調べぬるに、貧苦に迫り難澁する者限なしと雖
も、不頼の輩のみにして、又偶に良民と覺しきが困苦に迫れるあれども、兄弟伯父、
従弟などありて、此等が不實なるもあり。又ありと雖も不恙にて救ひ難く、されど
も貧しき暮せるとも、便るべき親類あるは申出で難くて、大坂三郷の町内より申出
でしは一人もなく、福島・下原・高津・新地などの端々の町々より、追々に召連れ出で
しかば、夫々御糺の上、御救ひ下し置かる。公儀より斯くの如くなし給へるにぞ、
其町内にて之を捨置き難く、何れも合力をなしぬるといへり。其後も兩度迄篤

大鹽の好評

と調べて申出でよと、御沙汰ありしとなり。斯くの如くなる御仁政行はるゝ事故、一統太平を唱へ、大鹽を神佛の如しとて有難がりき。尤も斯くあるべき事なり。
〔頭書〕良民の貧に迫れる、所々より連れ出でしが七人の由、是も皆七十計りの老人にて、歩みて出づる事なり難く、駕にて召連れ出でしかば、一人前に大低日々七分程に當て、御助救ひ年に三度程に下さるゝ趣にて、其町家主等を心添遣すべき由仰渡されしに、七人の者共、御奉行所に於て大に有難がり、歎び泣に泣き立てしとなり。さもあるべき事なり。十萬計りの竈ありて、斯かる繁華の土地なれども、不幸の良民といへるは、やうく斯様の事にて、貧窮人限なしと雖も、皆々無頼の者共にて、己が心得悪しき所よりして、貧しく成行ける者共計りなり。されども斯かる御仁政にて、御調もある事故、悪徒等も自ら恐れ慚む様に成行く事、全盡し難し。高井君よく其人を用ひ給へる事、賢き御奉行なればなり。其功

切支丹の類族仕置

十二月五日切支丹の類族六人御仕置あり。兩三年前より大鹽氏に見顯されて、斯く御仕置となりぬ。全く是も此人の功なり。
切支丹一件、餘り長ければ別記とす。
 堺御奉行水野遠江守殿、御召に依つて出府あり。何人にも堺の御奉行出府又は交代の間は、大坂より御支配なるに、此度是も大鹽氏、彼の地にて姦惡ある與力伊東吉右衛門・戸田丈右衛門を押込め、是に立入り惡事工みぬる茶屋市兵衛、大坂八百屋新兵衛、業村屋喜八等と同じ。竝に同人別家兩人を召捕り入牢せしむ。御奉行には、出府せられし儘御轉役にて、久世伊勢守殿御交代となる。茶屋市兵衛・別家兩人は、未だ入牢にて家内

落首

悉く付立なるが、伊東は免され、戸田は隠居となりしとなり。是に付きて戸田・伊東等の門に落首して張付けしといふ。
 お前計りが隠居して、茶市はかはゆうないかいな。朝夕責めのたは言にも、とだ様呼んでと泣くはいなう。

伊勢様の御蔭でいとはぬけました、堀と山とがあんじられます。

〔堀山何某といへるも、善からぬ事有るにやと思はる。此等の事は、加茂弘作よりくはしく聞けり。〕

斯くて大坂の御政道、斯様に嚴重になりしかば、京都にても狩野萬五郎といへる與力追放せられ、其餘役儀召放されし者多く、伏見・南都にても、同様の事にて罪せられし人多かりしといふ。御町奉行高井山城守殿を頭に戴きて、其指圖を受くる事とは雖、實は大鹽一人の計らひによる事にして、其風所々に移るやうに成行きぬるも、全く大鹽が大功といふべし。〔頭書〕桑原權九郎も何かよからぬ事ありて押込められぬ。扱又清八・吉五郎等が妻子残らず追放になりしが、素より非人とは雖、是迄多くの人を掠め惱まして、取集めたる金銀にて奢り暮らせしに、木綿の袋に椀一つ箸一膳づつ入れて、之を其首に掛け

大鹽の大功

市人皆大
鹽の仁政
を感謝す

させて、追拂はれしとなり。其餘總て不埒なる者共多きにぞ、一統に大に恐れ慄ひしとなり。元來非人共の身分にて、町家同様に二階造に家を立て、悉く瓦葺にして土藏銘々に持ちしかば、斯くては如何なる御咎に遇ふも計り難しとて、未だ上より御沙汰なき内、何れも申合せ、藏家を毀ち柱掘建にして、低き小家立となしぬるにぞ、左様あるべき事なりとて、御咎もなくして止みぬ。これ迄町へ出で不法の事のみなりしが、其後は左様の事もなくて、一統に町家の者共大に喜びぬる様になりぬ。別て道修町などにては、是れ迄毎度困窮せし事なりしに、筋なきに取上げられし金銀、思掛なくして年を経て、御下げになりぬるも多かりしにぞ、全く大鹽様の御蔭なりと、神の如くに尊みぬ。予が心易き伏見屋嘉右衛門といへる者、昨日町内より御役所へ出づる事ありし故、其者に代りて態々大鹽様を拜みに行きしといへり。忠義を盡して仁政を施しぬれば、萬人其澤を蒙り、恩に感ずる事斯くの如し。當所に限らず寺院の住僧不行狀なる事は、能く世間にても知りぬる事なるに、近來猿共の狩盡されしにて、其罪明白に知れぬれども、寺院残らず斯くの如くなる事故、

僧侶の狼
狽

大坂市中
二三の除
く外は皆
破戒の僧
のみ

一々に之を罪する時は、天下に坊主種の盡きて、差當り葬等に差支へぬる故、しばしが程は其儘に捨置かれしが、丑の十二月十日御觸書出づる。其文に曰く、
〔本文重複に付略す。浮世の有様一ノ四二二頁参照〕
右の御觸に驚き、俄に梵妻に暇を遣せし寺もあり。又京都其外しるべのある方へ、女を預けぬるもあり。中には只一通り觸流しの様に心得て、之を頓著する事なく、相變らず不埒なるもありて、一々に其罪を糺す時は、其行狀正しき僧は、大坂中に二三ヶ寺ならではなき事故、悉く之を召捕る時は、葬禮に事缺けぬる故、右御觸出でし後に不埒なる寺々六十ヶ寺計り、篤と其罪を聞糺し置きて、夜中密に大鹽の宅に召寄せ、一々罪の次第相記せし封書を夫々相渡し、急度御糺仰付けられ候筈の處、憐愍を以て其罪を是に記せり。若し申開く筋あらば承るべしとありしにぞ、次へ下り、何れも之を開き見るに、銘々身に覺ある事、委しく書記しありぬるにぞ、何れも一言の申譯なく、一統に「恐入りし旨申出づるにぞ、さあるべき事なり。何れも其罪輕からずと雖も、此度憐愍を以て免るし遣るべし。若し又此後、聊にても心得

破戒の僧
侶仕置

違ひ不埒の事あるに於ては、嚴科に行ふべし。能く心得よとて之を許し歸されしにぞ、何れも虎口を逃れたる心地にて引取りしとぞ。斯くても尙行狀を改むる事なき寺々を、冬より春へかけて三十餘ヶ寺召捕になりしが、其後に至りても追追に捕へらるゝ者ありて、數十人に及ぶといへり。中にも最も甚しきは、一心寺。之は天王寺の南なり。遠金屋みつといへる茶屋の娘を妾となし、己れ茶屋をなす。是さへ甚しきに、其寺内に住める花屋の娘、外方へ幼年より子に遣せしに、先方にて大に之を寵愛し、今は成人しぬれば、其子に妻はせんと思ひぬるに、下賤の者の習とて、俄に其娘を取戻したくなりしかば、娘に篤と實親より申含め、之を諾ふ事なからしめ、先方へ引合ひ返し呉れぬるやうにといひぬれども、幼年より子に貫ひ、今成人に及び物に用立つ様になりて、取返さむといへるは不埒なる申分なりとて、之を返す事なかりしかば、此事一心寺に咄しぬるにぞ、之を取戻しやらむとて、先方へ一心寺が挨拶せしにぞ、先方には親仕方を憤りぬれども、出家の挨拶に免じて之を免し、其娘を一心寺へ渡せしに、直に寺に連れ歸り、是をも己が妾

となし、寺に隠し置きて實親にも返さずといふ。其餘姦惡の事尙多しといへり。斯様の事、一々公に聞えぬる事なれば、捕手を遣されしに、其様子を見ると其儘、右の女を連れて裏の藪をくゞり逃げ去りしが、京都へ上り勸修寺殿へ駈込み、附髪をなし藤島將監と名乗り、右の女を連れて夜店見物に出でしを見付けられて、兩人とも召捕られしが、勸修寺殿御内藤島將監へ對し、無禮なりなどいひて大に斷はりしが、附髪を引取られて繩を掛けられしといふ。誠に重罪の奴なり。

曼陀羅院 生玉馬場先の揚屋寺富といへる方の娘を妻とし、己れ年來茶屋なしてありしが、女子一人を儲く。此娘に其茶屋を譲り、夫婦連にて高津へ隱宅を構へ、鳥屋を始め鶯鷄の類、買に來れる者あれば、出家の身分にて鳥をしめ殺して商ひぬ。至罪といふべし。

圓頓寺 北野村にて法華宗なり。此寺無檀地なるに、堂島の相場屋河内屋善兵衛といへる者、代々此寺を信じ、此寺河内屋にて相續すといへり。然るに當時の善兵衛母年五十計りといふを年來姦淫し、是迄寺の立行く程の世話をなして貫ひぬる上に、此母よ

りも是迄數百金の金を取入れぬといふ。近き頃善兵衛方にて金子百五十兩紛失して知れざる事あり。外より賊の入りし體にてなければ、内々召遣へる者共に疑をかけ、大金の事なれば捨置き難く、其旨上へ届け出でぬ。間なく圓頓寺召捕られ、後家も入牢せしに、御吟味にて後家より盗出し、此坊主に遣りし事明白なるにぞ、邪淫の上斯かる事あり。後家も斯かる悪事を重ねぬる上、公儀迄もたばかりし罪甚しといへり。

善通寺 北野村不動寺の西隣にて禪宗なり。近所に寺の貸家ありて、之を支配させぬる者の妻と姦通し、其餘不埒の事多しといふ。其女は則ち同寺門前なる酒屋の娘なり。

金臺寺

寺號の文字如何書ける事にや知らざる事多し。故に其違へるを怪しむ事なけれ。

慥に此寺の事のやうに覺ゆ。梵妻に茶屋をなさしめ、娘を藝妓に出し、息子を肴屋になし、不行狀の事甚しといへり。

谷町筋の南に、天正寺

是も文字は如何書ける事にや知らず。醫師北山壽庵が墓の不動明王ある寺なり。

の南へ筋向の寺の由、予に咄せる人も其寺號を忘れしといへるが、此寺の住持も梵妻の事ある故、之を召捕らむ

とて捕手向ひしに、折節近邊所々の住持共大勢集りて、酒肉取散らし博奕をなして有る所にて、何れも大うろたへなりしが、悉く召捕られしといふ。捕手も存寄らぬ事故に、大に驚きし程の事なりしといへり。

建國寺 天満川崎禪宗なり。一旦出奔せしが、格別の事あるまじと思ひしにや、歸り來りて召捕らる。是に先達て梵妻・子供など入牢す。是に限らず梵妻・梵子は何れも召捕られ悉く入牢なり。

慈光寺 北野村大融寺の東にて尼寺なり。此住持大工と姦通し子二人生むといふ。召捕られ入牢せしが、五月二日より高麗橋詰にて三日晒され、大坂三郷御拂となる。慈安寺 道頓堀の南千日にあり。法華宗なり。是も梵妻の事にて住持・老僧兩人ともに召捕られ入牢す。之を御吟味ありしに、「私の墮落せしは近頃の事にて、是は御破損奉行飯島惣左衛門殿の所爲なり」と云へるにぞ、其譯を御尋ありしに、「元來此寺の祠堂金三百兩、御破損奉行飯島惣左衛門・一場藤兵衛・池田新兵衛三人連印にて借受けしが、其金を貸したる故に、新町の揚屋より飯島・慈安寺を招き馳走をな

し、其上にて無理に肉を喰はせ遊女を興へし」となり。之に依つて據なく墮落させられしといふ。斯くて期日に至り、「其金返し給はれと雖も、返す金なしとて一切頓著せざるにぞ、大に困り果て、右の金は檀家より當寺普請の手當に納めありしを、私の了簡計りにて用立てぬるに、此節普請入用ありとて種々嘆き出でしかば、いかにいふとも返す金聊もなし。強ひて取りたく思はゞ公儀へ願ひ出づべし。此方よりも其方が墮落せし事を申すべしと、法外の事申さるゝにぞ、詮方なく胸をさすり怵へしが、今以て其金其儘に捨置かるゝ」といへり。此金も一場池田等連印なれども、飯島一人之を取込み遣はれしといふ。此事慈安寺白狀に及びぬるに、外にも何か善からの事あつて、飯島・市場兩人は網乗物にて江戸へ召され、飯島は病死、市場は切腹せしなどと風聞あり。池田も後より召されしが、是は如何なりしや知らず。〔頭書〕尼僧一人日本橋の南詰にて晒さる。専ら一心寺の妾なりし由をいひしが、別の者なりしといふ、されども其くはしき事を知らず。満願寺 當國多田より北野大融寺へ出開帳にて來りしが、折節御蔭參始まりし故、之を見向く者も更になし。此住持、中山寺の麓なる柳屋の娘を小性に仕立て連來

り居りしが、此事露顯に及びかしば、此娘を南都の方へ隠しぬ。然るに是にても隠し置き難き由申來りしとて、密に南都へ行きて其娘を受取り、京都の知邊しゑに之を預けむと志し、行きぬる道にして捕へられ、兩人とも入牢せしとなり。

大融寺 北野村、女犯にて入牢。

不動寺隱居 右は前にいへる如く、門前にて梵妻と一處に居て、遊女を抱へ置屋をなせしが、吉五郎に頼まれし事より顯はれ、入牢々死。

幡龍寺・長久寺・法海寺・法心寺、此等は皆牢死の由、宗光寺は此様子を聞くと其儘、寺を賣つて逃れしといふ。西福寺・藤井寺・本傳寺・良光寺等は出奔して行衛知れず。上方寺も暫く影を隠しぬ。大教寺・圓通院も御咎を蒙り、北濱村松林寺も同斷の由、天満寺町にて舊悪はあれども、當時老僧にて據なく無事なりし故、御咎受くる事なかりしは、蓮華寺・法聚院の二ヶ寺のみなりといへり。小橋上寺町・中寺町・下寺町にても、一統の様に取沙汰はあれども、其委しき事を知らず。予が聞ける所、當地に於て斯くの如し。當四月下旬千日に於て獄門に掛りし僧あり。其寺號を知らず。

京都僧侶の仕置

是は人の妻と不義をなし、其妻より金を盗み出させしといふ。追々其罪定まり多くは流罪となりぬ。河内屋善兵衛の後家は、御憐愍にて晒さるゝ事なく三郷拂となりぬ。〔頭書〕日本大龍寺・浦江正閑寺等女犯墮落の事あり。北野天心庵も女犯にはあらざれども、此掛りにて咎めらる。正閑寺は牢死、大龍寺は流罪となる。 京都にても、大坂の御仕置響き渡りて、妙心寺・本國寺・本能寺・智恩院・黒谷南禪寺等にて多く召捕られ、流罪となりし者大勢あり。東福寺に最も數多くありし由なれども、是は風をくらひて大方出奔せしといふ。本願寺にても召捕られしといふ。此宗門は肉食妻帯をなす宗旨なるに、召捕られぬるはよく不埒の事なるべし。又智恩院寺中の住持、三條橋詰にて晒されし上にて、「寺法通りに行ふべし」とて、本山へ御渡になりぬるを受取り、之を丸裸になし下帯迄も取拂ひ、干かます一尾是が口へ銜くはへさせ、坊主兩人割木を持ち、本堂のぐるりを三遍四つ這に這はせ、行止まれば竹にて叩き、立たむとすれば之を叩き、銜へしかますを取落し、手にて取つて口に食はむとすれば其腕を叩き、取落せるも口にて之を銜へ取る事なりとぞ。斯くて後、門前迄四つ這に這はせ行き、是が腰繩を解きて叩たきま拂ひにせしといふ。折節大坂より上り、智恩

高井山城守致仕

大鹽平八郎の致仕

院へ參詣して之を見し者、精しく語りぬるを聞けり。近來至つて人氣も悪しく成り、世間大に行詰り姦惡の輩多かりしに、一々其者共の刑せられ、剩へ國初已來潛み隠れて行ひし切支丹の根葉もなく刈盡し給ひ、又邪法姦惡の僧侶迄、皆其罪に行はれて、萬民太平を唱へぬる有難き御代なりき。斯くて御町奉行高井山城守殿には、七十に近き老年の上、近頃病に罹りぬるにぞ、江戸に於て療養致したしとて、其旨願ひ出でられしに、早速に御聞届あつて、「勝手に引取り心任せに養生をなし、全快の上再び上りて勤め申すべき由」と、是まで先例になき有難き台命を蒙り、首尾至つて宜しき事なりといふ。八月下旬大坂を發駕ありしにぞ、大鹽平八郎も未だ初老にも至らざれども、病身を申立て隠居をなす。諸人之を惜みあへり。功成り名遂げて身退きしは、能き心得にして天道に叶ひぬるといふべし。此餘尙種々の噂を聞ける事もあれども、餘りくたくしければ之を略する者なり。〔頭書〕大鹽の功大なりと雖も、諸人大鹽のみを稱して高井君を稱するに至らず、大鹽も功を高井君に歸せば、却つて奥床しく思はるゝ事なるに、士功あれば之を大夫に歸し、大夫功あれば之を諸侯に歸し、諸侯功あれば之を天子に歸すの本文に背けり。惜いな。

後漢書に、法は海の如くすべし。海は避け易くして犯し難しといふ。是れ古今法を立つるの格言といふべし。鄭の子産は賢大夫なり。死に臨んで法を猛にせよとて水火の論を説く。是れ能く時勢を察すればなり。室新助が公儀へ記し奉りし獻可録の中にも、此語を引きて記し奉りし事あり。幸に其語を爰に記して、予が辨をば略しぬ。其文に曰く、

獻可録

一、一兩年已來別而火付盜賊多く罷成候。小身の侍家並町人等の家には、毎度火を放或は盜賊仕候得共見付不申候故、其分に仕置候。其内見付て公儀へ申上候者十分一も無之。是は第一追歲困窮仕候故にて御座候得共、又者近年盜賊の御刑罰、緩かに罷成候故に御座候。世上にも御仕置餘り御慈悲過候様に取沙汰仕候。右申上候通、一步先をも考不申候様成愚案の輩に候故、黥^{いぢみ}笞^{むち}等の刑に被行候ても、少も懲候意は無之候。出牢仕候ても、其日の内にもはや盜も仕り火をも付申候。十が八九見付られ不申候故、悪人の僻に其を頼に存候て、曾て畏申意は無之候。

候。是等の輩、世に徘徊仕候ては、火付絶え申間敷奉存候。絶不申候ては火災止み申儀は有之間敷奉存候。既に人家塙をこえ鎖を切候て、入申程の者に候得者、物を取不取にも盜物の多少にも寄不申儀に御座候。箇様の類は一別に罪科に仕度ものに奉存候。是を免るし置候ては、自餘の害に相成候得者、一殺多生の道理たるべく奉存候。鄭大夫子産が相果申時分、己に代り申す子大叔と申ものに申置候は、法は必猛にすべし。火は烈きによる。人は是を恐れて火に入て焼死ぬる人は少なし。水はぬるきによりて近づき安き故に、民なれ輕んじて溺死す。此後我に代りて政道を取らば、必猛にせよと申置。子大叔是を不用して法を寛に仕候得者、郡國盜多く罷成候故、其時後悔仕候由、左傳に相見え申候。寛猛二つの詮議は古來有之儀に候得共、兎角時により可申儀に奉存候。たとへば醫の療治仕候に、邪氣強候得者必瀉參を用候て、攻撃仕候て邪氣を取、其後溫補仕候。勿論瀉參は長くは難用候得共、邪氣指塞申時は、攻撃劑にて無之候得者邪氣去り不申候はでは、溫補可仕様も無之候。

一、後漢書に、法は海の如くすべし。海は避易而難犯と有之候。古今不易之名言共可申儀に奉存候。海は廣大明白なるものに候故、海は踏損ひ候ては、あまり申者無之候。是海はよけ易き者に御座候。然れ共落つれば必ず死申候故、中々侮り犯し難、溝堀などは行先に有之候故、良もすれば踏損ひ候ては、あまり易く、しかもはまり候ても必死不申候故、其跡より又はあまり申候。斯様に御座候ては、自然と諸人法を輕んじ候様にも罷成候故、法をば海の如く大筋を急度立置、其外瑣細に無之様に仕れとの儀に奉存候。已上。

三月

室新助

室新助は號を鳩巢といひ、新井筑後守白石と年齒少し異なりと雖も、時を同じうし、公儀に御用ありし儒者にして、獻可録は公儀御尋に答へ奉りし書なり。漢高祖、關中に入りて法を三章に定めしは、秦の煩苛を省き其民を懷けむと欲してなり。孔明が蜀を攻取つて法を嚴しくせしは、其民を伏せしめむと欲すればなり。政を執れる人、能く心得ありたき事なり。

増上寺の
紛擾

寅正月京都智恩院、彼の宗門元祖忌の法事半ばに、江戸より急ぎ御召にて下りぬ。當時不如法の僧徒大勢召捕らるゝ折なれば、是も其事にや抔とて、諸人大に怪み種種の風説有りしが、全く是は左様の事にてはなく、江戸増上寺に於て、所化の僧共と寺中道達と爭論の事ありて召されしといふ。其様子を尋ねしに、所化といへるは國々より佛學修行に出でたる僧にして、其始めは味噌摺をなし、雜事に逐廻はさるる事なれ共、積學の上にて道德を備へぬるは、大寺院の住職となり、増上寺・智恩院も、此内より出づる事なれば、其席常に道達の上座なりといへり。又道達は常に寺中に住みて、佛事誦經の節は鉦・太鼓どらの類を撞つ役にて、是は役者と立てゝ生涯之を勤め立身する事成りがたき者にて、別けて色衣等著する事なりがたき者なり。故に東照宮の御掟にも、其事を悉しく相記し給ひし事有りといふ。され共常に寺中に住める者なれば、自ら所化に對し失禮の事多く、剩へ近頃方丈を取込み、色衣をも著用する事を許され、席もこれに准じて所化と對座するやうになりて、無禮

方丈縊死

度々に及びぬるにぞ、所化一統に之を憤りぬれども、彼是申立つれば、方丈の罪遁れ難き事なれば、之を罪に陥るゝ事を氣の毒に思ひぬるにぞ、之を怵へぬるに、道達共愈々我意に募り、無禮の増長せしにぞ、今は捨置き難しとて、此事方丈迄願ひ出でぬるに、方丈には素より道達を最眞に思ひ、斯かる法に背ける程の事なしぬる事なれば、又所化五人とやらんを罪に落して追放せしといふ。是に於て所化一統大に憤り、東照宮の御掟に背きぬる趣を申立て、公訴に及びしかば、方丈は勿論是に同意せし者、關東十八檀林の中にも三人ありしが、何れも押込められしかば、其罪遁れ難き事を辨へぬるにや。方丈は首縊りて死し、右三人は切腹して相果てしといふ。道達も夫々御仕置蒙りしとなり。斯かる事に及びしかば、公儀の御法事勤まり難く、一日も捨置き難き御事故、智恩院は御召に預りし事なりとぞ。昨年来斯く騒々しき中に、三月下旬より御蔭參別記あり。始まり、七月二日京都大地震にて、十月に至れども地震止まず、別記あり。其外諸國風雨洪水等の變あるに、其中にて折々不如法の惡僧共を、遠島仰付けられぬるなど有りて、公儀にも御事多き事なりしか共、米穀程よく熟して、萬民太平の澤を蒙るに至れり。

伊奈圖書の切腹

湖水は帝都守護の要害

關ヶ原御合戦に東照宮石田三成を誅し給ひ、騒々しき時節なれば、帝都を守護し早く叡慮を安んじ奉るべしとて、福島正則に命じ速に上洛せしめ給ひしに、大津に於て伊奈圖書君命を蒙りて、關所を構へて之を守りしが、正則が家來の、使して一人供に後れて通りしを、無理に番人共の馬より引下せしにぞ、之を憤り主の正則に追付きて、使せし口上を傳へ、身の暇を受けて引返し討果さむとせしを、正則之を止めて、終に伊奈に切腹せしむ。其始末、關原軍記・藩翰譜等に詳なれば之を略す。伊奈に代りて石原清左衛門を以て、代々大津の御代官となし給ひしといふ。此御代官屋敷に隣りて、井伊兵部少輔直政にも、六町四方の地面を給ひて是が屋敷となる。其後世治まり、天下神君に歸して直政に彦根の城を給ひ、湖水の儀は京都守護の要害なれば、之を其方に任せらるゝとて、總て湖上の事は、井伊家存寄に相計らひ申さるゝ事にて、京都守護の事に付きて、種々の御内命御墨附等之ある事なりとぞ。

北近江より湖へ流れ落つる川々の筋にて、一二里或は三四里程づつにて、所々の領分犬牙の如く入組み、水上彦根領にして、其次は大和の郡山領、其次は公領、其次はどこそこなどとして、大に混雜なれども、彦根初代二代の間は聊の公事訴訟もなく、外にては亂後新に領地を給ひし事なれば、常に境目等の爭論絶間なきに、彦根計り斯くの如く能く治まれるにぞ、公儀にても之を御稱美ありしかば、入部の上斯かる御尊もありし事なれば、能く心得て無事を計るべしと、申されし程の事なりしに、三代目に至りて大公事をなせし事あり。其故を尋ぬるに、前にいへる如く川筋に於て、所々の領分入組ありて、洪水毎に水損の患あつて、何れも是に困じぬる故暫、彦根と公事をなすと雖も、是に勝つ事能はざれば、私領の分申合せ御代官石原に勧め込み、一統之を腰押して大公事となり、雙方公儀へ願立てぬ。此頃は三代將軍の御治世にして、板倉内膳殿御老中を勤められしが、能く東照宮の御内命御墨附等の譯を知りて居らるゝ故、此公事川筋の事に始まり、湖上の事に及び、彦根の船湖上往來して、大津に於て賣買・交易・運送の事を禁じむ杯云る事に及びしといふ。御老中列席に於て、彦根より願出でし者に向ひ、湖上の儀は帝都要害の場所にして、

井伊家と
大津代官
との訴訟

彦根勝訴

御内命御墨附等も之ある事なるに、外より彼是申立つべき事にあらず。何故石原清左衛門を拜領して、存分には致されざるや」と申されしに、餘の御老中には何れも口を噤み居られしといふ。彦根も是迄此事を申募りぬれども、大切の御墨附斯かる輕々しき事に出すべき事にあらざれば、之を出す事なく、石原には其事彦根より申しぬれども、湖上は公領の事なり。彦根にかゝはりし事にあらず。御墨附といへるも僞なり」と、之を信用せずして申し募りしに、内膳殿の詞にて、彦根いよ強く成り石原を拜領すべし」と申立てしにぞ、石原は永代大津の御代官を命せられ、急度由緒も之ある趣なれども、之を召還されて餘人を代らしめ給ひ、公事十分に彦根の勝となる。江戸へ大廻する荷物等、京より大坂へ下し、紀州路を廻りて送るよりは、大津へ出し湖上を経て少し陸地を運びぬれども、伊勢桑名より積みぬれば、難船も少く便利宜しきとして、京都に限らず丹波・丹後より送り出せる荷物澤山の事にて、之を湖上の運送しぬるに、彦根領中長濱其外二ヶ所の湊ありて、百艘の船を浮べ、大津の方へ行く時は、木炭の類澤山に積みて、歸りに荷物を積みて、往來とも

船を空しうする事なく、大津よりの船は荷物を積みて長濱へ到りぬれども、歸船は空船にして、聊の木炭をも積ましめずといへり。石原には公事に依りて召返されしが、其人死去せしかば、其子に再び大津の御代官を命せられ、夫より今に至るまで之を勤む。されども斯様の大變に及びし後故に互に心よからず。殊に大津に於て、彦根の屋敷御代官の屋敷に隣りぬ。其方内に住める町家六丁計りは、御代官の支配を受くる事なければ、公領私領と分れ、毎々境目等の争論絶ゆる事なかりしに、十八年前互に和睦をなして、宇治銚子口鹿飛を切開き、湖水の水を落しぬれば、湖上三尺計りも水減じて是へ植出ウマダシをなす時は、三十萬石計り公儀の御益となり、彦根領も之を植出し、其上伊吹山の麓其外所々に於て、澤沼等の水はけ悪しき處の水さばけて、彦根にても十萬石餘も益ある事なれば、之を申合せ、雙方より此事申立てぬるに、湖水の儀は帝都要害の場所なり。之を切開き湖水減せば、王城の要害手薄く相成るべし。如何心得らるゝや」と、御老中より申されしかば、雙方一言の申譯なく、何れも差控を窺はれしが、其儀に及ばず」とて相濟みぬ。されども領中過分の益

彦根と大津の確執

湖水切落の訴いで

ある事なれば、この事なしたき心止まず。然る處膳所領中百姓太郎兵衛といふ者、

其後之を思立ち、又願出で、「自力を以て致したし」と申立つるにぞ、彦根より再び申出づる事成り難ければ、この

者の腰押し候金銀何程入用ありとも、此方に引受くべしとて、頼にこれを勤めしといへり。公儀にも是御聞届有つて、宇治已下の流下に御

利害ありしかども、攝河川筋の村々一統に不承知を申立てぬる故其事止みぬ。斯

くて其願出でし者も病死せしが、其遺言にて、「我れ今死すれども、之を葬る事なく假

に埋置き、子孫數代を経るとも我が志を繼ぎて、幾度もこの事願立て、其願成就せ

し上にて葬をなすべし」となり。其子其志を繼ぎ、先年再び願出でぬれども、此時も

攝河の村々、命にかへて一統不承知を申立てぬ。其故は湖上三尺の水減じ、川筋三

尺の水増さば、是迄さへも常に水の爲に苦しめらるゝ事なるに、定めて攝河村々は

悉く流失せぬべし。近江にて三十萬石の御益ありとも、攝河にて三十萬石の損あり。

其上大勢命にかゝり、難澁に及びぬる故なりとぞ。然るに是も亦死し、遺言して

假覆なるが、文政十三庚寅年、其子亦之を願出でし由にて、公儀より御勘定方御

見分にて、攝河川筋村々へ御利害之ありと雖も、一統不承知を申立て、何れも命を

御觸

捨つる覺悟なるにぞ、一旦鹿飛銚子の口左右へ、八間づつ切開かるゝ由の御觸なりしが、之を御引上になり、再び御觸直あり。其文に曰く、

此度從江戶表依御下知、江州勢多川自普請所再見分爲糺方御勘定方被差遣取調有之、右自普請相願候場所之儀は、有形附洲之箇所而已、纔に上浚致候迄之儀にて、總體川床浚候共違ひ、殊に銚子口鹿飛邊へ差綺候筋にては無之候間、勢多川筋附洲之分、上浚致候迎、川下に到り格別落水相嵩候程之儀は有之間敷候間、其段流末村々之者共へ厚申諭候處、一同致承伏候間、市中川添町々相糺可申聞候事。

寅十月

乍憚口上

一、江州勢多川附洲上浚差支有無之儀御糺に付、町内町人共相糺候處、左之通申上候。右は浚に付、落水多少之程難計、差支之有無何れ共御答申立がたく、乍併川添濱借家有之候町内之儀故、度々洪水にて難澁仕居候折柄之儀に付、萬々一此

御觸につ
申いての答

上落水相嵩候ては、彌難澁相増可申哉共奉存候得共、是等は全見越之儀に付、川上在々一統承知之上者御多分に隨ひ度段町人共一同申立候に付、此段以書付御答申上候。已上。

船町年寄

總御年寄中

右淡海の水を落し新田開發の一件は、備中新見藩中小山三藏に聞けり。此人元來彦根家中にして、故ありて新見の家來となれり。右自普請の願、數萬金の入用ある事なれば、膳所領の百姓深見村太郎兵衛者一己の力にて、いかに思ふとも成るべき事にあらず。斯かる大名の後立うしつだてある故なり。黄金の費何萬ありとも、彦根より之を出し、たとひ程よく成らずとも、之を患ふる事なかるべし。「たとひ如何なる事ありとも、少しも難儀せしむる事なく、彦根に於て安穩に暮さるゝ様致しやるべし」とて、内分にて始終力を添へらるゝ事なりといへり。さもあるべき事と思はる。

井上河内守の邪淫

先年遠州濱松の城主井上河内守出府の節、本庄の方とやらんに鷹野に行きしに、或下屋敷に屋敷守の家計り一軒あつて、外に人家とてもなく、至つて廣うして物靜かなる所なりといふ。河内守には僅五六人の近習計りを召連れて、この所へ入來り、何れも跡に残し置きて、只一人此内へ入りしに、此家夫婦のみの暮くらしなるに、折節主は外へ出でて其妻計りなりしかば、河内守此女に迫りて邪淫せむとせしに、是に従はざれば、刀を抜き斬殺すべしなどと、之を脅し押倒して之を犯さむとす。斯かる折節、其夫歸り來り、此體を見て大に怒り、河内守を取つて突飛ばしぬるにぞ、河内守大に憤り、其者を斬らむとす。この時近習入來り、之をとりさへぬれども、其者少々手疵負ひしといふ。其女は、先年河内守の奥に奉公せし事ありとも風聞す。如何ありしにや。斯くて近習の者共、河内守を宥め其男へ斷りぬるに、この者之を諾はず、「我が留守に河内守參られ、我が妻を邪淫し、其折節歸りぬる故是を咎め支へしに、却つて我を殺さむとして、斯く手疵を受けし旨、公儀へ委細申出でしかば、井上は大に不首尾となり、「大名の邪淫前代未聞」とて、其惡評至つて高かりしが、之に依りて其後奥州棚倉へ所替仰付けられ、

小笠原主殿頭には肥前唐津へ所替となり、水野左近將監には濱松へ所替となりぬ。棚倉は奥州の内にも至つて惡しき所にて、彼の國は米穀澤山にて、至つて宜しき國なるに、其中にて米さへろくに生せざる地面多くして、萬事不自由の所なりといへり。井上は古へ武功多き家にして、世の知る所なるに、斯かる事を仕出し、遠く先祖を辱かしめ、惡名を末代に残しぬる事、恥づべき事にあらずや。

小笠原家中は皆無學文盲

唐津は棚倉と違ひ、至つて繁昌の地にして、四方便利も宜しく近邊に長崎などありて、候にも御用を勤めらるゝ事故、すべて國中文化盛に開けて、町人百姓に至る迄學問・武藝等を専ら嗜みぬる土風なるに、彼の棚倉より引移られし人達は、家老始め一家中總て無學文盲にして、上下の禮儀も分ち難く、言語も分らざる事多く、夏などは大おほしほり絞おほしほりの浴衣の袂なきに袴を著けて、夫々の役所へ詰め、常に手拭にて天窓を包み、白晝に屋敷門前或は町中などに立ちながら、煎賣〔賣カ〕の饅飩・蕎麥などを買喰ひし、諸役人つまらぬ觸を出しなどして、町人百姓にこだはられ、國政頓と立ち難くをかしき

同家中の失體

事のみ多し。或時町家へ家中の若侍八人連にて至り、酒を飲みてありしに、其家の主と心易き虚無僧の用事ありて出來りしに、客ある様子なれば、入つて用事を辨へむや、歸りて又來らむやと、しばし門邊に思案してありしを、其者共之を見付け、武士の咄を立聞する段不埒なり」とて、内へ引きすり込みて、散々に之を罵り、斬つて捨てむといへるにぞ、虚無僧有體に之を申譯すれ共、一向に聞入れずして、一人刀を抜いて斬懸けしを何の苦もなく其刀を打落す。之を見て七人の者共、皆刀を引抜き斬つて懸りしを、悉く打落し一々其刀を奪取り、其取りたる刀を以て其旨を訴へ、「最早此方より免す事なし」とて、大に憤りぬるにぞ、何れも刀は奪取られ散々に打擲の上大に恥をさらしぬるが、今更詮方なくて八人の者共、低頭・平身して種々之を詫ぶれども、更に之を聞かざれば、何れも大に困窮し、其家の主を頼み種々斷りて、やう／＼と免されしといふ。此虚無僧は筑前の浪人のよし。

又何れの國にても年貢上納せざる内は、商人に米を賣拂ふ事は法度なれども、地頭を侮り困窮せし者共の斯かる業をなしぬる故、之をなさせじとて、領中を目附兩人

同目附農
民に辱め
らる

づつ幾群ともなく見巡りぬるに、或時俵二俵を荷ひて、町へ出づる者に出會ひぬる故、これを咎めしに、「是は米にてはなし」とて、其所を馳せ過ぐる故、兩人之を追ひかけて改めむとし、其者に迫りしかば、其者其俵を下し棒を外づして打つて懸る故、兩人の目附も刀を抜いて打合ひしが、何の苦もなく刀を打落され、兩人共半死半生に打据ゑられ、刀をば二腰ともに之を踏みゆがめて其所に捨置きぬ。兩人とも痛苦し堪へ難けれども、人目に懸りては己が身分に係りぬる故、やう／＼と起上りて辛うじて内へ歸りしが、之を見し者ありて、程經て其噂ありしかば、暇を出されしといふ。

又町廻の役人、馬子の無禮を咎め之を捕へむとせしに、其馬子大に惡口してこれと掴み合ひしが、馬子に叶ひ難き様子なれば、刀を抜いて斬つて懸りしに、これも刀を引たくられ、己が刀にて散々にむね打に打据ゑられ、其刀をば石に叩き付け、刃を悉くつぶし溝の中へ投込みて逃げ去りしといふ。

又城下の者共、鍋島家の領内今里へ行き博奕をなし、日を経て歸り來らぬ者ある

由を聞出し、之を召捕らむとて彼の地へ到り、其所へ届くる事なく、直に其家へ踏込みこれを召捕らむとせしに、狼藉者なりと博奕打共打寄つて、捕手の者共を打倒して、之を搦め置き、御家來五人其餘番人共、當所へ出來り狼藉せし故、之を召捕り置きぬ。受取りに參らるべしとて、嚴しく唐津へ掛合ひしかば如何とも爲し難く、此事表立ちては當家の恥辱なれば、何卒内分に成し下されよとて、種々に相斷りて事濟になりぬ。されども斯かる淺猿ちやましき事なれば、其評判甚しかりしといふ。是迄小笠原の家來至つて人少なりしに、此度唐津へ所替に、長崎御用の手當など事の缺けぬる故、足輕多く抱へ込みぬるが、領中にて町人・百姓より之を召抱へむとすれ共、可なり小身を持ち、聊にても其産ある者共は輕卒たる事を恥ぢて、之を諾ふ者なき故、馬子・日雇など其日を暮らしかねぬる者共の刀を差す事の嬉しく、常々頭を下げし町人・百姓の上に立て、權威ぶらむ事を欲する惡徒共、多く召抱へられしかば、いよいよ見苦しき事多しといふ。又若き侍共は、毎夜市中を徘徊し、人の妻娘などの往來するを引捕へ、常に理不盡に邪淫すといへり。元來小笠原の勝手向宜しから

同家中の
よからぬ
理由

同養子の
風儀取締

ざるに、所替等の物入多く、其上前にいへる如く、家來始め諸役人共、皆々菽麥を辨せざる程の愚人共なれども、私欲奸智は長けて多く上の物を私すといふ。斯くの如くなれば、六萬石の身代にて三十五萬兩の借金あり、公金尤多く所々名目の金も少からず、町人より借入れしは三分の一に足らずといふ。斯かる中にては銘々己を利する分別を専らとせしに、出羽庄内酒井左衛門殿より養子入らせられしが、此人家督あるや否、直に家老諸役人に至るまで不忠の者共悉く押込め、夜中出羽より附添ひ來りし腹心の家來兩人宛召連れ、家中より町家に至るまで忍びやかに歩行し、家中の者共の不埒ふらちなるは、見付次第に之を咎め姓名を糺して之を罪せらる。斯くの如く嚴重に致さるゝ事故、近來風儀も追々改まり、少しく借財の主法もつきかけしといふ。一切は家中の者共、此主を毒害せむと工めるなど、種々の取沙汰ありしかば、井戸に錠をおろさせ腹心の者之を守り、日々の膳部も奥にて煮焚ありし事と聞けり。さもあるべき事と思はる。彼の地の者共三四人に聞きけるに、そのいへる所同じき故、聞ける儘を書付けぬ。

天保二辛卯二月八日御觸の寫

川浚の御觸

此度江州勢多川附洲浚糺方之儀に付、追々承糺候處、兩川口淺瀬に相成候而者、市中衰微之基に相成候旨、一同相歎居候趣、無據筋に相聞候に付、先達而申渡置候通、淀川・神崎川・中津川筋者不及申、當表諸川海口迄御救浚之儀、江戸表へ申上候處、此度勢多川・宇治川・淀川等一時に浚方被仰出候間、先市中相歎居候。海口・安治川口の手始いたし、追々大浚申付候間、此旨可令承知候。

右之趣從江戸表仍御下知申渡候條、御仁惠之程難有三郷町中江可申間候。

演舌

江戸堀五丁目
同 三丁目

一、當廿一日・廿三日當通達組にて、銘々共兩町並外組にても、兩三町宛總會所へ御呼出之上、川崎治左衛門殿・永瀬七郎右衛門殿被仰聞候者、此度兩川口始川々大浚御目論見有之に付而者、町々に而地低之場所並家普譜等に而地上げ可致様之場所等致請落、右浚方之土砂爲貴受可申。尤大浚之に儀付、土砂多分之事に候得者、成

同口達

丈け貴受方相増候様、組合町々へ被相進可申。尤浚方者最初川口を段々上筋川と浚方に相成候に付、貴受之儀は其町々最寄浚之節爲上げ候儀に有之間、其心得にて前以組合限貴受土砂・坪數相認め、銘々共掛り總年寄中へ差出候様可仕旨被仰聞候。

但右御申渡之後、川崎治左衛門藏御宅へ罷出、尙又就右心得方之儀等相尋候處、別に仔細も無之、此度者格別土砂多儀に付、於町々隨分致出精、縦令格別地低に無之共、空地等有之場所へ者貴請置、追而普請等有之候節、相用候様にも在之度、且大道坏者高き方、水捌も宜敷道理に付、箇様之砌大道之不陸等一樣に相直し候様有之度儀に付、其心得を以一統へ相談し候間、可然段被仰聞候。尤此儀者表向御申聞之儀に者無之、御内意に有之候事。

川浚土砂市中並町續在方之者へ差遣候儀、兼而砂船之者共願有之筋も有之、百坪已下之願者不差遣。勿論百坪已上にても貴土砂願高之半坪者、川浚土砂差遣、殘之分者砂屋共に可致相對旨申渡候仕來に候得共、此度大浚目論見に付て者、少々に

ても手近之場所へ土砂爲捨候は、格別浚方之便利に相成、且浚方も十分に行届候筋に付、市中川々大浚之節者多少に不拘差遣可申。尤大浚中に限り、兼而砂屋共願有之半坪、砂屋共へ與不及相對、不殘川浚土砂のみ可差遣候間、町々申合大道其外地低之場所等、可相成丈け見繕可申立旨申通し、取調早々可申聞事。

此度勢多川浚之儀に付、攝河村々並三郷町中之者共、歎訴いたし候淀川筋之儀、累年土砂埋り、次第に川床高相成、兩川口之儀も追年淺瀬に相成、干汐之節者諸廻船之向折々入津差滯候儀も有之候哉に相聞、申立之趣全謂儀共不相聞候に付、格別之御仁惠を以、勢多川浚之有無、攝河村々三郷町中歎訴之筋に無御拘、諸民御救之ため淀川筋上流を神崎川・中津川を始、兩川口迄大浚、並右川之兩縁之堤嵩置腹付等之御普請、別段之御入用を以被成下度段、此度江戸表へ被仰上候處、勢多川・宇治川・淀川共、一時に浚方被仰付候段、御下知有之候に付、此節專右御目論見御取調中に有之候。尤御入用銀之儀者、兩御役所御溜銀之内を以、過分之金高御目當有之候得共、何分大層之御普請に付、右御目當銀而已にて者、思召通十分之御浚御普請向

御行届在之間敷哉と、御心配有之事に候。元來此度之儀者攝河之諸民を始、三郷町中之者共、永々安堵繁昌いたし候様との厚御憐愍、御仁惠々、被思召立候御趣意にて、全成功之處を深御心配之儀に有之、此方共に於ても、御仁心之程を乍不及奉感心儀にて候。大坂三郷町中二百餘年不相替連綿と繁昌いたし、銘々安穩に致渡世候儀者、偏に御上之御仁德故之儀にて、町中一同兼て冥加之程を難有可奉存儀者勿論之事にて、且又大坂之儀者、江州湖水之末流宇治川を始、其外川々落込口源不盡之淀川末流海口に在之、本領無雙之都會之地とは誰々も相心得可申儀に候處、諸人存之通、追年川筋次第に押埋川床高相成、勿論兩川口之儀者、別而無御手拔御浚方有之候得共、何分多年晝夜之無絶間上流は押下げ、海手は洶り上げ候而、土砂にて湊口一體淺瀬に相成候故、無據御手入之儀も、水尾筋之外者御行届無之様成行候儀者自然之道理に付、大造之儀として被思召候得共、此度大浚被成遣候はば、諸廻船運送之無滯相成、此上町中追々繁昌彌増、縦令此後川筋大水之節迎も、兩川縁之堤損所不出來候得者、攝河川縁三百餘ヶ村之百姓共儀も安堵いたし、益、御

上之御仁政を難有可奉存儀に可有之との思召を以、前書大浚御普請向をも被仰上候事に有之候間、右體御誠意御仁惠之程を難有奉存、御國恩之冥加を存、銘々子孫へ福力を殘陰徳之志有之、右御救浚御普請向之御手傳申上度存寄候者共も有之候は、無遠慮書付を以可申上事に候。尤町人共へ上げ金等可被仰付御素意に者無之候得共、御入用銀連も大層之儀に付、殊之外御賢慮を被爲惱候儀にて、格別之御仁惠無御據手薄之御普請に可相成哉と取調掛被仰付候。此方共に於ても、如何計殘念に奉存候儀に付、一應町人共へ前書之次第申諭、存寄をも承候様可致旨、御奉行へ申上候上、諸株、諸問屋、諸仲間之者を始、三郷市中志之者共へ、此段申達候間、厚御仁惠御實意を能々致會得、銘々誠實之心得を以、篤と致勘辨可申聞旨、夫々可相達候事。

但諸株、諸問屋、諸仲間之内に者、此節御手當申上度趣相願候志之面々も相籠り可有之候間、右之向者、最早此度之不及通達儀に候。其邊斟酌可有之候事。

大浚掛り

圓山藤三郎

由比一郎助

右御演舌書を以、當十四日當郷於總會所に、總年寄中々右之通此度川々大浚に付而者、御上様別而御心配厚御趣意之趣、町々行届候様可申聞旨被申渡候間、右厚き思召、大坂市中、在々共永年繁昌之素、銘々篤と會得勘辨可有之事。

天保二辛卯年二月十四日

年寄

家持中

家守中

借家中

右の通の御觸ありて後、御融通方十人兩替、其餘大家にて金持の分三十六人選み出し、西御奉行所へ召され、掛の興力、總年寄等より冥加金上納すべき由、利害ありしかば、銘々身の分限に應じ之を上納す。鴻池善左衛門・加島屋久右衛門の兩人は、金子千三百兩を奉り、加島屋作兵衛・升屋平右衛門八百兩づつ出し、島屋市兵衛・加島屋十郎兵衛・山家屋權兵衛三百兩づつ出し、島屋市五郎は二百兩出せしといふ。

〔頭書〕 始三十

冥加金の
上納

勢多川浚謀

三四一

六人召出され次に七人五人、夫より追々に召出されしといふ。予が聞けるは斯くの如し。其餘も定めて同様の事なるべし。其外町々の甲乙によりて、町人借家人一統に申合せ、銀子三貫目出せるもあり。又二貫目一貫目八百目五百目三百目、其町の分限に應じて上納せしといふ。〔頭書〕別召出になりて、金子上納せしは格別の事なり。其餘一通の町人は、大抵兩敷地の坪割にて、一坪に付町程といふ割合なり。借家の方は、町々の振合に依りて、表借家百文、裏にて五十文、又口間一間に付き百文、五間の家なれば五百文、裏百文宛と定めし町もあり。又町人共僅の金子を差上げ、借家の者より過分に上納させむとて、金二歩一歩二朱一朱出せなど、權柄に觸廻りし町などもありしが、これらは年寄町人中不當の致方なりとて、借家中之を誹はす。又總て株ある輩は、廻船廻米船樽船檜垣炭薪水扱仲間に至る迄、毎株に冥加金を上納するにぞ、此金高凡そ十萬兩に及ぶべしと風説なり。又川浚中大坂三郷町中より毎町に十人宛の人足を出す。年限凡そ十二三年もかゝるべきとの積なりといふ。又川々を浚へし砂を毎町に頂戴致し、地形を直しぬる様にと、總年寄より内意之あり、毎町に二百艘三百艘、少きは百艘づつ申受くる様になりぬ。又砂持人数十人に限るべからず、随分出精致し候様にと内意之あるにぞ、年寄共相談にて、年寄共より銀三枚又は二枚一枚づつ上納し、御手傳人足町々騒ぎ立て、多きは二三百少きは五十人計り、皆一樣の揃そろひの半纏股引板縮緬天鷲

砂持人足

御手傳人足

絨等の手搔手すきに、花笠をかむれるあり。又は思ひくゝに華美を盡し、何れも目を驚かせる出立なり。船印には天滿組北組南組と三郷の印を付し、幟のぼりを船に押立て五色の吹貫吹流し、何れも四五間もありぬ。竿に付けぬるに干なり瓢箪如意半月満月花籠風車與之助狐藥玉等思ひくゝに仰山なる山車をつけ、鉦太鼓にて囃し立て、二三日も午前より大坂中を踊り歩あるき行て、其日になりぬれば、多くの船にて押行く様、さながら船軍の如し。〔頭書〕仰山なる船印を押立て、多人数の騒々しき有様、船軍の如き有様見るとも怪しく思はしき事ともなり。始めより「遊山船遠慮に及ばず、男女とも場所の見物勝手次第たるべし」となれば、之れを見むとていづれも見物に行きぬるに、大坂中の船一船もなく、之れを借らむとすれば、三日も五日も前かたより頼置きて、漸々と借受けらるゝにぞ、川は船に塞り陸は往來群集して、大いに押合ふ事なるに、中には種々のにわかなどなして行きぬるもあり。伏見町唐物仲間より御手傳に出でしは、何れも唐物を用ひ、すべて唐人の出立にて、上官になりしものは羅紗の衣裳に牡丹には珊瑚珠・ギヤマンを用ひ、蝶などの形になし、曲糸を持たせ、長き煙管を持ち、童子にとほめがねを持たせ、行列美々

しく出立ちて場所に到り、曲糸に腰をかけ、烟草を吸ひし由にて大いに咎められ、其の場より直に追ひ還さる。何者の業にや伏見町唐物屋の門に、落首を書きて張り付けぬ。

唐人が追ひかへされて不首尾町羅紗もない事毛氈がよい

衣裳の華美を咎められし故なり。斯くの如く追々衣裳等を禁じ、二三日も手前より所々踊り歩行き、場所に到りてもなほ踊をどりをなし、踊り草臥れて肝心の砂を持つ者稀なりしかば、其驕り怠りを咎められ、踊り歩行きぬる事は勿論、鳴物をも禁せられしかば、夫より進んで出でむといへる者なき様になりしといふ。蜂須賀には在國にて病氣なりしかば、有馬入湯を願ひ奉り、大坂の屋敷へ著かむとせしに、遠方より川口の有様を見て大に驚き、海上に碇を下し船を止め置き、早船を以て之を見届させて漸々と入津し、細川は參勤なりしが、此有様に驚き先例もあらぬ事なるに、堺へ入津せしといふ。予も五月十日船にて家内引連れ見物に行きしに、大に群集せし事なりし。其場所の人を積り見しに、凡そ六萬計りもありと覺ゆ。尙追々に

出來れる者限なし。されども其場廣き事なれば、押合ひて歩行になやめるは道筋計りなり。善きにつけ悪しきに付けて、忌諱をも憚らで種々の戯をいひつる曲者あり。其一二を記す。

天下 國恩湯 船の滞り、さしつかへ、
太平 濱の痛み治する妙薬。

抑、此御薬の儀は、第一に仁政を強くし、上を淨くし下の痛惱いたみなやみを治し、陰氣を去り陽氣を益し、潮津しほつの海路を浚へ、瀬に凝たる悪き土砂を除き、地を開き難風のぞきを除、船差支滞りをよく通せしめ、塞ぎたる人氣を治し、黄白の廻まはりを善くし、膽を安んじ、總て下の煩ひを助け、益、泰平にして長久なさしむる事神の如し。又婦人・小兒の類ひは、親・夫常々心を用ひ、怠なく服さしむべし。心を正直にして邪氣の愁なし。最も晝夜・朝暮に是をせんじ服し、御薬の難有を仰ぐべし。尙此餘功能數多なれども、筆紙に盡しがたし〔行カ〕を是に略す。

一、此御薬は諸國に出店有之、大坂表は勿論、遠近の津々・浦々・山林・幽谷追追繁昌に相成申候。

大坂仁惠町の繁昌皆方 安堵仕町

御免 市中堂 有賀恭助

右加島屋吉左衛門より借りて之を寫す。これ等はまだしもよきたはれ事なり。下に記せるは、板行になして市中を賣り歩けるを書付けぬ。

大坂町中 川口砂持ふるけれの拔文句

風雅でもなく
しやれでもなく、

そろひのはつび著る
町の會所下役。

とたんの拍子に、

◎まうけする
尻なしの甚兵衛小屋。

詞もしどろ
足どりも、

治三子の腹
ぢやいなとくく。

やアさほくと
見苦しい、と

乗合船の
ばい、か。

とんと畫に
書いた通り、

新山より淡路島
見る風景。

今日のしぎ
かく有らんと思ひ、

辨當して見に行く
京の客人。

ツイテ
次手にかうちやと
足さきで、

蛤取つていぬる人。

遊興に耽り、

うつくし者づれと
遊山船。

あの如く一致して
丸まつた時は、

川筋賑やひ
天神祭の如し。

日本一の
あほうの鏡、

質置て形りゆすりすぎ
上の衆に叱られる者。

訪れて
こゝへ来る人は、

砂持見にくる近在の人。

難儀となりしは、

三月廿七日川口見に下つて
淀で難船に遇うた人。

是は思ひもよらぬ、

夏のまうけ
取越す木綿屋。

とめてもとまらぬ、

紅すりの揃拵へる
町々の若者。

こぶしはなれて
取落す、

どんとこ船の
糺遣ふ人。

ほんにかうとは
露知らず、

掛茶屋の物が賣切れ
ひだる腹でいぬる人。

お尋ねに預り
お恥かしい、

きのお迄大海であつたに
大なる島になり山が出来る。至る迄

冥加の程が恐しい、

道々あきんどの
金まうけ。

うつりかはるは
世の習ひ、

船に乗らぬ先に
錢とる川口の渡場。

水門柴部屋
物おきまで、

安治川開發よりの
賑ひ。

早う御渡し
申したさ、

三月八日より
川浚へ始まる。

エ、
有り難しく、

おひく出来る普請。

幸今日は
日柄もよし、

船でやたらに
おこる人。

仕やうをこゝにて
見せ申さん

かんくつてはり込む
町々のそろへ。

おもしろい、

潮時にふへる
島の中のたまり水。

ひいはりと
しぼりし竹を、

たんと砂持
強い人。

又吹出す、

せひても
あるけぬ群集。

ハ、ア
嬉しや本望や、

かし船や
えらばやり、

押しとめられて、

茨・住吉の八つ橋
さかりのかきつばた。

出行く足も
立どまり、

掛茶屋の群集。

ほしがる所は山々、

安治川堤
御蔭の如し。

心残して立出づる、

茨・住吉で高い
物食ていぬる人。

そりや眞實か
まことかと、

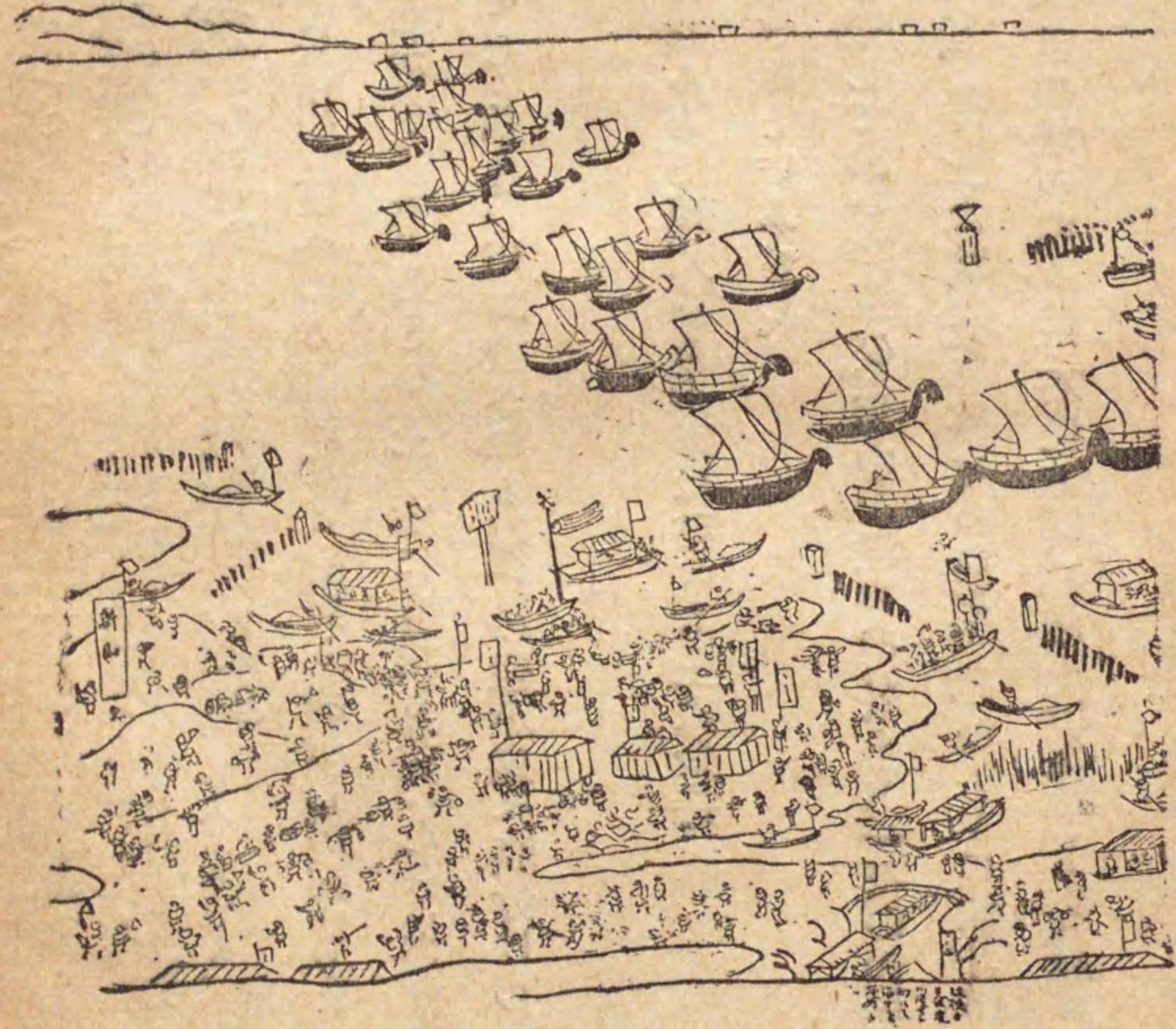
淋しい野崎観音さん。

卯の春に山を築地の賑ひは民の樂しみなほ重ねらん

勢多川浚漂

勢多川渡

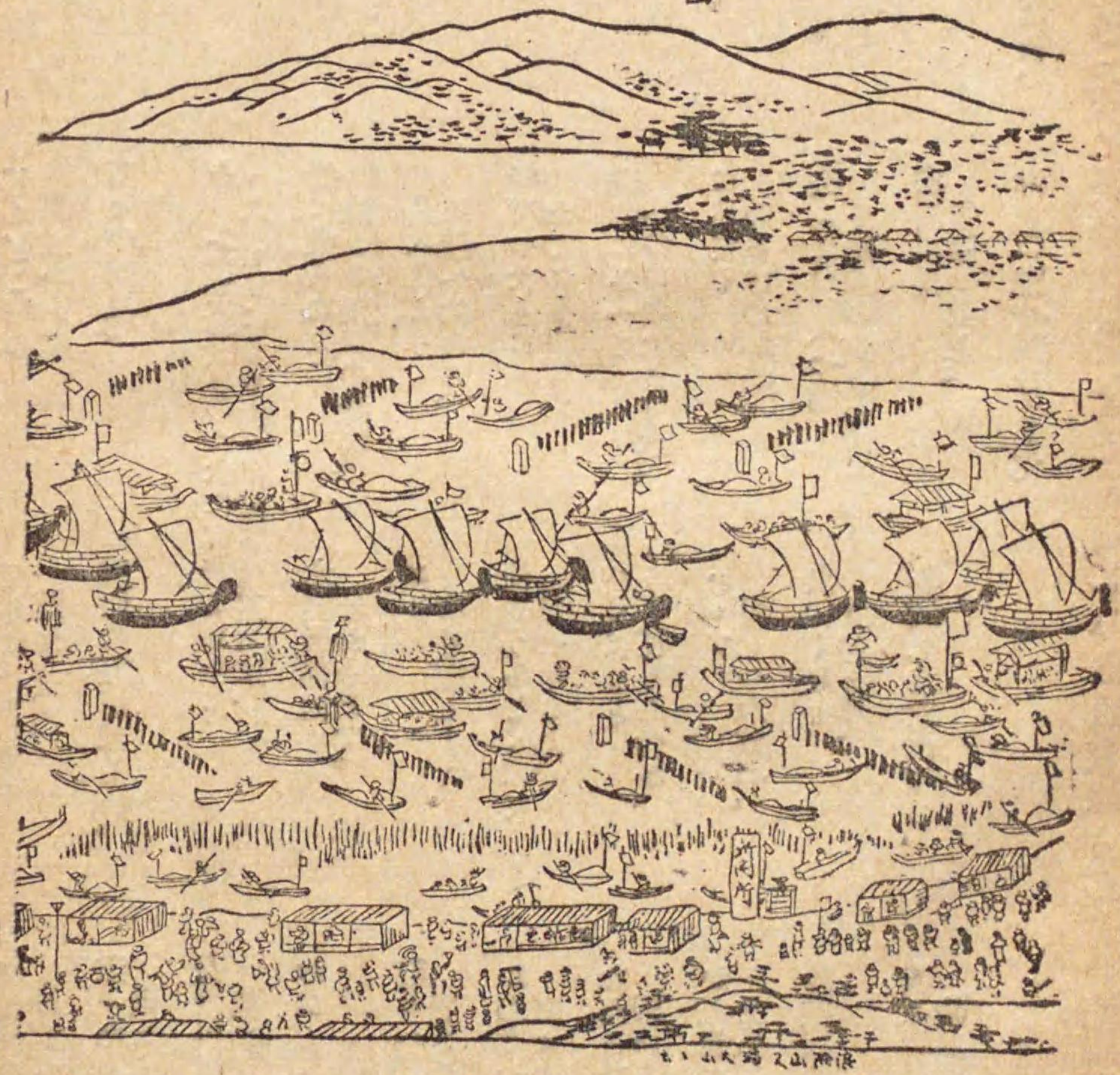
天保二年
三月廿三日
勢多川渡



二四

浮世の有様 卷之四

六甲山



二五

〔頭書〕五月頃より川口砂持の場所へ海龜二頭出来る。至つて温順の物なりといふ。大勢の人寄集り其腹を見んとて、十人計りにてこれ返さむとするに、少しも動かざる故、是に酒を與へ、海上に放ちやりしに、又出來りて、其邊の溜水に住みて、二つとも動く事なし。其首は牛の如しといふ。七月に至り玉子を生む。大さあひるの玉子に等しく、御奉行より命ありて之を取らせられしに何れも皆瞬へりぬ。市中にも取來りて之を飼ひ置きぬるものあり。其首常の龜よりは至つて大きく申に入る事なく、手足も同じ様にして長く水掻ありて指分つ事なしといへり。〔治三子ノ腹ノ註ナランカ〕

右の板行とほかに、川口浚へぬる圖面などを賣り歩行しが、たちまち板木御取上げになりて、おとがめを蒙りしといふ。中にも最も甚だしきは、御奉行の門へ張札、落首等をなせしといふ。川口浚へぬる場所の假小屋へ張付けしといへる落首を聞きしに、

大鹽の引きたるあとは川さらへ下は砂もち上は金持

是等は最も甚しき事といふべし。

斯くて何れも力を盡して砂を持運び、海中を埋めぬれども、一夜の内に潮さし來り、波にて砂をゆり流し、勞して其功なき事なるにぞ、思ひ／＼に四斗樽・明き俵・蜜柑籠等に砂を盛りて、其儘埋めぬるに、石屋仲間、兵庫御影邊よりも、船にて石を持來りて土砂留をなす。

公儀より船方へ申付けられ、夫れ／＼に石を上納なさしめ、また諸國へ廻船せし歸りには、何船にても少々づつの石を、一統に持ち歸るべしと命せられしといふ。砂持に出ても目立ちぬる働せし者には、鳥目・酒等を下され、働く事なくして踊り遊べる者どもをば、別に引き止めて當り前の砂を持たせられ、大いに叱らるゝことなりとぞ。

右川浚一件は、西御町奉行新見伊賀守殿御掛なり。御同人には文政十二〔年脱カ〕四月より大坂へ來られしが、天保二年辛卯八月十七日御奉書にて、五日の仕度道中常例の通との仰付けられのよし、廿一日川口築地見分あり。今日迄に三方六百間の石垣成就し、石垣に添ひ三間に一本づつの松木を植ゑ、三尾木等をも悉く打廻し、新地中の小川橋等迄残る所なく出來せしかば、「此所は今日限になすべし。明日よりは内川のみ浚せよ」と申渡され、明くる廿二日發駕あり。歸府の上御側御用取次格に仰付けらる。是迄先例に之なき立身なりといふ。大坂へは是迄堺御奉行勤められし久世伊勢守殿、台命を蒙り來り給ひ、川浚引續いて之あり。

奉行新見
伊賀守昇
進

巳の春迄にて大浚止む。何程浚をなしても、直に元の如くに埋もれぬる故、如何ともなし難しと見えたり。天保五甲午の春三月に至り、大坂中へ右冥加金差上候御褒美を下さる。予も二十文頂戴をなしぬ。

○前文缺
ケカ 時節無御座候。又々舊冬寺々出火有之、近所も毎々にて于誠困り入申候。先冬時日迄にて左の通、

十二月十二日曉

大龍寺之辻子御存之通四條寺町東へ入所

大地也 淨信寺本堂・庫裏とも不殘燒失大火。

同十六日

同じ辻子

大地也 西林寺本堂計不殘燒失大火。

廿九日

高倉五條

宗仙寺本堂・庫裏とも不殘。

大火 右隣の寺も右同斷。

正月三日

上の町天神北隣

了蓮寺本堂計。是は中途にてもみ消申候

同日

下の町

長寺・正圓寺 右同斷

四日

善長寺 右同斷

同日夜四つ時過

下の町寺町綾小路也。

京都火事

大地也 松光寺 本堂庫裏とも
大火也 不殘焼失。

右之通毎日々々、其外西寺町上寺之内邊之小寺夥敷。扱々困り入申候仕合に御座候。早々鎮り候様奉祈入候。以上。

前文京都より年始狀之裏書也。何も付火にて其者召捕られぬ。生國加賀之者にて近年益、佛法盛に相成候事忌々敷思ひ、本山之大地多き處なれば、先京都之寺を焼拂、夫より諸國之寺々をも焼拂候様之由、天保三壬辰早春之珍事也。於大坂も稻荷濃人橋にて人殺有。年禮に出て伏見堀に倒れ込み死せる有。三十石〔船脱〕くつがへり九人溺死。久寶寺町酒家三男大釜に落入り煎殺さる。石川五右衛門已來の事也。十日蛭參詣大に群集押倒され、けが人多有之よし、江戸も元日・二日に火事有と云。春來大抵こんな者也。御覽之上此狀御返し可被下候。以上。

伊東様

私在所備中國松山城下侍屋敷々去月廿六日午の刻出火。風烈に而及大火、外曲

輪内侍屋敷迄焼込、翌廿七日卯上刻火鎮申候。焼失左之通、

- 一、侍屋敷 但長屋共 八十九軒 一、學問所 一ヶ所
 - 一、會所 一ヶ所 一、門 二ヶ所
 - 一、厩 一棟 一、番所 三ヶ所
 - 一、橋 一ヶ所 一、家中土藏 三十五ヶ所
 - 一、家中物置 廿六ヶ所 一、町家 五百九十四軒
 - 一、町家土藏 百一ヶ所 一、町家物置 九十六ヶ所
 - 一、辻番所 五ヶ所
- 右之通御座候。尤城内別條無御座候。人馬怪我無御座候。此段御届申上候。以上。

西横堀京町橋東詰北へ入る所尼崎屋長兵衛借屋に、鹿崎屋伊助といへる者あり。此者四五年前迄は、齋藤町に住して加島屋伊助といひ、船町加島屋幸七出入の者な

りしが、至つて姦惡にして、種々のよからぬ事を工み、本家に對しても不埒なる事多く、其上妻の病死せし後は、骨肉を分けし十六歳の娘に邪淫をなし、禽獸にも劣りし者なるにぞ、本家よりも家號取上げて、出入を差留められぬ。五年計り已前より横堀に宅變し、始めは油・下駄・草履など商ひしが、變宅の後は、灰屋の株を求めて灰を商とす。此家元來宿屋・米屋など住居せしかども、十年餘あまじりに三人の變死ありて、何れも縊首して死し、二人目の縊首が書置に、「二階よりして頻に我に縊首せよと勸めぬる者ある故、據なく其事に及びぬる由」の書置なりしとなり。斯くの如く不祥の家なれば、誰ありて其家借れる者なし、久しく空家にてありしかば、家主長兵衛も之を困りしかば、「三年の間無家賃にて貸すべし」といへるにぞ、之を幸として借り受けて變宅せしといふ。齋藤町に住せし時、娘との不義世評高くなりしかば、懷妊せし小兒を墮胎せしめ、娘を奉公に出し後妻を設け、間なく女子出生し、天保二辛卯年、此兒三歳になりぬ。正月六日の事なりしが、伊助は倅先妻の子にして二十歳計りなり。と共に、四日より紀州の親類の方へ赴き、夫より所々商あきなひの得意先を巡りぬ。留守は後妻と

三歳の女子に、廣島より出來り近き頃召抱へし僕と三人のみなりしに、此僕不良の賊心を生じ、六日夜主人母子を殺害し、金三步・錢五貫文其外衣類・手道具の類を盗み取り、外より盜賊入りし體にもてなし、自若としてありしが、直に御吟味になり召捕られ、高麗橋にて三日の間晒されて、竹鋸の上礫に懸けらる。留守中に妻子殺害せられ、斯かるためし世に多くある事にもあらず。之を聞ける人毎にあはれの心を生ずる事は、自然と人情の然らしむる所なるに、「これ迄積惡の報むくい、斯くぞあるべき事なり」とて、伊助が舊惡に花咲きて、骨肉を懷〔妊脱カ〕せし事など専ら噂をなし、誰ありて、伊助を不便なりといへる者なし。伊助が如きは人外なれば、之を論ずるも益なし。されども人々平常の行を心得て、毎事に慎むべき事なり。同夜せんだん木筋に縊死あり。高麗橋筋に盜賊あり。今日年越にて天下一統に祝する日なるに忌はしといふべし。

同廿四日麴町犬齋橋筋より一筋西の辻西へ入る所裏同町福島屋何某が借家なり。井中へ、黒猫誤つて陥り死す。借家の家内、朝に水を汲まむとて井に到り、之を見付けて大に騒ぎ、十

卒爾の訴

二三計りの女子、井中に投身してありといひて叫びつゝ、家に歸りて打倒れぬるにぞ、其聲に駭き、其家は勿論長屋一統、井中を見るに其女のいへる如く、十二三歳の女子と見えしかば、其由を家主へ届けぬるにぞ、直に年寄へ訴へぬるにぞ、年寄も町代と共に之を篤と見聞し、其由奉行所へ申出でしかば、檢使兩人早速に入來にて、人夫を以て之を引上げしに、黒猫の溺死して尻の上に向ひ、其尾の前髪のの如くに見えしにぞありける。檢使以の外憤られ、斯様の事あらば早速に引上げ、とくと養生をも加へ、能く〱糺せし上にて申出づべき事なるに、卒爾の至、此方共引取りしとて、頭へ何共申様なし」とて、以の外に叱り付けらる。さもあるべき事なり。町内一統一言の申譯なく、平詫ひらわがに詫びぬれども、檢使之を許さず、「何分にも引取るべし」とて、其場を立去られしが、辻一つ越えて北の方へ曲るや否や、兩使も怵へかねて、互に面を見合せ笑を忍ぶ事ならざりしといふ。これまで可笑をかを忍び叱り付けてありし中にも、可笑しきを怵へし事、役目なれば苦しき事になん有りぬべく思はる。斯かる卒爾の事なりしかば、三日計りも引しらひ、やう〱にして事済みになりぬ。

其間猫の死骸を捨つる事もなり難くて、是にむしろを著せ番人を付けしといふ。此町の年役といへるは、吉川屋武助といへる者にて、商買は質家なり。大馬鹿の名を揚げぬ。斯かる卒爾のためし古より未だ聞かず。後代とてもありぬべしとも思はれず、可笑をかき事なり。

各地の變

龜山にては正月六日の旭二つに見え、十五夜の月真中に筋ありて、二つを合せたるが如く、十八日夜、保津川の下より山本村の方へ、四斗樽に等しき光り物三つまで飛行きし。烏雉子の類大に騒ぎ地震せしといふ。京都にても、正月七日には餘程強く震ひ、同十八日も同斷、廿四日・二月朔日などは至つて烈しく、其餘三日目・五日目位にて、一日に少きは三度、多きは七八度大小ゆらざる事なく、又晴雨毎に必ず震動ありといふ。

浪華にては三月八日より川浚始まる。市中三郷より冥加として上納せし金子、凡そ九萬五千兩餘といふ。其外毎町に浚上げし砂、百坪又は五十坪づつを申受け、又川浚場所に於て、砂運送の御手傳として、毎町に五十人百人宛の人夫を出し、中に

は町中人を拂ひて二百・三百・五六百人も出づるありて、一樣の襦袢・股引・紅絞・鬱べにしざり金・淺葱等に緋縮緬の襷を掛け、中には悉く縮布を用ひしもあり。伏見町邊唐物仲間には、一樣に毛氈・羅紗等を切裂きて、總て唐人の行粧をなして出でぬ。これは目立ちぬる故御咎を蒙りぬ。大坂三郷三組に分ち、其印の幟を建て町毎の印には纏を用ひ、山車は半月・千なり瓢箪・藥玉・與之助風車・五色の吹貫・吹流を船毎に押建て、川口に之を繋ぎ置きて、砂持又踊れる様を見るに、さながら軍陣の如し。之を見物の人々大勢集ふ事なれば、さながら合戦の如し。日カ六七萬の人数集まりぬ。蜂須賀は海上船を留めて進む事能はず、遠見の早船を出し其様を見届けしめて、漸々と心を安んじ入津するに至り、細川は恐れて是に近づく事なくして、堺へ船をつけしといふ。前代未聞の事なり。是にて其大騒なる事を知るべし。初の程は毎船に太鼓・鉦を叩き大に騒ぎしが、後には之を禁せられ、船印も何町々々といへる幟計りにて、大騒なる指物・船印を停止となり、踊をも禁せられしかば、砂持に出づる者も減少し、追々暑に向ひぬるにぞ、見物に行ける人も至つて減少に及びぬ。

昨年十月の事なりしが、中國の御城米を三百石・千三百石の船に積込み江戸へ下りしが、志州名切島にて、其御城米を奪取り、船をば石を積みて海中へ沈めて、難船の様になしぬ。此島は公領にて近江信樂御代官多羅尾氏の支配にして、自國の事なれば鳥羽の預あづかといへり。夫より難船の趣、信樂へ申來りしかば、早速手代村上□□なる者見分に罷越して之を糺しぬるに、難船に相違なき由なれば、所の役人は申すに及ばず、鳥羽の郡奉行迄の印形を取りて、右船頭を引連れ大坂へ來りしに、大坂に於て之を吟味有りしに、奪取りし始末、船頭より白狀に及びぬる故、再吟味の爲め十二月廿七日出にて、村上は志州へ下りぬ。

これ迄年毎に、名切島にて難船五六艘づつあらぬ年とはなしといふ。されども眞實の難船は五六艘に過ぎず。餘は船頭と馴合ひ、難船の様をなして奪取り、偶、之を諾はざる船頭ある時は、残らず打殺しぬる事とぞ。此度御城米を奪はむといへるにぞ、庄屋久右衛門といへる者、これ迄年々斯かる業をなしぬれども、未だ公儀の御城米を奪ひし先例なし。こは外々の事には類たぐひ難し。若し露

顯せば、何れも命を失ふべし。此事は思ひ止まれとて、之を制しぬといふ。されども年寄を始め一統の者共、口を揃へ斯かる業をなすには、公儀なればとて何の恐るゝ事あらむ。久右衛門も年寄つて元氣衰へぬれば、彼にかまはず奪取るべしとて、いかに制すれども之を聞かで其事に及びしといふ。然るに信樂より手代下り、難船に定まりて引取りしかば、何れも久右衛門を誹謗せしとなり。斯かる程の悪事なれば、誰いふとなく勢州の悪漢共、之を知りて十人計り黨を結び、公儀の御役人と偽り吟味に至りしにぞ、島中一統之を陳すれども之を許さず、江戸表へ召捕り行かむといへるにぞ、今は詮方なく金子百兩を賂ひて内濟を願ひ、漸く島人も安堵すといふ。素より騙かたの事なれば、首尾よくかたりおほせぬる故、早速に引取りしといふ。斯くて勢州に於て又も外の悪漢共申合せ、再び始の如き様にて名切島へ渡り、嚴しく吟味する故、再吟味迄ありて事濟みし由言譯せしに、「此方より外に公儀より役人來りし事なし。夫は定めて騙かたなるべし。急度吟味を遂げて、其者共をも共に召捕るべし」とて、誠しやかにいひ募れるにぞ、詮方

なくて又金子を賂うて漸々と相濟みぬ。其跡にて島中寄合をなし、「斯様に度々金子を取られぬれば、骨折も空しく成つて何の益もなき事なり。斯かる様なれば、又如何なる事をいひ來むも計り難し。たとひ公儀の役人にもせよ。此後出來る事あらば、悉く討殺して海へ投入るべし。何れも能くく心得居て、出來りなば太鼓・鉦にて相圖すべし。一統に出合ひて其事に及ぶべし。必ずく手筈を違ふ事なかれ」とて、何れも議定せしといふ。

信樂の手代には、斯かる事ありとは夢にも知らず、勢州より船に乗り志州へ渡りしに、正月六日未だ夜深にて丑の刻頃に其島に著きしにぞ、方角も分難き程の事なれば、人家に立寄り門を敲き、「庄屋久右衛門へ案内せよ」といひぬるに、内より是に答へぬるやう、「我は近き頃、他國より此島へ來りぬる故、所の案内はいふに及ばず、庄屋の名をも知らず。外にて尋ねられよ」といへるにぞ、詮方なくて又外の家を敲きしに、同様の返答故、又外の家を叩き起しぬれども、是も亦同様の事なるにぞ、手代には足輕兩人・長吏兩人、主從五人にて渡りしが、何れも大に怒り、「其島に住みて庄屋

名切島の
住民信樂の
手代を
打擲す

島民足輕
ならびに
長吏を殺
す

を知らぬ事のあるべきや。偽をいへる事の不可て脱とカ番人をして之を打たせぬるにぞ、此者大聲を發し、人殺なるぞ、何れも出會ひ我を助けよ」と叫びぬるにぞ、兼ねて申合せし事なれば、太鼓・鉦を打鳴らし、人數を集めて五人の者を取巻いて、乍たちち足輕一人・長吏一人を打殺す。手代種々にいひ聞かすれども更に耳にも聞入れず、斯かる事に及びぬる故、止む事を得ずして刀を抜きて振廻し、かども、大勢に敵し難く、天窓に二ヶ所の疵を蒙り、股を二ヶ所・面に二三ヶ所の手疵を負ひ、總身を打叩かれ、這々の體にて其場を逃去りしかども、如何とも詮すべなく、濱邊に到り倒れて死せし如くにてありしに、大勢之を尋ね來り、海へ投入るべしといへるにぞ、最早逃るゝに道なき故、覺悟を定めいへるやうは、汝等公儀の御城米を盗みし上、斯かる狼藉に及び、愚にも身を全うせんと思へるにや。我は公儀より吟味の爲め入込みし者なり。今更命を惜脱むカきやうなし。兎も角も計らへよ。さりながら元來米を盗み取りし事故、其米別條なくば、何も命にかゝはる程の事はあるまじく、頭取りし者兩三人は其罪逃れ難ければ、遠島位にはなるべし。今我を殺

しなば、一統に死罪なるべし。我れ命を惜むにはあらず。殺さむと思はゞ速に殺すべし」といひぬれば、此期に及び命助からむとて、入らざる口を費す事なかれ。早く打殺し海に投せよ」とて、何れも其事に及ばむとせしに、老分の者共、之を聞分け、命を失ふ事なくば許しやるべし。露顯せし上は頭取し者流罪は詮方なし。命にはかへ難し。助けやれ」とて制せしにぞ、漸くと殺す事を止まりぬ。兼ねて一人にても助け置きては、後日の妨なれば悉く殺すべしとの定なる故、人數の手分をなし、尋ね廻りし故、山中にして足輕を探し當りぬるに、是も命を突出し、兎も角もすべし。汝等僅か此方共計りの人數と思ふべけれども、其方共の惡事露顯せし故、大勢を以て四方を取巻きてあれば、我を殺し、とて、其罪逃れ難く一統の命に拘はるべし。元來米の事のみなれば、命に懸かる程の事にはあらざるに、罪を重ねて命を失ふ事、自業自得といふべし。早く我を殺して其罪を重くせよ」といひぬるにぞ、何れも命を失ふ程の事にあらずば彼を助くべし。彼を殺し、とて、命取らるゝも無益なり」とて殺さざりしといふ。斯かる大變なれば、隣村より鳥羽・信樂へ早速注進に

足輕の奇
智

及び、鳥羽よりも早速に手當ありて公儀へ訴へ、信樂よりも直に元々木村右近右衛門・杉本權六郎の兩人、大勢引連れて驅著きぬ。公儀よりは伊勢藤堂家へ仰付けられ、千人の人数を以て濱手を固むべしとなりしに、鳥羽の郡奉行迄同意にて、「難船の印形せし程の事なれば、等閑の事にあらず」とて、「海陸の固め千人にては不足なれば、三千人にて相固め申すべし」とて斷り奉りて、其備嚴重なりしといふ。斯くて名切島の者共都合七百人を召捕り、勢州へ引來り之を吟味なしぬるに、七百人の内にも罪重き者四百人、其外御城米と知りぬるも、知らずして買ひぬるも、志州・勢州等にありて其掛なれば、これ等をも召捕られぬ。又船頭は伊豫の者にて、未だ志州へ來らざる已前、紀州に於て御城米を分ち賣りぬる故、此〔カを脱〕買ひし者共へも、所の役人附添ひて下りぬるに、伊豫より呼下され、斯く大勢の者共を入置く牢とてもなければ、卒〔にハカ〕に人家〔カを脱〕假牢にしつらひ之を入れ置きぬ。江戸よりも追々御役人出來られぬる故、公儀御役所をしつらひ、これに滞留あり。役所計りも公儀を始めとして、信樂藤堂などよりも其役所あり。又村々より附添の者共、地頭より

島民七百
人吟味

勘定奉行
の出張

の役人など、夫々に宿〔やどり〕を定め、至つて大騒の事なるに、名切島の者共、一村の中にも同名の者多くありつて、「何村八兵衛を呼出せ」といひ付けぬれば、多くの八兵衛出來り、大勢〔カ〕事故一々面を見覺え難く、混雜するのみにて吟味行届き難く、大に困じ果てられしに、江戸より御勘定奉行來られて、之を數十組に分ち、「何十番目の八兵衛・何番目の組の彌兵衛を呼出せ」とて、一々帳合に引合はせ吟味ありしかば、是にて少しは吟味の道付きしとなり。海中へ沈めし船をも、人夫を以て引上げしといふ。斯かる大そうの事なりしかば、一日の雜費も莫大の事なりといふ。追々吟味をなして江戸表へ罪人共を送り下せるも、至つて仰山なる御手當なりといふ。信樂の御代官多羅尾氏の元々木村右近右衛門といへるは、家相家の賀茂丹後を信じ、其指圖を受けて人の相を改め、御代官其外一家中も悉く之を改めぬるにぞ、御代官始め丹後とは至つて心易きにぞ、折節肥前松浦にて、庄屋何某が悴倉吉といへる者、同人方へ便り來り、「上方に於て身を納めたき由」を頼みぬるにぞ、幸に庄家の子にして、算筆をも能くする事なれば、木村へ談じ「輕き奉公にても、又は

養子にても苦しからねば、之を世話なし呉るゝ様に」と談せしに、木村早速に諾ひぬ。「然らば來年卯の正月は月もよき事なる故、貴家〔へ脱〕つかはすべし」とて、其約をなしぬるに、志州の變起りて木村を始め彼の地へ赴きし事故、詮方なく、五月迄には事済に及ぶべければ、五月に至りて行くべき〔しカ〕と定めしに、一件一向に埒明かずして、これも亦成り難きにぞ、幸ひ家相の事にて、信樂・日野・八幡邊に用事出來せしかば、右倉吉を近江に遣しぬるにぞ、此事信樂御代官所にて、同人が聞來りしを記せるなり。何れ八月迄も掛かるべき事に思はるれば、引越は九月にすべしと約定せしといふ。

前にいへる村上何某は、元來信樂にて醫師の子なりしが、士を好みて五六年前より手代となり、志州へ到り大難を受け、辛うじて命は助かりしかども、數ヶ所の疵を蒙り癢となりしといへり。

四月七日の事なりしが、蝦夷・ソウヤ・カラフト邊の沖に當りて、卒〔にはか〕に小山の如くなる者見ゆるにぞ、文化の初にも斯かる事ありて、何事にやと思ひしに、イギリスの

外國船の
亂暴

賊船出來りて、大に亂暴せし事ありしかば、此度も油斷なり難しとて、松前より出役の奉行櫻田久米藏、嚴重に濱手の固〔かため〕其備をなす。然るに次第々々に近づき、九日に至りては鮮かに分りぬるに、大なる異船に人數千計りも乗りしやうに、思はれしかば、船に乗りて此方よりも出張せしに、其船次第に沖の方へ引去るにぞ、之を追懸けしに思寄らざる石火矢を打懸けられ、散々に敗走せしかば、異船勝に乗つて引返し直に上陸をなし、濱手の人家を放火して切りまはるにぞ、櫻田も早々逃去りしかば、直に奉行所へ入りて、松前の圍米は申すに及ばず、金銀諸道具悉く船へ取入れ、櫻田が若黨一人と蝦夷人一人とを擒にし、異人の過ぐる所悉く放火して船へ乗込みしが、如何なる故にや。蝦夷人をば小船に乗せて放ち返せしといふ。

櫻田如何に軍事に疎き男にもせよ。小山の如き大船を、うか／＼と追懸くる事もあるまじく思はる。是は定めて異船よりも小船を出し、之をつり付けしなるべし。是にうか／＼賺されて石火矢にて打ち拉がれしなるべし。何れの道にも無謀の不覺といふべし。

斯かる有様なれば、直に軍使を以て江府へ注進ありしに、佐竹南部津輕等へ廿五日に御暇を給はり、廿六日直に出立して各、自國を固めらる。津輕に〔は脱〕折節大病に臥して居られしかども、おして出立ありしといふ。

近茂平の
談話

出羽庄内酒井左衛門殿の大坂藏敷に、勤番せし人の中に、近茂平とて物頭を勤むる人あり。此度酒井家にも出張あるが故に、茂平をも急に召還さる。前文の始末は、此屋敷へ國元よりいひ越しぬるを聞きて記せるなり。此茂平がいへるに、「先年賊船來りし時も蝦夷へ出張せしかども、異船は疾くに歸り去りし跡を、久しく固めぬる事故、至つて徒然なるに、蝦夷人共種々の物を持來りて之を商ふに、異國の物にして一々珍らしく、直も至つて下直なる故、種々の不益なる物など買調へて、歸る頃には三百目計りの借銀をなしぬ。又此度も雁も鳩も立ちし跡に出張をなし、又借銀をなす事のつらしとて、悔み言ひひつゝも下りしが、これが國元へ下り著きぬる頃には、最早諸家ともに陣拂になり〔し脱〕由申來り、蝦夷へは松前の分家に玄蕃といへるが出張にて、之を固めらるゝ」といへり。先年の事もあれ

ば、大抵之れを心得て、何れに〔か脱〕上陸して賊をなせる事なれば、賊をおびき上げて其後を斷切り、元船を打破る手段もあるべき事なるに、石火矢に膽を取拉がれ散々に敗走し、斯かる不覺を取りし事歎すべき事なり。

御蔭踊

大和國日靈には、「山上にある所の水神の社の錠前、故なきに開き金幣と大神宮の御祓と中に入りて、水神の神體は外に出しありし」とて、昨年御蔭參の最中に、之を専らひ流行らせ官へ達して、新に宮を造替へしかば、大勢參詣ありて至つて繁昌をなす。斯かる事なれば、大和一國大に浮かれ立ちしに、米穀・紅花・綿等に至るまで、倍々の豊年なりしかば、御蔭踊とて昨年十月の初より踊り出し、地頭の年貢も物買へる價も、其儘になし置き浮かれ廻りしが、當年に至り益、甚しく、大家の女、願人坊主に著きて出走し、或は其所にて不義・淫の事、妻も娘も大方之をなさるはなく、親も夫も之を制する事克はず、其有様詞には演べ難しといふ。近來大和川の流に宇治橋を架け、橋の前後に旅籠五六十も建並べ、紅綾り襦袢・手拭等一様の仕立にて駕籠を進め、三寶荒神の馬を引連らね、其先には相の山を拵へ、お杉・お玉ありて三絃

を弾けば、新に朝熊の萬金屋を寫し、廿五ヶ年隔て、外宮の宮を建て、山上には大なる茶屋・宿屋を建連ね、すべて伊勢を寫しぬといふ。四月十五日には予が知れる者はに參詣せしが、其頃は別けて賑しかりしといふ。然るに同月下旬に至り、地頭より寺社奉行出張にて、宇治橋萬金丹茶店社人の家等悉く之れを打碎きしといふ。こは地頭へも届けずして、我儘に立てし故とも、又伊勢より差障りしともいへり。五月節句前より攝津國箕面中山の邊、御蔭踊流行出たし、灯燈・幟・衣裳の類、追々大坂へ注文し、男女混雜にて二百・三百宛、植付をもなさで踊り歩行しといふ。怪しむべき事なり。

御蔭參も、早春には四國・九州・中國等より相應に出でし様子なれども、昨年比すれば十分一にもあらず。近き頃予が知れる者疫死せるあり。一人は白子裏町出雲屋六兵衛妻、歸後三日計りにして死し、一人は福島にて海老屋佐市といへる質屋なり。是は道中より病みて三十日計りにして死す。坂の下の宿屋にて明石の士に攝州富田京屋何某が荷持、首斬られしといふ。こは此不法の事をなせる故、據なく斬り

地震

しといふ。功德なりしとぞ。

京都・龜山等の地震、春來二三四五日目に或は三度・五度・七度づつもありて、中には折々厳しきもありといふ。大抵雨降らむとする前、晴れむとする前に多しといふ。五月八日には大に震ひ、十六日には昨七日以來の大地震にて、京・龜山とも一人も残らず大道へ逃出でしといふ。

大坂にても二月朔日初更地震あり。同五日巳の刻少しく震ひ、三月五日子の刻に震ひ、五月五日辰の刻にも震ひし由なれ共、予は道を歩行きて之を覺えず。同八日二更大地震、昨年七月二日の如し。同十六日未下刻大地震、是も八日に等しき上に震ふ事長かりし。恐るべき事なり。

四月廿二日の夜、美濃國笠松といへる所大雷にて、川を隔て、相對する兩村悉く家を倒し、偶、倒れざる家には、屋上に船の如何して上りぬるにや。屋上に止まり、是が爲に棟折れぬるあり。又三抱も四抱も五抱もありぬる大木の、半より折れ根より引抜くるなど、目も當てられぬ有様にて、膽潰れし事なりといふ。斯様の大變な

美濃國笠松の天變

れども、此二ヶ村計りにて隣村には何事もなく、小家一つも別條なしといふ。斯程の大變なれども、二ヶ村にて死人兩人にて怪我人もなかりしといふ。鷺も是にあてられしと見えて、片羽翼根本より切れて落ちしといふ。雷計りにて斯様に破損する事はあるまじく覺ゆれば、龍の天上せしにやなどとして、其所の噂なりしといふ。播州網干の者江戸より歸り來り、其所の様を見しとて、予が知れる方に立寄りて、舌を卷いて語りしといへり。

松平出羽侯新川開發に付領中への觸書の寫

大川筋追々高く相成、近年に至候ては纔之出水にも損所多、此上連に川底上り候て者、如何體の水難可有之哉難計、甚御氣遣に被思候。仍而此度出雲郡出西村々下庄原村へ新川御普請御議定被仰出、當春々御取掛りに相成、誠に御入國已來之大普請、右に付て者是迄御公役等之御出金に相倍し、夥敷御物入に候處、打續年柄不宜。其上江戸表御屋形御普請御公役を初、廉立候臨時御物入差添、近年田畑不熟不少御

松平出羽侯新川開發の御觸

損耗彼此に付、新川御普請之儀者可成丈被差延、是迄種々當分之御手入にて御猶豫雖有之、此節に至候て者甚危く相聞、川下郡中之安危に係はり候儀、元來大川筋は大層なる御田地之當中を相通候處、萬一水害有之候而者、人命者勿論御田地にも相掛り、大切至極之儀、最早片時も難默止場に至り、御支配之御手繰に無御願御議定被仰出候。然る上者萬端嚴敷御儉約不被相用候而者、御支配向難立行御難溢に至り可申、御取締第一之儀、東西共に心配可仕旨被仰出候。右に付御入用格別に相省候様、諸役所へ委曲談之候。

卯二月十六日

右御書付之趣、被得其意觸下中へも可申候。以上。

二月廿二日

堀彦右衛門

高木 權平

清水寺

年行事

右御書付之趣、可被得其意候。已上。

天保二年雜記

乗相院

書狀の寫 前文略

一、出雲郡大川替、十郡人夫二十餘萬、當四月迄に被仰付候。秋又三十萬程も被遣候由、二四年之間五六百萬人も入候事歟。誠に大振向候。尤川敷家三十家計寺四ヶ寺、田地六千石程、川敷之者悲歎之至り、併此度者是迄例もなき御仁心之儀を以、寺竝塔堂の分者上御建立被成遣、右川敷に相成候者へ二萬貫文被下置、十郡へ利なし五萬貫文御貸付、年賦にて御取立、二萬貫文之儀者被下切り上納に不及。當四月中も御國中貧民へ五萬貫文被下置。則一人前一貫二十五文也。右様當年者御仁心之御惠有之、一統難有奉存候。貴衿様も當時他國に御滞留候共、畢竟御國人に候得者御悅可被成奉存候。餘者拜顔萬話と申留候。頓首。

月日

觀照房

性三御房様

元五祿壬申年五月八日

行カ
嚴有大君大君十三回御忌之節、日本諸宗江府御召に依りて法筵之あり、本願寺より知空（光龍寺）と申す代番罷下り、諸寺諸山より守護札差出し候へども、本願寺のみ差出申さざる譯、御老中大久保加賀守殿より御取次を以て、趣意申出候様に付、廣問書之寫。

本願寺廣問書

此度御大切之御忌に付、日本諸宗之寺院御召被爲在候。依之諸寺諸山方守護札被差出候處、於拙寺者無其儀如何之儀に哉、御尋被遊奉得其意候。夫當宗旨者淨土眞宗と稱へ、人皇八十九代龜山院勅免に而、都中に於て天下安全御祈願所被爲建置候。開山親鸞聖人存生中無類之奇特有之候故、諸宗智者達被立不審、種々難問有之候得共、諸神諸菩薩之本意を被説示申候。殊更正讚淨土經に念佛成佛是眞宗と釋尊説置給ふ。此文面に因而淨土眞宗之勅許被爲在候由、中略、凡一切萬法之中、念佛成佛、極樂不退之眞實報土之往生を遂候も、眞宗之經法なる故と申心にて候。阿彌陀如來者、三世十萬諸佛諸神之師匠法皇之根元、一天三千大世界之中

に唯一之御大將、今日本にて人間之始天照大神之御事にて御座候。依而上天下界十方無量、一切諸佛、諸神、神明、星宿等、皆々阿彌陀佛之御子、御弟子、分身開闢に候。依去真向尊像者日神大神宮の御徳を奉仰候も、直拜は無禮之儀故移取、阿彌陀佛と一體なる事を爲知候にて御座候。夫人間者元來三毒とて、貪・嗔・癡に佛性之精神を惱し亡す大毒心有之候。我一流者因果を識候事肝要に致し候。何事も因果と存候得者世に一つとして遺恨無之候。何事に不依、今身に報ひ候善根者、我過去に爲し置候處之種々報來にて御座候。中略。元三毒煩惱枝葉之數八萬四千之惡煩惱と成候を、彌陀如來悉皆退治有之候。其上功德善根を與へ成佛令爲候故、五劫之間思惟坐禪工夫も被遂、四十八願を起給ひ候。然らば如來一切之衆生大願を立、衆生成佛之願行不取正覺之御誓を奉願、攝取不捨之利益にて、罪深き女人等障多、煩惱不知凡夫迄、速に三界六道之生死火宅出離往生極樂令爲事、他方法とは申候。自方法は凡夫容易に難遂候。彌陀之他力易行者、貴賤男女、心亂不斷を不論、罪之深きを不厭奉公業體に無暇輩も、亦一文不通、願行不勤、經說見分難く、道理に不叶人々に者似合

たる法にて御座候。自力は譬千里有る道を五百里三百里行て、其所に行滯而、先へ不行者は一足も不行者と同事にて御座候。如來他力本願者慈悲方便、之三つを満足し給ひ、萬善萬行萬法之主にて候故、千里彼方此方なる成三毒之凡夫を極樂世界に令往生給ふにて候。念佛行者をば八萬四千之光明之中に納取、罪劫を消滅し功德の主と成給ひ候。中略。然りとて親鸞獨念佛を尊み、彌陀を尊信致候に者無御座、天竺大唐日本諸宗何れも其宗々之知識を極め、是迄ぞと云へる所、其心之奧旨に至て可被在御覽候。彌陀者無量諸佛一行萬法之肝心にて御座候。中略。畢竟念佛と云ひ妙法蓮華經と云ふ主人公、無爲真人本來面目種々名を付候得共、他事更に無之候。天竺龍樹菩薩と申は、十地薩陲にて千部論を作候て、八宗と分け、知之至り道之極りに候得共、智惠も行も悉放捨、一筋に彌陀を願、念佛三昧を被勵候。十住毘婆沙論世に残り、天台大師は法華經六十卷之注を書、全法華宗を建立、法華經一卷妙法蓮華と釋始められ、以下八卷共八品六萬九千三百八十餘字文非他事候。西方彌陀を尊み念佛唱よとに候。摩訶止觀中に顯然に候。依而傳教大師も外天台を立、内彌陀

佛を念せられ候。慈覺大師は自ら如來尊像を造り、持佛堂に安置被爲候。弘法大師學道此日本に第一驗候。神變通力無類に候。彌陀念佛を被信候事、尤嚴重に而、世之人所知に候。達磨大師以心傳心、不立文字、教外別傳之悟道に候得共、見性悟道と申は則彌陀を奉見に非ず。坐禪正意之臺に一念南無阿彌陀佛と唱へ、淨土對面彌陀を奉見と被申、自身得道にて一心不亂に念佛三昧を遂給ひ候。其餘碩學明聖皆皆念佛被唱候。中略、さる程に念佛行者は摩尼珠を求るに悉叶が如く御祈禱之御事、唯今に至り別に何を新、印札に拵差上可申儀も無御座候。今天下〔に脱〕於而門主が札守獻せられず候者、家之式宗之作法を相守、此度とても札守等出し不申候。乍然開山聖人數ヶ條之式法被定候内、別而三ヶ條肝要之教を覺悟仕候。此三ヶ條當流之守札と存候。第一諸佛、諸神、諸菩薩不可疎。是皆彌陀之分身、御弟子、垂跡隨相也。所々鎮守氏神等之修理興行祭禮之砌、諸人同前少も籠略に不存。隨分御馳走可致候。第二諸宗、諸法不可誹謗。其故は三國に弘る所之諸宗千百十宗、是一切萬法一如にして、更に差別無之候に付、諸宗を謗候時者、釋迦を謗候道理に而、則阿彌

陀佛を謗申に同様可爲事。第三に領主、地頭之令を蔑に致申間敷、深く公を尊み御意を違背不申、御政道に不背親へ孝、君へ忠、五常を相守世間傍輩へ偽邪、表裏を不構、正法を本と可致候事、尙又開山親鸞聖人は、天津兒屋根命末孫、大織冠之御子房前太政大臣淡海公御子孫、長岡左大臣内鷹公之玄孫、皇太后宮大進有範公御子にて、初天台に列、慈鎮和尚之弟子となり、其後黒谷法然上人に隨身にて、俱に念佛三昧を弘められ候。親鸞北の方は月輪殿御娘玉日姫と申候。夫れ夫婦和合之道者私ならず。是萬法根元にて天は父、地は母也。其中に生を受ける者皆天地之子也。一天之御主帝王を奉、初御夫婦坐まさねば御子孫絶たせ給ふ。則此日本天照大神御父母伊弉諾伊弉册尊夫婦之道を初め給ふ、此國に生れたる者、全佛道は神道之障りとなる者にては無之候。神明菩薩は則國土之事にて、上一天國王々下萬民に至る迄、佛法正意爲る彌陀之本願に貴賤男女之差別無之、女犯肉食更に往生之妨に不相成候。但邪淫とて眞實之縁に非る事は、佛戒にて經說に迷前、男女有り、悟後男女なしと釋せられ候事、能々御得心御玩味可被成候。依去態々一宗を被建、道俗男女に等しき御

佛跡を以、無邊之衆生濟度有之日本之大導師にて御座候。就御尋あらかた粗方相認差上候。宜御披露頼上候。已上。

本願寺門主代番
光隆寺知空在判

世間に流布して法談する廣間書といへるは、御法事を偽りて、右馬頭様御病氣に付、御祈禱せしといふ天照大神の御歌の上の句を、みだたのむとかへ、その外抱腹にたへざる事多し。これは眞の廣間書なりとて、友人野口姓が予に見せぬるにぞ、筆の序に寫し置きぬ。この坊主、時宜を考へ利口に言ひまはせし事、彼が才といふべし。

越中富山の大火

四月廿三日越中富山二千軒餘の町家、九分餘り焼失し、城中悉く焼失せぬ。家中屋敷も同様の事にて、やうく家老の家二軒焼残りしに、候は火を避けられてこの家に假住居ありといふ。寶庫も悉く火入り、丸焼になられしといふ。

江戸大雷

六月廿六日江戸大雷、八町堀にて女髪結おやすと申す者の家へ落掛り、四人家内の

所兩人即死。靈岸島にて増五郎といへる者、折節中暑にて打臥し居たる所へ落ちて、此者即死。五島屋敷玄關其外所々十八ヶ所へ落ちて、人死廿餘人ありといふ。

(頭書)去る六月當地大雷之御見舞被仰越、早速師家へ御披露申候。近年之雷有之候得者、兎角落雷多御座候得共、當年者度々者雷無之候へ共、六月廿六日八つ半過方春頃迄、初者無雨雷計り西北之間方鳴出候様に相覺、東方鳴行鳴出暫過大雨にて、光目をつらぬき所々に落雷仕、人十八九人即死、怪我人多有、是迄相覺不申候事に御座候。乍併師家御近邊者何事も無御座候。別而鳴も強無之候由被仰候。拙宅近邊は誠に鳴強、近邊へ者落雷仕候得共怪我無之大悦仕事に御座候。御安心可被下候。

山本半九郎様

右源八所者新橋邊なりとふ。

植田源八

當年は春より天氣殊の外片よりしが、別けて三月半より雨降りしが、其月中雨天續にて偶、雨なきも晴天といふはなく、曇天の(み脱)なりしが、四月に至りてもなほ雨繁く、二十(日脱)頃迄常に雨降りしが、夫よりして雨なく、五月に至り稻(植)付くる節には、所により水拂底の場所あり抔いひしに、五日・十二日・十五日・十九日・廿日・廿一日・廿四日・廿五日・廿六日・廿七日・廿八日・廿九日・六月朔日・三日・四日・五日・六日・十日・十一日・十二日大雨降りしが、其後は折に烟草四五ふくもすへる計りの雨、折に

大坂氣象變異

はありと雖も、天氣續にて暑氣例年に異なり、至つて堪へ難く、川々水減じ、江戸堀・伏見堀等小川は、水盡きて船の通路もなく、同月半よりしては朝夕に雲やけして、日の色も青かりしが、近在には折々夕立の模様あれ共、大坂に於ては頓と雨なく、人身蒸さるゝが如く燃ゆるが如く、何れも毒熱に苦みしに、七月廿六日未の刻、雷鳴四五聲ありて暫く夕立ちぬ。同廿七日は二十十日なるに、少しも風の憂なく至つて穩かなり。廿八日曇午の刻より大雨降出で終夜降續き、廿九日朝止みしが、巳の刻に少雨降り午の刻より大雨降出し初更迄降續きぬ。農家にては天黄金を降らすといふ。八月朔日終日夜に至る迄、少しく風吹きぬれども物に障れる程にてもなし、同十五日の月も快晴にして近年覚えざる事なり。當年は御陰當り年故、至天下一統豊年なりといひしが、其言に違はで稻・綿は申すに及ばず、其餘の作物悉く能く實りぬ。然るに七月下旬の頃、京都西六條山科の掛所に櫻花咲きぬとて、之を不思議の事なりとて、大坂よりも態々上京せし者などあり。總べて草木痛みて枯れむとする前には、時を失ひて斯る例ある事なるに、別して當年の暑さに痛める事にして、

所々草木の變態

怪むに足らざる事といふべし。之を始として八月始には、難波なる農家に作れる南蠻黍に饅頭を生じ、又同じ木にさゝぎを成らし、北野村にては同じ木の實の先なる毛の上に綿をふかし、川口村大神宮の宮地なる蘇鐵に花實を生じ、一は方八寸計りの玉の形をなし、一は劔先御被の形をなす。これ一木に生じて二つを一つにして詠むる時、狐の形すなどいひぬるに、尼崎にては植木に多く結びぬる實の中に、二つ計り桃實裂け開きて綿をふかす。其外艾よらぎに綿を生じ、芋に花を咲かす。芋花と艾にふきし綿といへる見たり。芋の花は折々咲ける事にて、此花咲きぬる家には必ず不吉ありとて、人々之を嫌ふ事にて珍しからざる事なり。艾は長けぬれば多く蟲の付きぬる物にして、枝の本間に泡の如くに液溜れる物なり。當年の旱に津液沸湯甚しく、これの凝りて綿の如くなりし物なり。是に限らずなんばきびの饅頭・桃實の綿など、何れも草木の病にして、何もよき事にはあらず。蘇鐵も花實を生ずれば其生せし方は悉く枯るゝものなり。〔頭書〕川口村といふは、本庄の渡を越えて一町計り行けば其村にて、大神宮は庄屋の屋敷地にあり。此庄屋近來大に困窮に及びし故に、其宮大破損なりしが、此度蘇鐵を見物に行きし人々の賽錢にて、立派に建立なる事なりといふ。本庄の渡賃常に日々一貫餘の錢を儲くる事なるに、蘇鐵見物に行ける様になりて、一日に十

二三貫ありて船四艘に。其外北野村の蘇鐵・肥後の屋敷の蘇鐵・櫻・新町・裏町松湯の櫻など、何れも花咲きぬるにぞ、不思議なる事に思ひ、是等を見むとて見物群をなしぬ。是等の事に付きて、御蔭なり不思議なりとて奇怪の説をいひ囃す曲者あり。又如何なる事かあらむ恐るべし惜むべし。

七月十五日の朝の事なりしが、當國灘魚津村へん變なる事なせし者有り。船大工政五郎と申す者、近村の百姓が西瓜買込受賣致し候て、七月十四日節季に相成、右西瓜代百姓方々取に參候得共不相拂、百姓方々段々催促の上言募り、終には叩合ひ、右政五郎を餘程打据ゑ候ゆゑ、口惜く無念の餘り、翌十五日朝々拔身の物をはづし、竹の先に仕込槍の形にいたし、自分家内に湯をたぎらし、若敵とふ者あらば、右にへ湯をかけ可申かまへにいたし居候處、右政次郎甥の子兩人連、門邊を打通候處を呼掛け、弟の方を井方へ投込み、右槍にて上方突候處を兄の方助けたまはれと止め候を、又兄を一槍に突殺し夫が隣家へ駈込、内儀朝飯をたべ候處を突殺し、其物音にあたり近邊の者逃出し候ゆゑ、狼藉者方々へかけ廻り狂ひ歩行き候處、村中之住

灘魚津村の珍事

江川太郎左衛門御手代柏木の亂心

人有馬宗益と申醫師、餘程之手利にて右狼籍者をからめ取り、漸騒動鎮り申候事。右狼藉者船大工政五郎年三十七八歳。即死甥の子兄十一歳。大疵同弟八歳。即死隣家内儀二十七八歳。有馬宗益二十七八歳。右有増申上候。無相違事に御座候。

同七月廿三日曉五つ時過、江府に於て江川太郎左衛門御手代公事方柏木林之助として三十八歳になれる者、五十日已前病氣にて引籠被居候處、ふと逆上之餘り及狼藉終に咽を突切腹被致候始末、同人子息健吉九歳未だ寢間に伏し候儘これを斬殺、同老母即死。是者小普請淺野隼人組森秀一郎殿母之由、遠縁に付林之助方へ參被居候て居宅前にて死す。同人下女即死二十五歳。是者朝飯を焚掛け、釜のまへに罷在候處うしろより被斬掛逃出、居宅界にて死す。雨森茂一郎三十歳即死。是は居宅を駈出し玄關前にて死す。大手疵同人内方二十三歳、中手疵同人下女かね十九歳、同人子息市之助八歳。即死山田左市郎三十九歳。是者大疵に付療治いたし候得共養生不相叶一時に死す。大手疵同人内方二十六歳。即死同人子息伊之助七歳。

即死望月鶴助。是者劔術達者に付取押へ可申存寄にて、大小を帶し六尺棒を持出被立向候處、直様棒中程を被切落刀へ手をかけ候處切掛られ大疵にて死す。大手疵御役所下小遣ひ與之助四十九歳。是者湯呑所にて朝飯のこしらへ致居候處、後か切掛られ役所へかけ込候處、尙又被切掛養生不相叶死す。大手疵雨森茂十郎六十五歳。是者津輕殿より取鎮に爲人足大勢加勢罷出候砌、茂十郎殿家内を被出候を、亂心者と見違へ鳶口を頭へ被打込總身打疵數ヶ處。以上。

澤田啓助
母子の非

同年七月の事なりしが、肥後熊本の藩中に澤田啓助とて、當年十六歳になる人あり。幼うして父を失ひ兄弟〔カ〕育せらる。此人至つて才子にて諸藝ともに衆人〔カ〕超ゆるが、中にも別けて學問に長じぬるにぞ、人皆其名を云はで學者々々と綽名して呼びぬる由、斯かる生立なれば至つておとなしく、物毎に慎み深き事なりといへり。然るに子供仲間にて、其才を嫉み大勢申合せ、常に喧嘩口論を設け、悪口・雜言甚しき事なれ共、少しも之を顧著せず知らぬ顔にて家に引取りしが、日々學校より

の歸〔カ〕懸〔カ〕には斯くの如くなる故、餘りに堪へ難き事に思ひし〔カ〕や、學校に出づる中にも己れと親しき朋友の四人ありしに、是等と呼ばひ止めて、此硯と筆墨は足下へ形身なり。机は誰、文庫は誰、本は誰に參らすべし。此左傳はどこそこにて借りしなれば、之を返し給へなど頼みぬるに、何れも何をいへる事やらむと怪み思ひしに、歸路に至りしかば、例の如く大勢の附纏ひ頻に悪口をなしぬるにぞ、知らぬ顔して行きぬるを、一人後より刀の鞘を取つて捻上げ、こじりがへしに打倒さむとするに、十四歳になれる松浦何某とやらんが倅、横の方へ立廻り、己が手に唾を吐きて、之を嘗めさせむとするにぞ、直に拔打に松浦を立派に斬殺し、返す刀に後なるを斬らむとせしかども、松浦が斬倒されしを見ると、其儘大勢の子供等我先に逃行きしかば、如何ともなし難く、篤〔カ〕と松浦に止めを刺し、やうくとして家に歸りぬ。「兄は江府勤番の留守なれば、母の前にてしかぐの由をいひ腹を切るべし」といへるにぞ、尤もの事なり。人を殺して生くしべき理なし。併し腹の切様心得ありや」と尋ねしに、「心得申す由答へしかば、然らば其用意せよ」とて其備を設け切腹なさしめしとい

ふ。此家に召使へる下女下男の類、事の始末人のよく知れる事なれば、上へ達して御裁許を受け給へ。命失ふべき事にあらず」とて一統無理に之を止め、其手にすがりしかども更に聞入るゝ事なし。「母子とも流石に士の妻子たり、成長の後には急度上の用に立つべき人なるに惜しき事せし」とて、之を憐まざる者なかりしといふ。又此母といへるは、至つて珍らしき女なりといへり。或時此家の馬を若侍共申合せ借らむといへるを啓助が兄此家の嫡子なり。之を斷りぬ。然るに彼者共其貸さるるを憤り、大勢黨を催し來り、押して理不盡に厩へ到り馬を引出し、大に狼藉に及びぬるにぞ。之を如何に制すれども兼ねて仕組し事にして、愈、不法募れるより大に怒り、弓矢取つて一々に之を射殺さむと已に大事に及ばむとす。母親其子を制し置き、其矢表をば己が身を以て防ぎ置き、大勢の惡徒と口論をなし、つひ〔に脱〕「これ等〔を脱〕」屈せしめ押返せしといふ。天晴士の妻なりとて世評高かりしとなり。右啓助に喧嘩を仕懸け逃げ歸りし子供等の親々は、何れも其子供等の御暇を願ひ、悉く勘當せられて、八月中旬皆々浪華に來れりといふ。

伊藤主膳
の不法

伊東修理大夫の分家に、伊藤主膳とて五千石を領する御旗本あり。下屋敷に於てこれ迄雁鴨の類を殺生し、密に之を町人共へ賣拂はれしといふ。元より江戸十里四方は殺生禁制の場所なるに、斯かる不埒の事をなし、後には鐵炮にて打殺すやうになりぬ。或日餌蒔せしに鶴來りて餌に付きしかば、之を鐵炮にて打ちしに、其鶴手負ひながら隣なる寺の庭へ落ちて死せしといふ。伊藤より中間を其寺へ遣し、其鶴渡すべしと權柄に申遣せしに、御法度の鐵炮を以て御法度の鶴を殺し、家來を案内もなく寺中へ踏込ませ、此方より不法を咎めぬるに、權威を以て奪はむとす。重不法の致方なれば、此旨寺社奉行へ相届くるの由にて、一大事に及ばむとするにぞ、伊藤も今は詮方なく種々之を斷りぬ。されども之を聞入れず。されども此事届けらるゝ時は、家に係れる事故に只管に詫しかば、然らば誤り一札を認められよ。夫にて穩便にすべし」といへるにぞ、詮方なくて之を認めしかば、是にて相濟し侍らむといへる故、伊藤にて安心してありしに、此寺より右の鶴に彼の一札を添へて、しかくゝの由を訴へ出でぬるにぞ、御吟味になりしが、古今例なき事なれども、是

にて家を断す事も不便に思召されしにや。「鶴にてはあるまじ。白鳥を打ちしなるべし」とありしかども、訴人せし坊主より、急度鶴を打ちし事に相違なし」と申募るにぞ、主膳に於て斯かる不法の事あるべき様なし。定めて家來共の仕業ならむ」と、其罪を輕めむと仰ありしかば、主膳には左様なる由を申しぬれども、家來の中に一人も其罪を引受け、主人を救はむとする者なく、何れも覺えなき由申上ぐるにぞ、其罪逃れ難く播州赤穂の城主森勝藏へ御預となりしが、終に五千石の知行召放され、本家修理大夫へ御預となり、嫡子も何れにか御預なりしが、當人の事故闕所追放となり、一男三男も同様になりしといふ。元來主膳には善からぬ人と見えて、先年も博奕をなし、其時にも已に家に係る程の事なりしに、家の長臣に忠義の者あつて其罪を引受け、切腹をなして無難に逃れしといふ。斯様の事にて主人に代りし事なれば、表向にては公儀を憚る事ありとも、其妻子を不便を加へ、急度恩を施すべき事なるに、五千石の長臣なれば、定めて百石餘も取れる事ならむに、其知行を取上げ、僅か三人扶持にせしといふ。斯かる不仁の人物故、此度主人に代れる者一人も

主膳の最後

なく、斯かる事に及びしといふ。定めて隣なる寺とも境を共にせし事なれば、常々不法の事ある故、之を幸に訴人せしなるべし。されども出家の所行にあらず。此坊主も姦惡の者なり。惡むべし。此時の落首を聞きしに、

五千石伊藤は鶴に打込んでこれぞてんぼの元祖なりけり

これ天保元年の事なる故、鐵炮を「てんぼ」と持込みし者なり。修理大夫の人勾主膳の鶴殺、本家といひ分家と云ひ、同年に不法の事を仕出し、天下に大たはけの名を揚げぬる事として、兒女までも之を嘲りぬ。

七月十八日より毛利大膳大夫領中に、百姓一揆起りて大に騒動す。其故を尋ぬるに、元來長門・周防兩國を領し、至つて勝手向も宣しく、諸侯の中にも斯かる身代のよきは、至つて稀なる程なりしに、近來奢に長じぬるにや。至つて困窮に及びし處より、種々の新法を立てぬる中にも、領中所々に役所を立て、國中の産物何に寄らず悉く價易く買上げて、之を大坂に船にて積上せ賣拂ふ事になりぬ。斯くの如くなれば、是迄農商の利とせし事は悉く上の益となりて、下々大に困窮に及びぬる

毛利領中
の由來

毛利の悪政

上に、諸運上の取立多く、其外富^{とみ}又大市^{おほいち}として、福引に等しき大博奕^{おぼく}を免^{ゆる}し、甚しきに至りては穢多^とに迄、格式を許し槍を持たせぬる杯、何れも益を取つて免せし事なりといふ。斯かる有様なれば、自ら穢多共の權威を振ふやうになりて、常に町・在に出でて無法の事多しといふ。今年^{ことし}は伊勢へ御蔭參の六十一年目に當り、天下一統の豊作にて、これ全く御蔭故なりとて、百姓一統大に悦び、其最寄^{もよ}々々に一群づつ寄り集まりて、御蔭踊をなしぬるに、産物役所・勝手方等にては、今年凶年にて米價尊くならざれば、是迄買入れし産物・米等にては大に損となる事故、何れも凶を祈りぬるが、阿武郡の沖に當りて^{藍島カ}あいをの浦といふ所あり。^{中の關より五里下といふ。}昔より此處に龍神住し不淨を忌む。此淵へ藁にて蛇の形を作り、牛の生皮を剝ぎ取つて、此二つを沈めぬれば、大荒^{おほあられ}に荒れ出でて、大風を吹かせぬるといふ。既に四五ヶ年前の九州の大風にも、米を高くせむとて、下關の悪商此事をなせしとて専ら噂せし事なるが、此度は彼の産物掛の役人共相談をなし、七月十八日未だ夜の明けざる中に、此事をなさむとて、萬一人に怪まれむ事もあらむかと、數十人供廻にて槍を持たせ駕籠に乗

り御供にて出行きぬ。斯かる悪事なれば、誰いふともなく百姓共の耳に入りしかば、何れも大に憤り、宮市といへる所に待伏して之を捕へむとす。斯かる事ありとは、夢にも知らず、大勢の供廻にて出來りしを見ると其儘、打倒し叩^てきす追散らし、駕籠の中より引出し散々に打擲し、直に繩にて引くゝり荷物の吟味せしに、牛の生皮ありしかば、此者を樹上につり上げつり下し、打叩きて責めしかば、初の程はいはざりしが、後には一々白狀に及びぬるにぞ、さらば産物役所は勿論其掛の者共、一々叩き潰すべし。先づこれまで其事に就き頻りに私をなし、不義に富みし庄屋・年寄共より毀ち始むべしとの評定に及ぶ。兼ねて村中に事あらば太鼓を打つべし。之を聞かば直に寄集まるべしとの申合あるにぞ、宮市にて天神山といへるに寄集り、太鼓を打ちしかば、其音を聞くも聞かぬも馳集り、人數三萬に餘りしといふ。中には庄屋共の制し止めて、従ふ事なき村なども少々はありしかども、従はざるは悉く突殺すべしとて、少々殺されし者もありといふ。斯かる勢なれば一統に申合せ、産物掛に少しにても故ある者は勿論にて、其外是迄米を買占めし者共、一々紙に之を

記し其道筋の順を立て、夫より三田尻へ出で、城下に到り道々の家を毀ち、道々の村々を従へ行くべしと一決し、掛引多人數故、太鼓にては行届きかぬれば釣鐘にすべし。是も小なるは益なしとて、五六里も隔りし寺に大なる符カ鐘のありぬるを借りに行きしに、坊主之を否みしかば散々に打擲し、理不盡に奪來りしとなり。斯くて城下に到り願立の趣五ヶ條あり。

一、銘々寒暑の厭なく農業出精し候も、何卒豊作致し、年貢上納滞りなく仕候て、其餘を以て親・妻子を養ひ申すべしと存候處、凶年を祈り斯様の事を仕出だし候事、天理・人事に相背き申候。これと申すも元來米相場之あり、日々の上げ下げ種々の風説をなしたく工み偽り多く候へば、是よりして善からぬ事出來致し候故、已來米相場停止の儀御願申上候事。

一、産物役所の儀は、近年迄之なく候處、斯様の新法を立てられ、何に寄らず下々の物悉く下直に御買上に相成り、農商とも一統に困窮に及び候故、役所御引拂銘銘勝手に商致し候様の事。

百姓訴願
の五箇條

〇とみハ
富くじノ
コト

一、富とみを免され御領中一統に之あり候て、富の爲に一統に困窮いたし候故、已來富を停止せられ候事。

一、一統に大市をなし、是にて困窮に及び候故、已來是をも禁せられ候事。

一、銀札近年不通用に相成、銀一貫目に札一貫六百目の引替にて、下々大に困窮いたし候故、下地の如く通用にて引替等之あり候様致したき事、

右の趣意を願立にて、宮市にて産物掛りは申すに及ばず、米買占めし者共悉く打毀ち家には悉く杓を入れ、「倒れぬれば怪我人・死人あるべし。家を倒れざる様にすべし」とて、柱々の真しんにて僅一寸計りつつ伐殘し、諸道具は打碎き衣類は引裂き、金錢は池に沈め銀札は焼捨て、夫より三田尻へ出でて悉く其の如くす。斯かる程の事に及びぬれども、惡みぬる人をも殺す事なく、一揆の中より兩人目計り出づる頭巾を冠り、其上に深編笠を著て長き棒を持ち、「只今汝が家をこぼち毀に來りぬれば、老人・小供・病人などあらば、此等に怪我させざる様、早々に立退くべしと觸廻りし」といふ。覺ある者は手早く家を明けて逃去りしもあり。此觸に驚き逃げ出づるもあり。又言

奉行の狼
狙

譯をなさむとて、動く事なくて怪我せし者もあり。前以て手早く大事の者を取り出し、外へ持行きて預けし者もありしかども、此事露顯に及び其家を打碎きし上にて、預りし人の家をも打碎かむといへるにぞ、皆々大に恐れ預りし品々、何れも大道へ投げ出し其難を逃れしといふ。其餘富める家酒屋等には何れも飯を焚き續け一揆に與へ、酒屋は悉く酒を飲盡されしといふ。宮市三田尻等は繁華の地故、何れも奉行の役所あつて、一人は出でて利害を説き、願の趣一々聞届け執成し遣すべしといへ共、是迄毎々産物の事に就きて願出でしか共、追つて沙汰すべしなどとして、一向に其沙汰なく斯様の場に迫れり。急度證文を認め印形を致し、其方之を受合ひ候か。左なきに於て〔は脱〕「静まらず」といへるにぞ、詮方なく奉行も逃去りしといふ。一人の奉行は大に恐れ、病氣なりとて出でざりしとなり。斯かる有様なれば、始めより追々萩へ注進ありと雖も、一向に役人出来る事なかりしが、漸々にして物頭兩人、代官十八人出来りしが、代官の中にて兩人少しく才ありしが、林喜八といへる代官、大なる紙に願の筋は一々申立て、御聞届あるやう取計らひ遣すべし。萬一相違の

筋あつて御聞届之なきに於ては、此方共の屋敷を悉く打碎くべし。其時少しも手向ひせず、聊か申譯なし。何分静るべしとて、大文字に之を記し、又半紙數十枚に其通り書記し、一揆の中へまき散らせしかば是にて静りしといふ。頂上には一揆十萬に餘り、宮市三田尻大野山口等にて人家多く打碎きぬ。されども餘りに人を殺せしはなしといふ。しかし穢多の村々を悉く打碎き、大勢を打殺せしといふ。是迄不法の事多ければなり。五日にしてやうく静りしといへる事なれども、八月朔日三田尻を浮べしといへる船の大坂へ著きしが、其頃迄もやはり騒動すとて、木屋伊兵衛方にて語りしといふ。既に昨年も山代とて紙の出づる所あり。藝州との境なるが、此邊にて二郡申合せ一揆をなし、萩へ出で強訴せむとす。是も産物買上にて、下方大に困窮に及びぬる故、之を止めらるゝ様との事なりしが、此處より萩へ出づる迄に、分家の徳山侯の城下を通りぬる故、徳山にて之を押へ、願の趣取次いで遣すべければ、これより引取るべしとて、城下の寺々へ止宿せしめ、馳走して返されしといふ。其願聞届ありしとも、なしとも、願と沙汰なしと雖も、此二郡にあ

小笠原侯
宿泊に窮す

る所の産物役所には、其後役人一人も詰むる者なくて、其後は勝手に此二郡とも商せしといへり。宮市騒動の最中に、唐津の小笠原、交代にて此宿泊しゆくせきに入込まれしかども、大家は毀たれ、毀たれざるは一揆の仕出しをなして、一軒も宿する家なく、又人足に出づる者一人もあらざれば、據なくて跡の宿迄引返されしといへり。

右一件は、御靈筋淡路町屋敷の九郎兵衛といへる者、九州・中國等へ商をなし、掛を取りに到りしが、九州を先にして歸路防長の掛を集めむと思ひしに、歸には右の騒動にて詮方なく、下の關より船に乗りて、掛をも得取らずで歸りしとて此事を語りしと、玉水町奈良屋作兵衛といへる酒屋、心齋橋筋南久太郎町木屋伊兵衛とて諸道具を商ふ者共、何れも彼地の商を専らになしぬる故、彼方より來れる者多し。これがいへるを聞取つて記し置きぬ。毛利も舊家にて、元就に至りて十餘州を切從へ、中國に威を振へる故、其餘風家に残りて、近頃家名を墜さざりしに、斯かス苛政に依りて百姓の一揆起り、大に恥をさらしぬるに至る。笑ふべし。

八月下旬、彼地の船頭登坂にて、政事當職の家老毛利藏主を始め、諸役人悉く退役

毛利藏主
の退役

申付けられ、家老益田播磨當職となる。牛皮を沈めむとせし發頭人三人、網駕籠にて城下へ引かれ、相場富・大市も停止となり、銀札も相當の通用となりしといふ。此度の一揆起りし發端は、周防の吉敷郡にて、則ち毛利藏主が領分なりといふ。幸に侯在國なりしかば、速に埒明きしとなり。

所々の一
揆

八月十日頃、長州の内徳須・千崎等に一揆起り、これも同様の願なりといふ。此所紙を拵ふる所なりとぞ。同廿日頃より三田尻より廿餘里上にて、藝州境なる大島といへる所蜂起すといふ。此内にも久賀小松などいへる所は、木綿多く出せる所の由、一揆せし趣意は何れも同様の事なりといふ。

右一揆の始末、事長ければしくは別記とす。

小倉の大
震

出羽の福
俵

豊前小倉十月に大震降り、掛目十二三匁ありといふ。
出羽にては福俵降りしといふ。福俵とは如何なる物とも分りがたし。穂たはらの事ならむか。定めてくにごとばならむ。

押小路大外記殿、洛外に於て四町四面の地面を得。地震記にくはし、く其譯を記す。
西本願寺改革と稱し、不正の山子を工み數萬の金銀・財寶を得たり。惡むべし。

本願寺の
不正

家康悪日
を忌まず

板坂卜齋物語といふ物にいはく、九月朔慶長五年西の丸御隠居曲輪へ御出候石川日向守家成、今日は西塞がり悪日に候。御合戦の御首途如何おんかきでと申上候へば、西を治部少塞ぎ候間、今日明けに参り候」と御意、其晩神奈川二日藤澤三日小田原云々といへり。是は關ヶ原の御出陣の事なり。此書は板坂卜齋宗高といふ人、東照神祖君に仕へ奉りて、明暮記せる書なり。卜齋が後は今も尙板坂卜齋といひて、我が紀の殿人にてあるなり。

家康の侍
になせる
教訓

又同書に、大御所様 小身なる侍共に常々御教訓には云に、「昔よりの譬に犬に三年人一代、人に三年犬一代と申候。犬なりときたなくいはれ、三年しまついたし候へば奉公もなり、傍輩に無心も謂はず、一代人倫の交まじはりにて通り申候。酒宴好み振舞すき致し、むざとつかひ崩し候へば、三年はさてく欲心なき奇麗なる人やと譽め候へども、懸てすり切り人馬も持得ず、人の物を借りて返さず、出陣の供も成り兼ね、一代世間に犬畜カ生脱といやしめ笑はれ候。之を人に三年犬一代と申候。常々

酒飲み料理すきいたし、武道をわきへ致し候輩は、犬畜生同前なりと申す譬なり」と、常々仰せられ候。

右、伊勢國本居宣長が著はせし玉勝間といへる文の中に、引けるを書抜きぬ。

朝廷祖廟
の事

清和之節御座候處、益、御多勝可被遊御座奉賀候。然者無據内々心得置度見合之儀有之候而、別紙之件々御手筋御座候は、御聞合者相成申間敷哉申試候。外に京邊之故人も無之候に付不得止申上候。定而禁祕之御事に候哉。又々一向御菩提所にて相濟候事哉。此處承度候。何卒宜敷希上候。早々頓首拜。

- 一、本朝祖祭之式、若何成書いかなるに出候哉。
- 一、禁中に者御祠廟有之者に候哉。
- 一、七廟之神主御祭有之候ものに候哉。
- 一、七世御以上之神主者祧廟に被爲遷、七世之考妣主にて十四膳之御進饌有之候哉。又者百二十代之神主考妣主にて御一膳づつなれば、二百四十膳被爲獻候

哉、是者中々御間處も煩敷と疑惑致候。何れ御祓廟か又者寄位牌など様之御法制有候哉。

一、又者一向泉涌寺・般若寺此寺に不承候得共、御位牌所の由承候。何れに御座候哉。などへ御任被爲置、當時にては御祠堂も無之者に候哉。又泉涌寺等にて孟蘭盆等之節、右二百四十膳奉進饌候哉。御祓位共に三四百も奉獻候哉。

右之次第、内々にて御間繕筋相成候は、忝仕合に御座候事。

四月二日

野口市郎右衛門

山路恭保様

一、本朝祖祭之式若何なる書に出哉事。

伊勢大神宮四度幣儀、延曆儀式帳・儀式・延喜式以下諸書註之

六月・十二月等神今食儀

一代一度大嘗祭儀

十一日神嘗祭儀

以上、儀式・延喜式・西宮記・北山抄・江家次第、以下諸書註之。

内侍所御神樂儀

江家次第・雲圖抄以下諸書註之

賀茂祭儀

儀式・延喜式・西宮記・江家次第以下諸書註之。

同臨時祭儀

政事要略・西宮記・北山抄・江家次第・年中行事・秘抄以下諸書註之。

石清水臨時祭儀

江家次第・年中行事抄以下諸書註之。

同放生會儀

年中行事・諸家私記等註之。

此外臨時三社奉幣・宇佐宮・香椎廟奉幣儀等事、諸書ニ散見ス。臨時山陵使亦同。

國忌儀、歴代廢置不同。

延喜式・西宮記・北山抄・江家次第以下諸書註之。

荷前儀

儀式・延喜式・西宮記・北山抄・江家次第以下註之。

一、禁中ニハ御祠廟有之モノニ哉之事。

内侍所ニ神鏡ヲ祀ラレ候外、御祠廟之類無之。

一、七廟ノ神主事及七世以上之神主御饌等事。

一條禪崗兼良記云、今案、天子七廟、或有九廟之說。故陽成天皇以前、或八廟、或七廟、其數不定。然光孝以來定爲九廟。其中以天智爲太祖廟。蓋天武・天智皆舒明之子。然文武至廢帝・天武之裔即位、天智之流如絶。爰光仁天皇爲田原之皇子、而因群臣推戴得登帝祚。於爰天智之流勃興。加之天智天皇始制法令。謂之近江朝廷之令。天下百世因准之。爾來至今皆天智之一流、而爲太祖不遷之廟。豈不可乎。又光仁已爲中興之主。故爲第二世。桓武創平安京、故爲三世。光仁・桓武比周之七廟文世室・武世室。所謂劉子駿九廟之說也。其餘隨世互有廢置。

然而仁明・光孝醍醐、其德蓋天下、不忍毀去。是以後世聖君遺詔不立山陸國忌。其意者不可過七廟故也。但三女主猶可得毀之。鳥羽・炎子毀穩子之國忌、寬元通子去安子之國忌者也。又按、履脫爲上皇、則不置國忌。又有遺詔。

右兼良公說、本朝制粗如此。但廟ノ字毀ノ字等ハ、唯漢土ノ文ニ從テ被註タ

ル也。其實ハ廟ハ無之、山陵ヲ祀ラル、也。山陵ヲ毀ツ事、元ヨリコレナシ。年終ニ荷前ノ幣ヲ奉

ラレ、國忌ヲ置ル、分ヲサシテ、七廟トモ九廟トモ稱シ奉ラレタル也。

中古以來何レノ帝モ遺詔アリテ、國忌・山陵ヲ止メラル。仍而佛家ノ法ニ從テ寺

院ニ奉葬リ、神主ハ各、其寺院ニ安置シ供養シ奉ル也。

有徳ノ帝ハ別ニ神祠ヲ建テ崇奉ラル。是ハ元ヨリ百世不遷ノ廟ニテ、所謂九廟

等ノ外也。

御饌ヲ供スル事、神祠ニ崇奉ラル、ハ、各、其祠官是ヲ供シ奉ル。寺院ニ葬奉ラル、ハ其寺僧供進ス。山陵ノミ有ルハ別ニ御饌ヲ供進スル事ナシ。往古ヨリ如此。

一、孟蘭盆會之事。

本朝ノ古例、盆供ヲ寺院ニ送り、佛ニ供養シテ祖先ノ冥福ヲ祈ル也。祖先ニ饌ヲ供スル儀ニハ非ズ。佛家ノ本説モ即如此。

孟蘭盆會經、取要註之。

至七月十五日、當爲七代父母、現在父母厄難中、具百味五果、以著盆中、供養十方大德。佛勅衆僧、皆爲施主咒願七代父母、行禪定意、然後受食。是時目連母得脫一劫餓鬼之苦。

近世中元ニ祖先ニ饌ヲ供シテ祭ル、時俗ノ流風ニテ佛説ニモ非ズ、本朝ノ古例ニモアラズ。十二月晦日ニ亡魂ノ來ルトテ祭ルコト、正シキ古書ニハ所見無之。後世偽報恩經ニ見ル由也。可尋之。中元ノ頃亡魂ノ來ルトテ祭ルコト、所々ハ往古ヨリ此事ノアル由註セルモアレドモ猥ニ信ズベキニ非ズ。當時般舟三昧院・泉涌寺等ニテ孟蘭盆ノ時、御歴代ノ神主ニ御饌ヲ供スル事有之哉否不知之。若シ是アリトモ、時俗ニ從ヘル寺僧ノ私意ヨリ出デ、本朝ノ制度ニハ非ルベシ。

但各、其家々ニテ、父祖ヨリ如此祭り來レル事アラバ、今廢スベシト云フニハ非ズ。祖宗ノ法ニ從テ可也。

一、般舟三昧院事。

元伏見里指月ニアリ。後土御門院、文明年中御建立アリテ御内佛ヲ安置セラル。其後天正中、秀吉公城ヲ伏見ニ築ク時、コレヲ京師ニ移ス。御歴代ノ神主アリテ、專ラ追福ノ法事ヲ修セリ。以上

一翰致啓上候。秋冷相催候處御全家被爲揃、愈、御壯榮被成、御入珍重奉存候。先達而者被入御念候御書中、殊一種被贈下御丁寧之御儀、忝御蔭向申候。將又御知音之方被御頼之由、本朝祖祭式之儀取調進上いたし候様承知仕候。早速可申入之處、頼置候方彼此隙取、其上拙家愚孫久々不相勝取紛大に及遲引候。御宥恕可被下候。則此度別紙進上いたし候。御落手可被下候。右乍延引貴答迄如此に御座候。恐惶謹言。

八月三十日

富島左近將監

小山三藏様

祖祭式勤物之事、儒家にても委敷難相分、寺島俊平々堂上竹屋正四位下右兵衛佐光様朝臣へ御頼申入御認被下候。御菓子様之品にても進上申候方に候は、猶又跡々可申入候間御心得置可被下候。以上。

左將監

三藏様

右野口市郎右衛門々被相頼候に付、新見留守居小山三藏を相頼み、同人妻之伯父鷹司殿諸太夫富島左近將監々相調吳候也。

長壽者

松平伊豆守殿御領分三州井戸郡小塚村百姓萬平二百七十五歳。慶長七年の生。口取せしといへるは此萬平が事なりといふ。慶長七年の生。とあれば二百三十歳なり。二百七十五歳といへるは如何。〔頭書〕前にいへる三代將軍家光公御上洛の節、御馬の

此度有姫様御下向御供被仰付。右有姫様御事鷹司様之御姫君にて、御歳六歳に被

爲成、此度西御丸へ御輿入、九月十五日御著府。西御丸へ先年有栖川様姫君様御

輿入之節、右萬平御供仕御吉例を以、此度も御供被仰付候由承申候。

八十ヶ年已前に御先代様御遠忌之節、右萬平白髪を截り奉差上候。從公儀高三

十石被下置、此度二十石増、都合五十石之頂戴に可相成尊に御座候。

旅宿へ折々罷越候傳右衛門と申す者、伊豆守様御屋敷へ罷出、右萬平を見受候趣、

同人より直に承り申候。

右は勝山町和泉屋才右衛門悴善二郎と申す者、公事差添人にて出府いたし、其者

より勝山へ申遣し候書付の寫なり。

前にもいへる如く東本願寺焼失に付、公儀より右材木を尾張の領内にて、御寄附あるにぞ、尾張は素より東門徒のみの所なれば、本山の事とさへいへば、命をも惜まざる輩なれば、百姓獵師の分ちなく何れも力を盡し、銘々其業を捨て、力を盡し、嶮難の場を材木を伐つて濱手迄引出す。此事容易にはなり難き事なりといふ。然る

東本願寺
家老の不
法

に右材木一本も京都へは上す事なく、尾州の役人と本願寺家老下津間と申合せ、江戸に廻して悉く其材木を賣拂ひ、其價を二つ分にして各、之を取込みしといふ。尾州の者共本山參はんざんまゐりをなして見れども、大層にこれまで積出せし材木、一本も上れる事なきにぞ、之を不審に思ひしかば、其吟味をなせしかば、忽ち右の悪事露顯せしかば、大に憤り、銘々家業を捨て、親妻子をも苦勞せしめ、血の涙汗を流して體をも厭ふ事なく働をなして、聊も本山の爲になる事なく、斯かる不埒の致方其儘になし捨置き難し」とて、一統申合せ尾張の役人を申受けむといふ。又本山へも大勢上りて、下津間を申受しべし。斯かる事に及びぬれば東派に心なし。是より西門徒になるべし」とて、大に騒動するに至る。茲に於て下津間を召捕り吟味せしに、其事明白に相分りぬる上に、先年材木に火を付けて焼きたるも此者の業にして、下地に餘れる程材木を取集め、是にて大に金を私し、又もや此度の事に及びむとて火付せしといふ重罪の事なり。辰二月下旬には、門跡江戸へ拜禮に下るとて専ら其用意をなせしに、斯かる騒動に至りし故、其事を止め病氣なりとて引籠る。下向といへるにぞ、

江戸よりも講中の者共大勢迎に來り、大坂近國よりも大勢供せんとして上りしに、斯かる事なれば何れもすごとくと歸りぬ。又門跡下向に付きて、江戸に於て公儀は申すに及ばず、諸家へ獻る土産物仰山の事なれば、諸商人共、本願寺諸役人共へ種種賂をなして頼み込み、種々の土産物受合ひ、夫々に仕込みて前以て江戸へ下せしに、下向止めになりしかば、此者共皆々損となりて、大勢の者共一錢をも得る事なく、雑用にたふれぬる中にも、菓子屋には百貫目餘の菓子を注文せられ、前以て江戸へ下し置きしに變改せられ、忽ち身の置所なき様になりしといふ。これ全く生如來の御慈悲心によれる事なり。又西本願寺にては、斯くの如く同流の東本願寺難澁に及び、尾州の門徒共の志を動かしぬる所へ附込み、法談をよくするちよんがれ坊主共を大勢尾州へ下し、之を引入れむとす。誠に惡むべき事にして、凡俗の惡商にも劣れる振舞といふべし。

西本願寺
の陋劣

天保三壬辰正月五日の日付にて、京都より年始狀の裏に記し越し、出火

の様子左の通。

京都出火の書状

舊冬十二月十二日曉、大龍寺之辻子北隣御存之通四條寺町東へ入處、淨信寺といへる大地本堂庫裏共不殘燒失、大火也。同十六日同辻子西林寺といへる大地、本堂計不殘燒失、大火也。同廿九日高倉五條宗仙寺本堂庫裏共不殘燒失。右隣之寺も同斷、大火也。正月三日上の町天神北隣了蓮寺本堂計、是は中途にてもみ消申候。同日下の町、長寺・正圓寺右同斷。四日善長寺右同斷。同日夜二更過下の町寺町綾小路也。松光寺と云大地。本堂庫裏共不殘燒失、大火也。

右之通毎日々々其外西寺町上寺之内邊之小寺夥敷、扱々困り入申候仕合に、御座候。早々鎮り候様奉祈入候。已上。

右の趣申越候處、悉く附火にて正月下旬其者召捕られ二月刑せらる。大坂本町の惡徒なりしといふ。

大坂にても二月廿八日辰の刻、堀江出火あり。同日午の刻より阿波橋筋讚岐屋町

大坂の火事

出火方一町計り。同日安治川にも少々燒失すといふ。同廿九日酉の刻より新町大火。三月朔日晝前に至りて漸々と收りぬ。同日阿彌陀院寺内なる觀音堂も燒失すといふ。夫よりして日々三五ヶ所程づつ少々の火事所々方々にあり。是は格別の事にもなしと雖も、十二三日計り騒々しき事なりし。

哀なる老婆

奇特の紙屑買

春來罪人も至つて多く、火罪磔等も多くあり。又市中にて夜々追剝出で、往來の人を剥ぎ取るなど、傍若無人の有様なりといふ。又天滿六丁目にて老婆一人うらやまひ裏住せらるあり。三月中旬の事なりしが、紙屑買來りし。右の老婆呼入れて、其身に纏ひぬる衣を脱ぎ、丸裸になりて、「其著物を買呉れよ」といへるにぞ、紙屑買も大に驚き、氣候不順にて此節は取分け寒き事なるに、其著物を賣拂ひて、外に著物の代かはりありやといへるにぞ、外にある程の事ならば、何しに裸にはならむや。見らるゝ通り貧苦に迫り、何も角も悉く賣拂ひ盡して、此外には何一つ賣れる物とはなし。是非とも此著物買ひてよ」といへるにぞ、紙屑買も大に憐を催し、「吾れ紙屑を買はむとて、鳥目八百文を持てり。未だこれより紙屑買求に行ける事なれば、悉くは放ち難し。

非道の高利貸

此内五百文を貸すべし。急に之を返さむと思ふべからず。少しも苦しからず。されども心に斯かる事ならば、一文二文にても苦しからねば、時節を以て返すべしといへるにぞ、老婆大に悦び、涙を流して有難がりしといふ。斯かる裏家の小家なれば、其噂高く取々評判せしに、其表家に高利の金を貸附けて渡世とする不良の者ありて、前以て右老婆に三百文の錢を貸せしあり。されども斯かる有様なれば、其錢を未だ返さざりしかば、幸の事に思ひ其錢を受取らむと、之を責めはたりしかば老婆大に恨み憤り、紙屑買の情を受けし始末と、此者の不仁なる始末とを悉く書記し、其書付を口に銜へて其夜自ら縊れ死せしといふ。斯くて檢使を受けしに、其事明白なれば、直に右の高利貸は召捕られて入牢し、右の紙屑買何れの者とも知れざれば、公儀よりして其筋に之を御糺ありて召出され、何か御聞糺ありし上にて、彼の老婆獨身にして身寄の者一人もなし。其方彼に情をかけし事、深き關係なるべければ、とてもものに死骸をも葬り遣すべしと申付けられしかば、直に之を御受申し、烏目七貫文持行きて之を葬りて遣りしといふ。奇特の事といふべし。右高利貸

老婆の縊死

高利貸の最後

は關所となりて三郷を御拂とある。妻子の物は悉く其者共へ下され、當人の物計り關所となりしに、有金六十貫目其外衣類、諸道具澤山にありしを、右の紙屑買を御呼出となりて、悉く下し置かれしといふ。さも有るべき事なり。

備中松山出火、三月廿六日なり。

去月十四日之貴札、同廿七日相達、辱拜見仕候。輕暑之砌御座候へ共、御清家被爲揃、愈、御安泰被成、御起居目出度御儀に奉存候。隨而草家打揃息才罷在、小兒共氣丈成人仕候條、乍憚御安意可被下候。然者如貴命去々月廿六日午下刻、多賀源左衛門と申仁々出火いたし、折節西南風烈敷大火に相成、是迄未曾有之大變に御座候。併愚宅者風上に相成、別條無御座罷在候間御放念可被下候。誠に當地眼目之所不殘燒失仕、旅人杯も承り候方は驚入候様子に御座候。且届書差越候間、是にて御推察可被下候。五月三日出之書狀也。佐木辨内。

備中松山大火

届書之寫

私在所備中國松山城下侍屋敷を去月廿六日午の下刻出火、風烈に而及大火、外曲輪内侍屋敷迄焼込、翌廿七日卯上刻火鎮り申候。焼失左之通。

- 一、侍屋敷但長屋共八十九軒 一、學文所 一ヶ所 一、會所同 一ヶ所
- 一、同 二ヶ所 一、厩 一棟 一、番所 三ヶ所
- 一、橋 一ヶ所 一、家中土藏 三十五ヶ所 一、同物置 廿六ヶ所
- 一、町家 五百九十四軒 一、町家土藏 百一ヶ所 一、町家物置 九十六ヶ所
- 一、辻番所 五ヶ所

右之通御座候。尤城内別條無御座、人馬怪我無御座候。此段御届申上候。以上。

私事も讃州金比羅へ参候はんと、先月廿五日松山迄参り候處、廿六日の晝過る大火にて、家中計七十六軒、町迄に三百程夜なかまでにやけ申候。まことにゐなかにはめづらしき御事に御座候。それゆゑこんびら参はやめにいたし、當月十日にかへり申候。又々らい春参詣いたし申すつもりに御座候。まづく佐木は残り申し候

得共、おゑきの親里七郎おちの所二軒やけ申候て、ぞんじよらぬ大物入に、こまり入り候云々。

鳥羽とへる

右焼失の數、届書とは大に少し。定めて大總に書上げしものならむと思はる。松山は予十三歳の時、金比羅参詣の歸に通し事あり。僅か二千軒餘の城下なれば、何れにしても大火といふべき事なり。

京都大佛等の開帳

三月上旬より五十日の間、京都大佛養源院本能寺畜生寺等開帳、何れも信長秀吉等の遺物なれば、都鄙大に群をなして参詣の人、日々大抵二三萬リカになれしといふ。同時高臺寺も開帳、これも政所の遺物多き事なれば、同様の群集にて大當なりしといふ。

大坂に於ては、四月下旬より川浚御手傳始まる。昨年伏見町唐人揃華麗なりとて、大に咎められしかば、夫よりして人氣大に挫けしに、衣類の華美を止められ、木綿

ならではなりがたく、其外船印・太鼓・鉦等をも停止仰付けられしかば、後には頓と出づる者なき様になりぬるにぞ、當年は昨年に引かへて、衣類も随分華やかにすべし。鉦・太鼓も苦しからず、賑々しくなして出づべしとの事なるにぞ、市中一統大浮かれに浮かれ出し、絹布はいふに及ばず、羅紗・猩々緋の類を以て衣服・襷等をなし、男女混雜して浮かれ廻り、騒々しき事これを譬ふるに物なし。斯くの如き様に六月の初迄打續きしが、夫より諸神社の祭禮始まりしに、引續きだんじり多く引廻り、高麗橋筋四軒町に於て天満市のかはのだんじりと、同所川崎のだんじりと大喧嘩をし、兩方怪我人多くありしが、漸々引分かれしに市のかはのだんじりを、天神橋を引通りしに橋板五間計踏落し、だんじりも人も川中へ陥り流れしが、仕合と岸に近き邊なるに、宵の間の事なりしかば、多くの助船、炬松・篝等を照らして、白晝の如く之を助けしかば、死人は聊の事なりといふ。されども怪我人至つて多かりしといふ。子供仰山にだんじりに附纏ひてありしかども、四軒町の喧嘩の節、怪我せむ事を恐れ雙方共、皆々連れかへりて、小兒は一人も川中へ落ちし者なかりしと

いふ。又六月五日三十石〔船脱〕三艘覆り人多く死す。橋の落ちしは、六月十九日暮過の事なり。

京都祇園祭禮の節、神輿〔こしかき〕と警固と大喧嘩ありて、神輿を町中にする置き大に取合せしが、神輿昇兩人打殺され、雙方大に怪我人あり。怪我人は警固の方至つて多かりしかども、死人はなかりしといふ。斯様の事先例なし。關東へ伺となりしといふ。當年は至つて雨繁く、別けて四月・五月より六月十六日迄は雨天甚しかりしに、六月十七日も雨降りて御靈祭禮漸と岡を渡ありし位の事なり。尤も雨天打續きし故、洪水にて川渡なし。十八日に至つては天氣大に晴れて、早打續〔みでり〕き暑氣尤も堪へ難く、川々濁水に及び、水の手悪しき用地などは、頓と致方なしなどといひぬるにぞ、所々に於て雨乞などありしに、八月五日辰の刻に至り大雨降出し、午の刻少し小雨になりて、日暮迄時々降止〔しほく〕數なりしが、日暮れて後雨止みぬ。同六日申の刻大夕立にて雷鳴四五大に發聲せしが、海部堀中の橋北詰藏の庇へ落ちしといふ。同八日は、二百十日に當れども至つて穩かにて、同放生會二百廿日等も、少しも風の變〔な脱〕く雨も程よく降りて、天下一統の豊作となりぬ。姦惡の輩凶年を祈れ共、昨年の騒動

に懲りしと見えて、牛皮沈水の沙汰をも聞かず、京都龜山等は七月廿九日・八月朔日大雨なりしといふ。勝山なども同様の早にて、備前へ流れ落つる川水至つて少く、船の通路なし。これ迄斯様の事はなき事なりしといふ。これも八月朔日頃より大雨降出し、大に豊作なりといふ。

盜賊巾著切

七月中旬より九月上旬にかけて、小盗人大に徘徊し、三五人程黨を結びて所々に押入り、尤も貧家計大に騒々しき事なるに、巾著切仰山にありて所々人立の所にて、往來の懷中下げ物・婦人の簪・笄の類を奪取り、傍若無人の有様にて、取られし者之を憤り其者を捕ふれば、惡徒大勢寄來りて其者を打擲し不法の有様なり。近來巾著切・小盜〔人脱カ〕博奕打の類は召捕られぬれば、佐渡へ遣されて金掘をなさしめられし事なるに、斯かる者共彼の地に遣しぬればとて、金掘の働をばえせずして、却つて不良の事のみをなすにぞ、自ら土地の風儀悪しくなりぬる故、此後は佐渡下の事彼地の御奉行より斷り來りしといふ。斯くの如くなれば召捕らへ入牢せしめぬるとて、首切る程の事にもあらざれば免し出され、忽ち其日よりして元の巾著切となり

同制裁

て惡をなしぬる故、總年寄の口達にて、取られし證據明白にさへあらば、打寄り叩き殺せしとて、上に御構おかまなき由を、町々の年寄共へ内意ありしとなり。夫より人氣大に勇み立ち、所々に於て巾著切大勢を叩き殺せしかば、九月中旬には世間穩になりぬ。

住吉の踊

九月初より堺にては住吉の御旅所に、百姓共廿人計り出來り、御千度と稱して怪しげなる踊なせしが、後に市中一面になり毎夜大踊をなす。其様白き木綿の衣裳を著て、頭に火を燈したる蠟燭を立て、浮かれ踊る事なりといふ。初の程は斯くの如き事なりしに、後には羅紗・猩々・緋・縮緬・天鷲絨の類にて衣裳をなし、大浮かれに浮かれ踊るを、御奉行よりも之を制する事なく、却つて奉行所へ出來りて踊れかしと外より内々の噂ありしといふ。又日延を願出でしかば、日限に及ばず行く所迄行くべし。踊り止まば夫を日限とすべし。夫迄勝手次第に踊るべし」と、與力よりいひ渡せしといふ。怪むべき業なり。こは順慶町播磨屋庄兵衛とて、彼の地に縁ある者の方にて確かに聞けり。堺にても「こは狐の宮上りにあやかさるゝ事ならむ」

と、心ある者共は専ら評判すといへり。

天保三辰年八月十九日町奉行柳原主計頭様被仰渡

申渡書

異名 鼠小僧

無宿 治郎吉

辰三十六才

鼠小僧の
判決書

其方儀、十年已前未年已來、所々武家屋敷二十八ヶ所、度敷三十二度堀を乗越、又者通才門用カ紛入、長局奥向へ忍入、錠前をこち明け、或は土藏之戸を鋸にて挽切、金七百五十一兩一分、錢七貫五百文程盜取遣捨候後、武家屋敷へ這入候得共、盜不得候處被召捕、數ヶ所に而致、盜候儀は押包み、博奕數度いたし候旨申立、右依科入墨之止追放に相成候處、入墨を消紛し猶惡事不相止、猶又武家屋敷七十一所、度敷九十九度、右同様之手續に而長局奥向へ忍入、金二千三百二十四兩二步、錢三百七十二文、銀四匁三步盜取、右體趣仕置に相成候。前後之盜ヶ所都合九十九ヶ所、屋敷百三十

二度之内、屋敷名前失念又者不覺、金錢不得盜茂有之、凡金高三千二百二十一兩二步、錢九貫二百六十文、銀四匁三步之内、右金五兩、錢七百文者取捨、其餘者不殘酒食遊興又者博奕を渡世致、同様在方所々江茂持參不殘遣捨候始末不届に付、引廻之上於淺草獄門申付候。

右御詮議掛り與力

杉浦紀十郎 三村吉兵衛 中島嘉右衛門 神田武八 高木又兵衛
橋本左平治 近藤八兵衛 立羽榮五郎 神田吉十郎 櫻田八十右衛門

評判

右異名鼠小僧引廻之節、顔かほに薄化粧を致し、著服者上に黒麻帷子、下に更紗、帯は八端たんにて珍敷事也。

又芝居者之内に者、右小僧に大恩義を受たる者多しといふ。夫故にや十九日、一日芝居休といふ。

又品物は薩張さつぱり盜取らず、且又町家へは一度もあたり不申、武家屋敷計りへ這入り

金銀錢のみ取り候大盜、近來の珍事なり。

右田中耕八兵衛より委曲申越候趣、相記し置き候なり。諸大名悉く右盜人に遇ひ候事淺猿しき事なり。世の中に大名程、役に立たぬ者はなし。其祿を食む士共是にて推計るべし。嗚呼太平なるかな。笑ふべし。

勝山大坂
の大風雨

九月十一日勝山大風雨、暴に五尺計り出水にて、梁掛り中仕三人流死すといふ。此日大坂も同様の風雨にて洪水なり。川口の築出、天保山の石垣大に損じ、新に植ゑたる並木悉く倒る。西宮にては陂塘悉く波にて引潮に取行きしとなり。

鼠小僧といへる賊の事は、是迄専らひ觸らして其噂高き事にて、久富覺了が娘鷹司の姫の附人となりて、蜂須賀へ入與なりしが、蜂須賀の奥向へは兩度迄入りしといふ。大坂川口與力首藤四郎右衛門が實況を慥に聞きしとて、予に語りぬるには、すべて賊へ仰渡されの始末にて、賊を召捕つて差出したる諸侯の名をば忘れしが、何分小大名の様に覺えたり。此賊、此屋敷奥向へ忍び入りしを、更に之を知る者なかりしに、一人の女ふと目を覺して、密に殿へ告げしかば、其殿起出でて近習の者

鼠小僧捕
縛談

共を引起し、召捕にかゝりしかば、賊は少しもわるびれたる事なくて、是迄斯様に盜して世を渡りぬる事なれば、召捕へらるゝ事は素よりの覺悟なり。されども陪臣の手には決して捕へらるまじく思ひしに、大名の直に召捕へらるゝ事故、此場を逃るゝの心なし。故に少しも手向せざれば早く繩掛けよ」とて、尋常の事なりしといふ。夫より公儀へ御差出となりて、御吟味ありしにぞ、これ迄忍び入り盜み取りし屋敷を悉く白狀せしかば、其屋敷々の留守居を悉く召出さる。盜取られし屋敷屋敷留守居共は、鼠小僧といへるは、是迄江戸中大に評判ありし盜人にて、此度召捕られしかば、其噂高きにぞ、一々彼の賊白狀をなして、此方共の屋敷にて物取りし事相分りて、公儀より御糺あるべし。如何様に御糺ありとも左様の覺之なき由に申すべし」とて、留守居一統の申合なりしといふ。果して白狀の上、何れも呼出されしが、不外聞の事なれば、定めて一應にては申すまじく、斯かる事もあらむかと思召されし事にや、留守居共一人々々、間を違へて召出し御尋ありしに、何れも兼ねて申合せし事なれば、知らぬ事にて賊に遇ひし事、更になし」と申募りしに、中に

一人は包み難しと思ひしにや、有の儘に申上げ、一人は、成る程先年左様なる事も御座候ひしか共、畢竟表方の事にては之なく、奥向の金子にて、取られしとて苦しからぬ金子故、御届申さしといひしとぞ。金子に入らぬ金子、取られて苦しからぬ金子といふ事もあるまじく、可笑き答なりといふべし。右兩人斯様に申上げしかば、外々の留守居も今は包難くして、皆々有體に盗まれし趣申上げ、事明白に分りしといふ。

十月下旬勝山の家老戸村惣右衛門、江戸より歸り來りしかば、賊を召捕らへし諸侯の名を尋ねしに、松平宮内少輔なりといへり。

右の始末、餘りに拙くてをかしさ堪へ難きにぞ、落首をよみてこゝに書いつけ侍る。

鼠小僧に
就て落首

鼠てふわづかひとりの小盜賊に弓矢の手並見さがされぬる
金取られ涙ながらに押し包む其ころ根のをかしくぞある
百の諸侯盗まれし數は百廿二二三度逢ひし馬鹿も有るらむ

捨札に晒せるはちの大名は世々をふるとも消ぬるものかは
武威は無威武徳は不徳と知られけり盜賊に逢ふ間ぬけ大名
ねずみ捕りし猫にひとしき大名を鬼神の如くいふも可笑
鼠てふ賊捕へしとだいまやうは治世なるかな治世なるかな

琉球人の
來朝

琉球人來朝、當四月彼の國を出帆して、十月廿日大坂薩州の藏屋敷へ著す。正使の船は小笠原大膳大夫命せられて之を出し、副使の船は松浦肥前守・龜井能登守より之を出し、下官の船は佐土原より之を出し、何れも家々の船印を立て、薩州の家老之を警固し、町奉行所よりも與力同心大勢、船にて之を固め、薩州の屋敷船上りの場所は、東西共に矢來にて結切り往來を固む。兩側ともに見物の男女大に群集して、川中迄船を浮べて是に充滿す。町毎に木戸を締切り、川筋計りなり。橋の近きは悉く往來を止め、至つて嚴重の事なり。同廿四日屋敷より船にて伏見へ上る。同様の事なり。川筋は勿論伏見迄見物打續きしといふ。又伏見・醍醐等へは宮様・御攝家・堂

風邪流行

上方御見物に御出あり。仙洞様にも密〔カ、脱〕御幸ありしといふ。薩州侯には九月廿日頃より伏見の屋敷にて待合されて之を引連れ、三日先へ立つて、参府ある事なりといふ。御老中にては松平周防守殿、この掛を命せられて、立派に屋敷の普請をなし、新に球人を入るゝ座敷等を建てられしに、九月晦日、御同役水野越中守殿より出火にて悉く類焼す。球人参府迄には本の如くに普請仕上げざればなりがたき事故、大混雑なりといふ。正使は薩摩にて死にしかば、副使繰上げになりしといふ。外にも途中にて死人三四人もありし由、總人數九十七人なりといへり。

高田屋嘉兵衛交易露顯

九月より十月下旬に至るまで風邪一般に流行、戸毎に一人も病臥せざる者なし。月は異なりと雖も、大體天下一統の事なりといふ。十月兵庫高田屋〔嘉兵衛〕オロシヤに往きて、是迄毎度米を交易せし事露顯す。こはオロシヤより度々日本へ來り、交易の事を願へども聞入なき故、然らば何故日本人は我が國へ來りて交易するや。我が國にては之を許してなさしむる事なるに、我が國より日本へ來れる事を許されざる事、其理に背ける由申すにぞ、日本より是迄

盜賊の徘徊

遣したる事、更になし」と答ありしに、「高の字の纒の船印にて斯様々々の船なり」といへるにぞ、御吟味ありしに、高田屋が仕業にて松前侯の計らひなる由分明に分りしといふ。こは阿蘭陀人より委しく申出でしといへる由、木屋二郎右衛門が咄なり。閏十一月中旬の頃より、伏見町の者並に明神おろしと稱して、狐を祀れる者などのいひ出でし由にて、當月廿六・廿七日三日の間に、船場残らず焼失すべしと大にいひ觸らし、何れも是におだてられ、晝夜とも安き心なく騒々しき事なりしもをかし。近來盜賊類に徘徊し、白晝に小家の留守を考へ、錠前をこぢ明け物盜み取る。白晝斯くの如くなれば、夜は最も甚しといふ。齋藤町にても小家のみ十四五軒にも入りしが、後には何れも申合せ心を配りしにぞ、篠崎長左衛門が借家三井三之助が借家と二軒へ入り〔カ、脱〕を、何れも召捕りて差出す。騒々しき有様なり。

天保四癸巳年

琉球人出帆

正月四日、琉球人江戸より歸り來り、同八日出帆す。

春來大罪を犯す者多く、所々に毒殺等ありて、火罪・磔絶ゆる間なし。歎すべき有様なり。

酒井雅樂頭閉門

酒井雅樂頭四つ足門を建て、井伊掃部頭に咎められ、水戸侯より本ノマ、祭當入て返答なりがたく、早々門を潰して閉門なりといふ。

三月京都東本願寺、江戸へ下り、四月木曾路を歸り上りしを、百姓町人大勢見物に出でしに、四月九日大地震にて山崩れ、巖石飛落ちて人多く死す。夫より尾張の領地に入り來りし處、去年の材木一件にて百姓大勢一揆をなし、銘々竹槍を持ち紙幟を樹て、門跡へ直に對面し、家老下津間兩人を受取り打殺さむとて大騒動す。内通の者ありて、此事前以て知れしかば、一三日前に家老共は、下賤に身をやつし逃れ歸りしといふ。一揆の者共、尾州より召捕られ大勢入牢す。本願寺は夫より城下に到りしに、法義の事にて尾州講中より差込まれ、返答をなす事能はず、這々の體にて歸京すといふ。又八月上旬より本山の普請棟上始まりしにぞ、大勢群集して參詣す。然るに門倒れて是にしかれ、兩人死する者あり。怪我人其數知れず、大騒動せ

本願寺の珍事

公家衆の芝居

しといふ。此妖僧の爲に天下に傷害せらるゝ者少なからず。憎むべき事なり。

一、奸人、公家衆を欺き引出して、三本木料理屋に於て芝居をなさしめ、密に壘一枚金二百疋づつに賣付け、大勢見物を引受けしといふ。是れ公家の風野鄙になりて、近來好んで芝居なして之を樂しみとなすといふ。悪徒に欺かれ忍出で、密に芝居せし等、以の外の事なりといふ。壘を賣り金を取れる事など、公家は一向に知る事なし。奸人共忽ち召捕られ入牢せしとなり。古今未曾有の事共なり。

地震

一、四月九日午の刻大地震、四年前の大地震よりも強き様に覺ゆ。同日申の刻少震、同酉の刻大に震ふ。同十五日初更地震す。京都は當所より震強く、其數も亦多かりしといふ。同廿五日申の刻大風、瓦を飛ばし樹枝を折る。

後車戒

當年は米價高く一揆等にて騒々しく、何か事多き故に、後車戒と題して一歳の事記しぬれば、總ての事は是に譲りてこゝに略しぬ。長州の一揆も大變の事にて煩雜なるが故に、此書には略記して、別に戮倒産物役所と題して委しく記し置きぬ。其餘の事も總べて辰・巳兩年の事は、右の二書に書添へて置きぬ。之を見てその詳な

戮倒産物役所

る事を知るべし。

天保五甲午年

當年も昨年よりの續にて、騒々しき事のみなれば、後車戒の卷末に書續け置きぬ。

天保六乙未年

春より寒氣烈しく、家によりては四月に至れども、尙炬燵ある程の事なりし。三月十三日暴雨大雷、大坂にて三ヶ所、龜山にて五六ヶ所、京都にて五六ヶ所落つる。總て舊冬よりして雨降らず。此時の雨暫時なれども、少しく濡になりしといふ。龜山などは、正月中旬の頃より井水悉く盡きて、飲水に事を缺き諸人大に困しむといふ。斯くの如く時候不順なれば、諸國一樣に風疹を病む。世人之を名づけて三日ばしかといふ。桃花漸く三月の半過に至りて盛んなり。〔頭書〕三月十二日暴雨大雷。七月に閏月あれば、時候の後るゝはさもあるべき事なれ共、麥・菜種など至つて不作なり。四月朔日申の刻より雨降出し、四日の夜まで降つて至つて大雨なり。二日の夜は大風な

三日ばしか

りし。

各地の出火

三月十七日寅の刻、堀江宇和島橋南詰出火、南堀迄焼抜くる。方四町計り。同廿三日、天満源藏町失火、同廿四日晝過より雜喉場失火、方四町計り。今日迄に所に少々づつの手過あり。京都・江戸其外東海道の宿々・播磨等所々に大火あり。加州金澤最も大火なりといふ。

四月廿一日寅の刻地震、當月は雨天續なり。五月十五日洪水

六月、肥前鍋島の城残らず焼失。〔頭書〕肥後國八代にて家中同土大騒動あり。

同廿九日、辰の刻より大雨大雷、終夜大風にて海上大荒破船其數知れず。仙臺の船計りも三十餘艘覆る。奥州津波。大坂にても所々の堤切込み、川水一時に増す事四尺計り。

土用中天氣申分なく照り續き、氣候至つて宜しく豊年の様子なりしに、堂島の奸商類に流言をなし、北國洪水、土用中雨續にてやうく三日ならでは天氣なし。斯くては皆無ならむなどいひ觸らし、類に米價を引上ぐる。同晦日より七月二日まで

奸商の流言

至つて冷かなり。洪水出づ。

七月十四日、天満樽屋橋出火。

同十四日、江戸に於て姫路家中山本三右衛門女親の敵を討つ。

十八日、福島眞砂橋南失火。十九日迄は時候少しも申分なし。今日より暴に冷か

なりしかば、奸商大に時を得て、頻に米價を引上ぐる。

閏七月五日夜より風吹出し、六日午の刻より風雨烈しく、夜に入り彌甚しく、所々

の堤切込み人家大に損ず。天保山も一面の水となり、南方の石垣大に崩る。此日海

上一様に大荒にて、備前・備中・播州地最も甚し。破船人死大層の事なりしといへり。

七月上旬より大和八木とやらんいへる所に、黒犬牡牝狂犬となりしが、後には郡山

へ出来りて人を喰ふ事四十六人、其中六人は即死にて、一人は其死骸さへ知れざり

しといふ。之に依つて郡山一家中、弓・鐵炮・槍・長刀等を持ち、領中の狩人は申すに

及ばず、百姓・町人に至るまで悉く騒立ち狩立てしかども、容易に手廻る事なくして、

漸と閏七月廿三日に至りて二匹の犬を打殺せしといふ。僅か二匹の狂犬をさへ、

各地の風雨

郡山の狂犬狩

斯様に騒動して漸と五十餘日を費し、辛うじて打殺しぬ。若しも人間兩三人にてあ

〔頭書〕郡山家中の者も大勢噛みつかれしといふ。

ばれ廻らば、嘸大騒動に及びなむと思はる。笑ふべき事なり。

筑前侯には、勝手向宜しからざる所より領内の醫を引出し、四百五十石を與へ士に

取立て、白津用左衛門と名乗らせ勝手方を命じ、萬事は計らひにて領中に課役を

申付け、大坂にて館入の町人鴻池・加島屋を始め、悉く此等を踏倒し、〔頭書〕筑前より役人來り、大坂の館

筑前侯の勝手向不如意

入を倒せしは閏七月の事なりし。新に天王寺屋忠左衛門・鏑屋六兵衛・出雲屋孫兵衛などいへる者を引

出し、新法を立てしに、忽ち領中に變を生じ、百姓一揆の催あり。大坂へ運送せし米

も直安にならでは買人なく、忽ち大手支となりぬ。是迄は大坂にて四藏物と稱し、

筑前・加賀・安藝・長州をば代るく建物なりしに、此度銀主を悉くへたり。年々上し

來りし十萬石餘の米を納家物となし、勝手に賣捌かむとせしかども、堂島の手を離

れて納家物の事なれば、一度に多く買ふ者なく、其上直段をも相場よりも五六匁づ

つ落さる。されども賣らざれば、江戸の仕送もなりがたく、之を賣りしとて少々づ

つの事なれば、大に手支に及ぶ様になりて、必死とつまらざるやうになりて、家老

四藏物

はいふに及ばず、白津用左衛門も忽にしくじりぬ。さればとて人氣一統に損ねぬる上なれば、今更如何ともなし難くて、大に困れる有様なり。笑ふべき事なり。

風水害に依りて米價騰貴

八月中旬奥羽大雪降る。此頃迄も北國・東國總て風水の變あり。「北國は土用中降續き、やうく三日ならでは天氣宜しき事なく、其上風水の變ある故皆無なり」などいひ觸らし、段々と米價を引上げしに、此節に至り北國七分作の取入ならむといふ事、慥に世間の人も、聞知れる様になりしかば、忽ち事をかへて、「是迄豊作なり」と云ひし九州・中國等取入れぬるに、思の外實入なかりしなど言觸らし、又々米價を引上げぬる様になりて、肥後米九十二三匁となる。餘は是にて知るべし。奸商の業惡むべし惡むべし。

美濃國の百姓一揆

同八月の事なりしか、美濃一國百姓一揆を起し、公領・私領ともに御陣屋・城下等へ竹槍にて詰寄る。こは御代官青木何某・大垣・加納其外の役人・庄家など馴合ひ、川筋是迄水損ある故、堤の普請をなし、已來少しも水損の患なき様にせむとて、夫々の領内へ悉く課役をかけ金子三千兩取集め、二千兩を各懐になし、千兩にて渡し普

請をせしといふ。然るに當秋洪水出でしに、新に築きし堤悉く切れて、水損是迄に十倍す。こゝに至つて役人共の私欲明白に相分り、百姓一統起り立ちしといふ。さもあるべき事なり。終に私欲せし者共數十人、關東へ引かれしといへり。

十月廿一日夜、安堂寺町・八百屋町より失火、南長堀へ焼抜け、北順慶町南側迄、東は横堀を越え谷町より東へ焼抜ける。

大坂失火

同十一月廿二日二更より、東町橋東曲りの邊より失火、本町筋南側東迄残らず焼失。御城代中屋敷北手三分通焼失、此處にて火鎮まる。南は兩替町迄焼抜け、御祓筋よりは農人橋筋へ焼出し、北側残らず焼失、御城代中屋敷にて止まる。近來所々火付多く騒々しき事共にて、火付致し候者四十人計りも、召捕られしといふ噂あり。町々の番も是より至つて嚴重となる。

但馬出石城主仙石道之助

知行五萬八千石。仙石權兵衛が家なり。

家老仙石左京、先君越前守殿を毒殺し、又當主をも殺し、己が子を以て主家を押領せむと謀り、大勢同意の者を拵へ、已に大變

仙石左京の謀叛

に及ばむとす。其事露顯いたし公儀御裁許となる。種々の風説あり。村岡山名の家老澤山義兵衛より委しく聞ける事あれども、事煩しければ之を記すに及ばず。斯かる大變なれば、定めて外より委しく書記す事あるべし。こは神谷轉召捕られて後、追々公儀の御手に渡り、夫々御吟味中の事を、江戸より申越しぬる書付の寫にして、其始めなれば事を分つに至らず。

國家老 仙石左京 江戸詰年寄 神谷七五三

御分家仙石彌三郎殿附人 神谷七五三弟 神谷 轉

右轉儀、致出奔。一月寺門弟に相成、友鷲と致改名。虛無僧に相成候を、筒井伊賀守殿組之者召捕、揚り屋へ入る。右之左京家老職相勤、其外年寄と唱へ重役荒木玄蕃を初、多人數相黨、同心無之者役儀取放し或高減、亦者永之暇申付、自分子息者松平周防守殿御舍弟松平主税殿と縁組いたし、其息女を貰ひ候手續を以、去る子年出府之節、金子千兩音信に差出し御役家へ取入、左京威勢増長仕候上、彼縁續を以左京目通り仕候趣、然處仙石家勝手役河野某と申者、左京謀惡年寄中へ内密申告候段、左

京承及候由、河野氏の少々仕落を沙汰し暇申付る。神谷轉此河野と無二之懇意故、内密之事申遣候段、此節左京へ相告候者有之、復河野氏も早速召捕入牢申付、嚴敷責問候處、轉々申越候様始末申立候間、轉儀早々國元へ罷越候様、江戸表へ申來候に付、轉者内通露顯を察し、其夜出奔行衛未不知、同人兄神谷七五三國元へ呼寄せ行衛嚴敷尋申付、尙又江戸表へ申來る。轉儀は麻布六軒町柔術之師澁川伴五郎世話を以て、一月寺へ致法入。虛無僧と成居候を聞届け、左京指圖を以江戸留守居依田市右衛門、河野丹治、筒井伊賀守殿用人へ轉召捕引渡之儀懸合頼入、則六月十三日横山町往還にて被召捕、仙石家へ引渡に被申付候。轉儀右之様子申立、於奉行所吟味受度旨強而申立る。是不容易筋に付、揚り屋入被仰付、當時内糺中に有之、越前守去る子年於國元、俄に致病死候始末、左京毒殺仕候儀に有之、當主幼年に付是又毒殺之上、左京自分之子息を可致家督謀計にて、既に隨意之者夫々立身させ、忠義之者は追々役儀召放し、隨意之者へは金銀を貸遣し立身為致、其上領分へ者用金申付、多分之金子取立相貯有之謀惡之旨申立。

右之通有之風聞記し差上申候。已上。

岡 幸藏

九月五日呼出

家老

仙石左京

山本新兵衛

年寄

荒木玄蕃

岩田静馬

岩井源四郎

長谷川清右衛門

小川八右衛門

鵜野甚助

生駒主計

本間源太夫

市浦良藏

大鹽甚太夫

田中伊兵衛

久保吉九郎

中西儀右衛門

西村門平

佐治左吉

廣田幾二郎

宇野長兵衛

麻見四郎兵衛

猪俣源二郎

村瀬岩二郎

西田善七

堀田喜十郎

早川保助

白井廣之助

酒勾清兵衛

岩田丹太夫

中澤喜右衛門

西山平右衛門

杉山平兵衛

鷹取已百

杉原官兵衛

但病氣に付
差添人付

長谷川勢右衛門

中西義右衛門

左京家來

青木彈右衛門

西頭喜七

以上三十七人

江戸仙石屋
敷留守居

依田市右衛門附添出る。

御懸り 脇坂淡路守殿

浪人

神谷轉事當時友鷲

右者松平備中守殿へ閏七月を御預け。

留守居 安田莊五郎

預り人

澤池權太夫

手替り

鈴田彌太夫

右友鷲召連差添出る。

九月十一日松平伊豫守殿へ御預之者共

仙石左京

市浦良藏

荒木玄蕃

松山平兵衛

長谷川勢右衛門

酒勾清兵衛

杉浦官兵衛

鵜野甚助

廣田幾太郎

山本耕兵衛

以上 右伊豫守殿御留守居山田權右衛門被召出御預申守。

九月十二日呼出御調入牢人

大塚甚太夫

六十八歳

西村門平

六十歳

鷹取已百

六十四歳

早川保助

五十三歳

同十三日入牢人

岩田静馬

四十五歳

杉原官兵衛

六十八歳

青木彈右衛門

六十歳

山本耕兵衛

三十歳

同十九日入牢人

岩田丹太夫

五十二歳

同二十日同斷

鶴野甚助

四十五歳

以上追々御調有之九月廿八日巳刻

櫻田方角

仙石道之助代

九月十三日

牧野越中守

九月十五日

不快

松平周防守

助御用番

大久保加賀守周防守殿出勤迄

十月周防守御役御免帝鑑間被仰付、十一月閉門。

同十二月九日落著

美濃守事

名代

能勢惣右衛門

家政不行屈家來御仕置被仰付、知行二萬八千石減知被仰付。

松平周防守

名代

千村彈正少弼

隱居蟄居被仰付、家督領知替之儀、追而嫡子左近將監へ被仰付、居屋敷三日之内引

拂被仰付候。

閉門

周防守俸

左近將監

名代

深津彌七郎

若寄合

松平主税

名代

原本闕

隱居蟄居被仰付、知行家督之儀追而俸可被仰付候。

判決

御勘定奉行
曾我豊後守

御預け御免閉門

死罪獄門 仙石左京

八丈ヶ島遠島 俸小太郎

死罪 岩田靜馬

鶴野甚助

重追放 青木彈右衛門

杉原官兵衛

中追放 大森登

山本耕兵衛

岩田丹太夫

輕追放 清水半左衛門

惠坂文右衛門

申口不相分に付、揚り屋へ差遣し。山田八左衛門

鷹取巳百

臺所奉行 西村斧七 主人へ引渡相應に答申付候

構無之

御家老 生駒主計 荒木玄蕃 酒匂清兵衛

一月寺へ引渡可任寺法

友鷲 神谷轉事

右於評定所脇坂中務大夫・柳原主計頭・内藤隼人正・神尾豊後守・村瀬平四郎立會

中務大夫申渡。

○編者云、この後に捨札の寫其他あり、この騒動の事は後に再び詳しく記事ありて、そのものと全く重複する故削略せり。

仙洞の御書賊に奪はる

十二月下旬、仙洞様より禁裏様へ進せられ候御文を、使者途中にて賊の爲に奪取らる。前代未聞の事也。所司代・兩町奉行より厳しき手當なれ共、賊相知れずといふ。

天保七丙申年

アテ、ン節

正月十日・廿五日今宮蛭子・天満天神等にて、上町の悪徒没落せし主家の女を見世物に出し、陰門を晒し見物をして不良の業をなさしむ。其女之を大に歎き涕泣して断ると雖も、孤なるが故に之を呵責して、其業をなさしむといふ。悪むべき事なり。二月上旬阿波座にて、廿九歳の男四歳の女子を犯し入牢す。其頃に至りて上町の悪徒も召捕らる。此餘にも斯様なる邪淫數多ありしといふ。斯くの如くなる事故、アテ、ンカといふ節にて、甚しき淫歌流行し、町奉行より差留めらる。同廿二日・三日兩日に、三度江戸大火。

一橋家來の狼藉

本ノマ、同三月十五日、昨年仙石一件に付、周防守奥州棚倉へ所替命せられ候に付き、井上河内守殿館林へ來られ、松平左近將監殿濱田へ所替となる。同廿四日申の刻大に暴風雨半時計り、四月二日申の刻大風雨。三月十六日、松平肥前守殿江戸發駕にて、川崎驛小休にて宿札を掛くる。折節一橋卿大師へ御參詣あるにぞ、御家來の由にて田中熊藏當麻平兵衛といへる者組の者六人召連れ本陣へ入來り、宿札御目障に相成る故取拂ふべき由申付くる。されども今小休の時刻なる故、之を断りしかば大に怒り、本陣の者共を大に打擲し、刀に手を掛け宿札を土足にて踏倒し、大に狼藉に及びしかば、肥前守より留守屋羽室市右衛門を以て一橋へ掛合に及びしに、左様なる姓名の者、此方家來になしとの其返答なりしかば、水野越前守殿へ其旨届けられしといふ。大騒動なりしとなり。

享和二壬戌年伊州・西美濃・江州・城州・攝河泉大洪水荒増聞見書之寫

并京都大變

近畿地方
の風水害

一、去る六月廿七日夜々雨降出し、廿八日・廿九日雨晝夜暫時之無小止暴雨暴風に而、別而廿九日東北風強く乾風〔に脱〕相成、又々北東風に直候〔なほり〕て益々烈しく、伊州・西美濃・江州・城州・攝河・泉所々大洪水出水大荒と相成、田畑は勿論寺社・人家押流し、溺死・怪我人等夥敷有之趣、七夕迄追々承り及候處、東海道は鈴鹿山麓處々、北は中仙道伊吹山麓處々山拔山崩等有之、夥敷水吹出し、湖東之川も一同に出水、別而横田川筋野洲川に夥敷、其餘之川々一統に出水にて所々方々堤切或は前落切込等、何方迎も無難之地無之由、水口々東五日夕方迄〔と脱〕通路も無之に付如何に候哉、一向様子不相知候。石部草津宿等大荒にて、廿九日夜半頃草津川草津宿内へ切込、本陣並問屋等流失、潰家等四百軒餘、溺死夥敷候由。

但旅人の溺死六七十人之由申候得共、流れ候向は一向に人數不相知、或は旅人は流れ亭主逃退候族、溺死之掛り合に相成候を憚不申出候向も有之哉にて、家内溺死三四百人と計申居候由。

中仙道にて、愛知川高宮武佐守山其外彦根御城下御領内、右同様に荒損候由、依

中仙道の
風水害

て醒ヶ井・柏原々野洲川筋所々切込候内、出庭三宅今宿へ切込強く、別而新川と相成、本川筋却而水少相成候由、右之溢水守山宿々今宿等多分流失、溺死人等も有之、怪我人等も多有之由、右之水末赤野井・杉江下物、南にては品中村・吉田等一面に水押切開一つに相成候由。

但阿州候、當朔日大津御止宿之筈に候處、御通行不相成、武佐に三日御逗留〔さいみち〕、在道御通り赤野井邊々船にて大津まで御出浮被成候由、殊之外御難溢之由申居候。水勢之烈敷儀者、守山宿稱名寺と申寺も流失、右之寺之釣鐘流れて杉江村湯川筋へ流れ來、半ば土砂に埋れ有之、則見分之者見届歸候處、凡長さ四尺計、差渡し二尺五六寸も可有之哉に申候。石部宿一院之鱒口虹梁と共に、伏見へ流れ來候より、水勢烈敷有之候。又彦根御城下大石橋幅三間餘も有之候由、是又湖水へ流出候由、其餘寺社・人家・建物等夥敷湖へ流れ出候數、限も不知候由申候。

右之通、湖水東之地方一面之水にて湖水連續致し、江陽之地にて悉湖に相成候哉と待之事之由御座候。尤江北志津ヶ嶽・姉川邊も出水、勿論大溝・高島・今津・貝津之邊

も出水に候得共、湖水之溢水多候由、膳所の城も所々破損、北向・東向之分者白壁と申者は無之、石垣等も損候由に御座候。大津表も地低之處者、湖水床之上下一二尺、三尺にも及び候。立退候者も有之由、右者纜之儀にて、地高之處は石垣之上少々越候迄にて相濟候得共、常水方は夥敷高水にて、逢坂山も山崩にて暫通路難出來、脇道を通ひ候由、右之外田上邊・右山邊處々山川有之地、悉出水不致所も無之、瀬田の大橋も既に危候處被_レ防留候由〔にて〕無難有之由、石川筋黒津・關津之邊不_レ怪〔輕カ〕出水之由候得共、御供ヶ瀬・獅々飛等之切所々々に被_レ支候而、江州地方之出水急に落兼候哉。勿論宇治・伏見・淀杯は聞ゆる水の名所にて候故、不_レ輕出水に候得共、兼而覺悟も有之出水と雖も、湛水〔たひみづ〕にて水勢寬候故哉。宇治は大橋落候のみにて、端々人家流失・溺死等は少々相聞え候。俄之出水故哉、堤切込候而も不_レ及堤之上、七八尺一丈之水巨掠之大池一面に海の如く、川むかひ黄檗五ヶ庄・六地藏・指月等悉一丈二丈と申高水にて、豊後橋も落候〔も脱カ〕同前、往來出來不_レ申候。京橋中出島之邊は家之上を船往來いたし候由、本陣・大家之向者二階住居いたし居候得共、皆々桃山の方へ

立退候由、淀は大橋之上にて八幡領切込、大橋者無難、小橋は南之方落候て通路不_レ相成。勿論御城之邊二丈餘之高水、御櫓二重目を越候由、御廣間・御居間邊襖引手之上六七寸上迄水付候由、御船にて御住居、御家中も同様船にて住居之由、然共積年水に馴鍛鍊之事故、淀御城下に者一人も溺死も無之由、木津川出崎・橋本・葛葉其邊堤之上一丈七八尺と申事にて、川向山崎邊にては離宮御神前迄水付之由、山崎町々神足邊床上下迄水付候て、往來は出來不_レ申。山崎方西尙更一面之水にて大海のごとく有之由、高槻邊・神崎川・中津川等所々切込、高槻は御城御門倒候由申候得共、實説如何御座候哉。佐田・仁和寺・默野と申邊半道計も切込、河内國一面之水押にて所村々流失候由、宇治・伏見濱邊之逆水、木津川を溯候て河内へ出候由も申候。大坂にても天満橋・天神橋・菘屋橋等落候様子は、荒々西廻り丹波路を越候て參候飛脚咄候よし、荒々承及候得共、川陸通路無之に付、委敷様子者不_レ相聞申候。先々江州出水之荒増あらく、如斯御座候。是迎も委細之儀者一向不_レ相聞申候。已上。

七夕

京都大變

京都の風害

七月晦日午時、西院村之邊を丑寅の方一天曇り、烈敷白雨之氣色に相成候處、未申之方を丑寅の方へ向、惡風吹黒雲舞下り、千本通新屋敷邊、夫を下立賣の中立賣之間大荒にて、家餘程吹崩し、勿論屋根之向は大體不殘吹めぐり、夫を東へ吹、一條通、小川通角門杯引さけ、金もの等悉引拔、其近邊之家五六軒吹倒、段々に東の方へ吹、近衛家御臺所大に損じ、二條家此頃普請御座候處、新御殿大半崩れ、久我家之屋根大に損じ、折節普請御座候由にて、屋根へ上り居候者五六人即死いたし候。冷泉家之土藏之屋根銅にて包み有しを、一枚も不殘吹めぐり、其外御殿向大荒れ、右近邊之堂上方五六ヶ所大損とて、夫を今出川出町田中村へ吹拔、所々大損じ人馬等怪我有之由、夫を叡山へ吹付、虚空へ黒雲舞上り申候。尤所々にて怪我人夥敷有之、其外戸・障子・屋根俵物類色々様々のもの巻上げ、瓦・屋根板飛致候事、誠に木の葉を散らす如くにて、大騒動前代未聞の事に御座候。併本家之邊は風も吹不申、何の障

も無之候て一同大慶仕候。右風筋は殊に火事場の如くにて、追々見舞之人走著申候。尤西院村之方々叡山へ向只一吹にて、暫時之間にて白雨も無之雲晴申候。全く天狗の所爲と被_レ存候。餘り珍事故御尊得_レ貴意候。此度之_{洪カ}洪水と同様にて、噂は不_レ輕大荒にて御座候。

右風水の二大變は、予が在京せし時のことにして、直に見聞せし事なり。今悉く其二事を書記せる父の手に入りぬる故、此所へ寫し置くものなり。

浮世の有様 卷之五(前)

江戸の大
火

天保五年二月七日、晝八つ時頃、神田佐久間町一丁目より出火、北風烈しく大火に相成り、翌八日朝六つ時過ぎ鎮火。

一、火元佐久間町一丁目、時計師關市郎・三絃師何某、兩人の中に候へども、相分りかね申し候。

一、同所一丁目・二丁目、裏通河岸。

一、和泉橋南、元誓願寺町・豊島町残らず。粗藏は残る。

一、佐野大隅守殿 一、富田中務殿 一、石尾彦四郎殿

一、梶川清三郎殿 一、市橋主膳頭殿 一、大澤彌三郎殿

一、森川由三郎殿 一、川口茂右衛門殿 一、細川長門守殿

一、淺草御門内迄 一、馬喰町一丁目 一、小傳馬町・大傳馬町
半屋敷邊残らず。

一、神田紺屋町二丁目、地藏橋にて留る。片側残る。 一、本白銀町四丁目・本石町
二丁目より、四丁目迄。

一、室町三丁目より、通一丁目東側残る。 一、四日市河岸青物町・材木町一丁目より、
三丁目・塗師町三丁目・二丁目東側迄。

一、照降町・堀江町・菅屋町・長谷川町・富澤町・久松町・村松町・米澤町・兩國橋迄、
高砂橋東

一、牧野遠江守殿 一、水野右京亮殿 一、小笠原大膳大夫殿中屋敷

一、船越駿河守殿 一、松本重治郎殿 一、津越中守殿中屋敷

一、一ッ橋様中屋敷少々 一、牧野越中守殿中屋敷 一、水野壹岐守殿
飛火にて

一、新大橋過半 一、紀州様中屋敷 一、酒井出雲守殿
濱町・堀殿町

一、奥山主税之助殿 一、本田肥後守殿 一、戸田大學殿

一、戸田近江守殿 一、宇野治郎右衛門殿 一、黒川内匠殿

一、松平宮内少輔殿 一、松島町 一、安藤内藏之介殿
土井堀

一、永井求馬殿 一、大澤右近殿 一、吉良式部殿

一、大澤彌三郎殿 一、酒井雅樂頭殿中屋敷 一、道灌堀

一、松平越中守殿中屋敷 一、安藤對馬守殿 一、箱崎町

天保五年江戸大火

- 一、戸田采女正殿中屋敷
 - 一、土井大炊頭殿中屋敷
 - 一、松平伊豆守殿中屋敷
 - 一、久世謙吉殿中屋敷
 - 一、田安様中屋敷は残る
 - 一、靈岸島残らず
- (但し松平越中守様下屋敷類焼、御殿向き残る。靈岸島と湊橋の間町屋少々残る。)

- 一、北八町堀
- 一、松平中務少輔殿
- 一、九鬼大隅守殿
- 一、茅場町残らず
- 一、牧野山城守殿
- 但し御財橋・中橋焼落ちる。
- 一、松平右近將監殿中屋敷
- 一、松平阿波守殿
- 一、井伊掃部頭殿中屋敷
- 一、堀田式部殿
- 一、堀田主馬殿
- 一、松平内匠殿
- 一、高橋・稻荷橋・中橋焼落ちる
- 一、細川采女正殿

同月八日

一、朝横山町出火、是は直に鎮火。土藏へ火入る位の事と、或人申され候。
一、あは田舎越るか。

同月九日

一、暮六つ時頃、吳服橋外檜物町より出火。西南の風強く、曉八つ時頃鎮火。

西は堀を限り、北は一石橋・日本橋邊の河岸を限り、南は横町邊を限り、東は焼け残り本町を掛け焼失。

同月十日、辰の口西丸御老中松平伯耆守殿より出火。北風烈しく、大火に相成り曉八つ時頃鎮火。

- 一、松平伯耆守殿長屋少々残る
- 一、松平丹波守殿
- 一、松平伊豫守殿中屋敷長屋残る
- 一、林肥後守殿
- 一、松平和泉守殿
- 一、松平能登守殿
- 一、松平三河守殿
- 一、京極大膳殿
- 一、松平土佐守殿長屋少々残る
- 一、松平阿波守殿長家少々残る
- 一、筒井伊賀守殿東側長屋残る
- 一、鍛冶橋御門焼橋共
- 一、數寄屋橋御門焼飛火にて
- 一、南榎町二丁目より、南傳馬町一丁目より三丁目迄
- 一、桶町一丁目・二丁目
- 一、南大工町二丁目・三丁目
- 一、南鍛冶町二丁目・三丁目
- 一、五郎兵衛町一丁目・二丁目
- 一、具足町・柳町
- 一、京橋
- 一、銀座二丁目より四丁目迄
- 一、尾張町二丁目・三丁目
- 一、竹側町
- 一、出雲町
- 一、西紺屋町二丁目・三丁目
- 一、八間町西側残らず
- 一、三十間堀一丁目より八丁目迄

- 一、木挽町二丁目より七丁目 一、堀相模守殿中屋敷 一、板倉阿波守殿中屋敷
- 一、西尾隠岐守殿中屋敷 一、細川越中守殿中屋敷 一、諏訪伊勢守殿
- 一、松平周防守殿 一、狩野晴川 一、芝田蟲損老
- 一、柳生但馬守殿 一、仙石彌太之助殿 一、松平陸奥守殿中屋敷
- 一、加納遠江守殿 一、宮原彈正殿 一、小口信濃守殿中屋敷
- 一、奥平大膳大夫殿 一、八丁堀残らす 一、伊達紀伊守殿
- 一、新庄勝三郎殿 一、本田下總守殿 一、相川橋落ちる但築地残らす
- 一、松平土佐守殿中屋敷 一、松平備後守殿 一、松平飛驒守殿
- 一、桑山鞞負殿 一、久松伊豫之介殿 一、稻葉金兵衛殿
- 一、横田三四郎殿 一、中山主計殿 一、築地本願寺
- 一、小田原町一圓 一、紀州様中屋敷 一、伊藤監物殿
- 一、安井元藏殿 一、本多八藏殿 一、戸川龍之助殿
- 一、石川強右衛門殿 一、花房長左衛門殿 一、三枝傳三郎殿

- 一、竹内惣左衛門殿 一、岩瀬市兵衛殿 一、上杉喜三郎殿
- 一、山本藤二郎殿 一、牧宇助殿 一、和田中務殿
- 一、松平清之丞殿 一、木下嘉代之助殿 一、石川藏太郎殿
- 一、二の橋落ちる 一、稻葉貞之丞殿 一、多賀吉左衛門殿
- 一、渡邊久藏殿 一、大橋隼人殿 一、仙臺橋落ちる
- 一、脇坂中務殿 一、仙臺御殿向き表長屋残る 一、芝口二丁目二丁目
- 一、芝口東木戸にて焼け留まる

同月十一日

一、朝京橋出火。是は土藏火入ると、或人申され候。一軒にて鎮まる。
 一、晝九つ時頃小石川水戸様の御屋敷焼失。如何程の焼けか、委しく相分り申さず候。未だ建ち揃ひ居り申さず候由。早朝も長家少々焼失御座候。
 一、同刻駿河臺小川町出火。幅は之なく候へども、二三丁焼候歟、飛火とも申事に御

座候。奴人共風下に相當り申候へ共幾多間合有之、別火共申事に御座候。
一、暮過ぎ水道町服部坂御旗本位の御屋敷焼失。

同月十二日

一、船火事。

同十三日

一、夕七つ時過、本郷追分片町と申所出火。暮時鎮火。其以前迄は風烈敷御座候處
靜に相成候間合、又夜に入風に相成り候間合能、纔にて相濟申候。

右此中火事の模様如此御座候。一體甚以て物騒にて、附火所々に有之趣近方麴町
杯も一昨朝も附火少々焼け候趣、扱々氣味悪敷恐敷事に御座候。日々風立ち騒々敷
事に御座候。何卒是切にて靜に相成所奉祈候。外方より御承知も可被成と奉存
候へ共、珍敷大火故寫し差上申候。御留守居様御内方様方、未だ委敷御承知も不
被成候、申上候、被懸御目可被下候。書損數々可有御座候。

仙石身口武士

天保六年未七月

仙石彌三郎

寄合衆
高四千七百石

附八神谷轉當時改名友鷲

右轉儀仙石道之助江戸奥詰年寄神谷七五三弟にて、當時致出奔、一月寺門弟
に相成友鷲と改め、虛無僧に罷成候を、江戸御町奉行筒井伊賀守殿御組より
召捕、當時揚り屋入に成申候。

轉の揚り
入屋

右の趣意御札に相成、轉より申立候は、當時仙石道之助幼年の處、家老職の内、仙石
左京我儘を以て、年寄共重役荒木玄蕃を始め、左京隨意無之者は、役儀等取放、或は
減高、亦は永之暇申付、自分忤小太郎と申者へ、松平主税様寄合衆高
五千石より縁組致、息
女を貰ひ受、同所手續を以、松平周防守様へ館入致、御内々御面會も度々有之趣依
之左京威勢増長致候。然る處、仙石家勝手役相勤候河野瀨兵衛と申者、左京謀惡の
儀、年寄中へ内密申告候段、左京へ物語候者有之、右瀨兵衛勝手向不行届の段申付、

差換へさせ申候。尤右瀬兵衛儀、私舊友にて、兼て懇意に致候に付、右左京行狀並に我儘の存心等、文通仕に付、又々此段、左京へ爲相知候者有之、即日瀬兵衛を厳しく入牢爲致、拷問に及び候由、因て私へ申、白狀候始末申立候哉と乍恐奉存候。猶左京我儘の儀は、故隠居播磨守病死後、當主幼年、旁、前段の通り、夫々重役・年寄共隨意之者共へは立身爲致、不順の者は、追々重科申付候段、全悴小太郎を以家督に可爲致深望と奉存候。

但右轉申立一條は、趣意而已にて、具に難書認儀ども夥しきに付略之、尤河野瀬兵衛拷問之上及白狀、轉に左京始末申遣し候に付、早速轉儀國元へ差越し候様、江戸表へ申來候に付、其夜俄に出奔致、行衛不相知候に付、兄神谷七五三を國元へ呼寄、嚴敷責問候上、素より江戸地に罷在候旨、依之江戸表へ穿鑿、 麻布六軒町柔術之師匠澁川伊太郎世話を以て、一月寺へ法入いたし、虛無僧に相成候段相知れ、仙石家江戸留守居依田市左衛門・河野丹次より御町奉行筒井伊賀守様用人へ頼込、轉儀を横山町往來に於て召捕られ候上、仙石家に引渡可申旨申渡候

處、前段之趣意申立於奉行所、吟味請度、再三申立候に付、不容易筋に付、揚り屋入被仰付、御糺しに相成申候。

閏七月仙石道之助より差出候書付

一、私家來神谷七五三舍弟神谷轉と申者、去午二月廿五日出奔仕候處、不届之儀御座候に付、奉行所へ御届之上、尋申付處、召捕兼候間、同三月十七日御奉行筒井伊賀守へ召捕引渡之儀申達候處、當四月廿日同人方へ召捕、吟味有之處、當國下總國一月寺入弟仕、友鷲と改名、彼是申立候様も御座候やに候處、私方に罷在候節之所業のみ而已にて、他の引合無御座、不届者に付、召捕後、早速私方へ引渡と相成不申候ては、家政取締にも拘候間、何卒私方へ引渡相成候様仕度、此段申上候。已上。

閏七月廿一日

仙石道之助

但於此方も御詮議之筋有之候間、當分難相渡、追て御沙汰有之候御返答。

天保六年未八月七日酉中刻、寺社奉行井上河内守殿より被成御達儀有之候間、只今一人河内守殿御宅へ可罷出旨、切紙到來。尤脇坂中務大輔殿被仰付候と申來

仙石道之助
神谷轉
を乞ふ

候。依之御請差出添役罷出候處、於御評席中務大輔殿、河内守殿、御列座にて左之通。

申渡

居城上總夷隅郡大多喜高二萬石

松平備中守家來

岡本源五左衛門

仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黒村普化宗松見寺看住友鷺を家來へ預く、右は越前守殿へ伺之上、申渡候間可得其意候。

但、道之助家來、其外誰にても、面談・文通等不爲致。尤預り罷在候家來の者、吟味の筋尋候儀は勿論、咄合等も決而致すまじく候。

一、仙石道之助元家來神谷轉事當時上總國三黒村普化宗松見寺看住友鷺儀私家來之者へ御預け被仰付旨、昨夜井上河内守が家來之者招呼、申渡候。此段御届申上候。以上。

八月八日

松平備中守

一、私家來元へ御預け被成候仙石道之助元家來神谷轉事、當時上總國三黒村普化宗松見寺看住友鷺儀、於井上河内守宅に請取、途中無異儀屋敷へ引取申候。此段爲御届使者を以申上候。以上。

同日

松平備中守

一、今四つ時、轉請取候に付、河内守態々罷出候處、夜八つ半時迄に、友鷺御引渡手數相濟、七つ半時居屋敷へ引取、裏門より入。右出役手札差し出し參り候事。

松平備中守家來

御預人 伊澤權太夫

手代 朝倉彌太夫

覺

- 一、騎馬 二人 一、醫師 一人 一、徒目附 一人 一、徒士 四人
 - 一、足輕小頭 一人 一、足輕 八人 一、駕籠網懸け申 一挺
- 右之通に御座候。以上。

八月八日

松平備中守家來
岡本源五左衛門

右書附、御懸り水野越前守殿へ差出す。猶又御用番松平和泉守殿、轉儀無滞引取の書付差出す。前後切紙を以遣す。

一、井上河内守殿より轉へ申達

其方儀吟味中、松平備中守家來へ預遣候。但預中、備中守家來共へ、吟味の節、決して口外致し申すまじく候。

一、同日、松平備中守家來岡本源五左衛門へ、河内守殿・中務大輔殿より被相達候趣、

一、友鷲預けに相成候上は、御老中方へ御届可被致候。

一、友鷲儀清僧に付、魚物は不相用、預り中手當並被取扱方格別重く無之様、可被相心得候。

一、友鷲差置小屋、其外手當の儀、文化五年の砌、戸澤大和守方へ預け者有之間、委細承合せ取計方難決儀は、奉行所へ被問合方々可有之候。

一、就右御請立歸候上、夫々小屋等に手當差急ぎ申付、明日友鷲御引渡可被成候

間、晝頃可被罷出候。

八月七日

一、仙石道之助へ中務大輔殿より道之助續書差出候様被仰渡、仙石家留守居依田市左衛門より以書付差出す。

故掃部頭直禮妻は仙石故播磨守久道妻姉

井伊掃部頭

故雅樂頭娘故播磨守久道妻

酒井雅樂頭

故内藏頭路政妻仙石故播磨守妻姉

松平安藝守

故紀伊守光成女は仙石故兵部大輔忠清妻

松平伊豫守

養母方伯父

松平伊豆守

左衛門尉嫡子從弟

酒井左衛門尉

養母方從弟

阿部能登守

養母方伯父

中川修理大夫

故主計頭正良妻故播磨守久道妻の姪也

井上河内守

故大和守正俊妻仙石故信濃守政房女

戸澤大和守

故佐渡守宣成妻ハ播磨守久道妻の姉

牧野山城守

故近江守貞淳妻仙石故越前守政辰の女

本庄伊勢守

養母方叔父

小笠原近江守

右同斷

津輕左近將監

右之通道之助續合に御座候。以上。

仙石道之助家來

依田市左衛門

一、八月八日井上河内守殿より、留守居年寄同人宅へ罷出候様、御達有之罷出候處、

左の通被_レ申渡_二候。

仙石道之助家來

○仙石左京

未八月十七日巳刻、江戸表へ出石表へ早

飛脚到來。翌十八日巳刻出石發足。

同

仙石主計

當時無役

麻見四郎左衛門

當時年寄役

荒木玄蕃

目附

小川八左衛門

酒匂清兵衛

同十九日曉七つ時仙石左京列

西村門平

發足下段に相認候役

○岩田靜馬

○植松十郎左衛門

小性頭用人

○宇野甚助

○右之仁合六人發足

大塚甚太夫

同日夕八つ時過發足

早川保助

荒木玄蕃

生駒主計

喜左衛門伴

酒匂清兵衛

附添

鷺見九郎左衛門

○鷹取已伯

白井笹之助

齋助父隠居

麻見彌兵衛

○西策

臺所役

西岡斧七

醫師

湯谷古口

御關所證文頭

間中連

十三人

右は出石よりの認書

右之者共吟味之筋有之間、早々呼寄、著次第差出可_レ申候。已上。

一、仙石道之助殿家來、仙石左京生駒主計・荒木玄蕃・酒匂清兵衛儀、伊豫守家來の者へ御預被仰付候旨、昨夕脇坂中務大輔より家來の者御召被仰渡、伊豫守生國の儀に付、此段私より御届申上候。以上。

九月六日

松平伊豫守内
赤座七郎左衛門

一、私家來共の内、寺社奉行脇坂中務大輔より、吟味の筋御座候に付、在所に罷在候分は、申遣候。著揃次第、可申達旨申渡御座候に付、申遣候處、在所にて承知以前、右家來共の内渡邊清助と申す者、爲療養他國仕罷在、來立延引仕、外出府の者共追々到着仕に付、中務大輔へ、家來者より申達候處、昨五日、同人宅へ呼寄せ、吟味有之、猶又今日差出候處、吟味中、仙石左京生駒主計・荒木玄蕃・酒匂清兵衛と申者、松平伊豫守家來に預り申渡候段、附添差出候家來の者へ申渡有之候に付、此段御届け申上候。已上。

九月六日

仙石道之助

一、仙石道之助家來、岩田靜馬・青木彈左衛門・杉原官兵衛・宇野甚助・山本耕兵衛・西岡斧七儀、伊豫守家來の者へ御預け被仰付候旨、昨夕脇坂中務大輔様より家來の者を召し呼び被仰渡候。伊豫守在國の儀につき、この段私より御届け申上候。以上。

九月八日

松平伊豫守内
今岡長八

一、去る八月追々御届申上候通、私家來の内、脇坂中務大輔方にて吟味中、松平伊豫守家來へ預け申渡有之、右之外、尙又昨十二日差出候處、大塚甚太夫・西村八平・鷹取已伯・早川保助と申者、吟味中揚り屋入差遣候旨、差添差出候家來の者へ申渡御座候に付、此段御届け申上候。以上。

九月十二日

仙石道之助

一、仙石道之助殿家來十人、伊豫守家來の者へ御預け被成候處、右之内、岩田靜馬・青木彈右衛門・杉原官兵衛・山本耕兵衛儀、御吟味中揚屋入被仰付候旨、昨夕脇坂中務大輔様於御宅被仰渡候。伊豫守在國の儀に付、此段私より御届申上候。以上。

九月十四日

松平伊豫守家來

今田長八

但追々到着の者共、仙石道之助より届書差出、伊豫守家來より、同様揚り屋入御預り書付差出候。文面同様に付略之。

九月六日御呼出し

江戸詰	青木彈右衛門	同	杉原官兵衛	同	山本耕兵衛
在所之分	岩田丹太夫	同	德永半左衛門	同	惠崎五左衛門
年寄	山田八左衛門	同	大森登	同	仙石小太郎

〆九人

當時役人

家老	仙石左京	年寄	岩田静馬	同	仙石小太郎	同	青木彈左衛門
同	大森登	同	山村貢	同	山田八左衛門	同	杉原官兵衛
小性頭用人	本間市左衛門	同	宇野甚助	同	齋藤岩雄	同	堀久米

同	長岡右仲	同	服部彌兵衛	同	荒木甚兵衛	同	本間左仲
同	井上三郎左衛門	同	杉原三郎左衛門	同	倉品左之助	同	河合庄左衛門
同	依田市左衛門	同	岩田虎之助	同	河野丹次		
御用人	依田市右衛門	御城使	依田市右衛門	同	河野丹次		

天保六未年正月、於出石、左京取計を以、年寄共其餘役人各申付候次第、

酒勾清兵衛

家老職高八百石

其方儀、去る辰年正月六日、大殿様へ、御隠居重役並役人の内不正事不直の趣、荒木玄蕃仙石主計、原市郎左衛門申合、徒黨連印を以致上書候處、右は全、讒訴之段、御察鑑被成、不届至極、早速御呼出し、御糺明可有之處、左にては、重科の御沙汰にも相成、舊家家柄の儀、不便に被思召、格別厚御仁惠被下在候趣を以、隠居蟄居被仰付、悴どもへ、家督申付候處、去々巳六月元家來當時浪人河野瀬兵衛儀構の場所をも不憚江戸表へ罷越、同姓共へ右出書同様、其外自分考の風讒取交へ、文意相巧、及讒訴、猶又生野地役人渡邊角太夫より、不容易向き瀬兵衛同様被申立無役儀、公邊

御沙汰にも相成處、右無御構去年正月十六日、隱居大殿様於御前、先般上書の趣、可被相尋の趣、聊も譯立候答も無之、不都合至極恐入候段、又は此上御慈悲筋相願候間、寔に以て大膽不忠不義の至、殊更重役役人共の内、及讒訴候始末、武士道不辨、重々不都合に付、切腹可申付の處、先祖代々忠勤を存じ、旁、廣大の御仁惠を以、死罪一等を下し、剃髮の上、國へ差遣し候間、急度相愼可罷在候也。

當時隱居
荒木 玄蕃
千八百石家老職

家老家柄當時用人
生駒 主計
千石

用人
原市郎左衛門

右者使者頭役岩田丹太夫、目附磯村次左衛門、平士堀源作、中西儀左衛門罷り越し申し渡し候同夕九人共御用召に付。

清兵衛俵
酒匂 薰

御自分父清兵衛儀不届の儀有之、其上御自分儀も、思召も有之候に付、急度被仰

○生駒一
本仙石と
有り

付方も可有之處、格別御仁惠を以、知行被召放、隱居蟄居被仰付、倅久太郎へ御繫扶持十人被下、小人町明屋敷へ引移候様被仰出候。

荒木信太郎

申渡同斷、御繫扶持二十人被下、服部彌兵衛屋敷へ引移被仰付。

主計倅
生駒富太郎

申渡同斷、名字御取上げ、同斷二十人扶持被下、谷野才兵衛明屋敷へ引移被仰付。

原市郎左衛門

扶持十人被下、小人町引移被仰付。

主計弟
磯野六郎次

隱居被仰付、倅へ五十俵五人扶持。尤幼年の内は七人扶持被下、小性頭に被成下、河野瀬兵衛跡屋向きへ引き移り被仰付。

土待雄之進

隱居被仰付、倅へ百石被下、馬廻二番組へ入。

御役御免同斷組入

金澤源之丞

用人役御免目附格

四百石
荒木甚兵衛

蟄居、悴へ三十俵三人扶持被下小性頭次席。

百四十石
神谷七五三

蟄居、隱居被仰付。

仙石平之助

辰正月十二日出石にて右仕置有之。

右之書付出石表より内々承候趣、本書仙石主計と有之候得共、其後生駒と有之候。此書付表に名字取上げと有之に付、以來生駒と相認候と被察候。

乍、恐以書付奉願上候。

一月寺社奉行に
て書を捧げ
て神谷友
無罪を辯す

仙石道之助殿元家來神谷轉事、當時一月寺末上總國三黒村松見寺看住友鷲儀、當四月廿一日、兩役寺より京都明暗寺へ宗用申付、書狀を爲持飛脚屋作左衛門方へ遣し候途中、町御奉行組同心、其外共多勢にて、不意に差し懸り、差押へ候體故、一月寺役僧代の由再三申し聞候へ共、彌、不法に打ち懸り、又は馳せ付け候者も有之、不得止事暫らく打返しける。用事有之候て一月寺番所へ同道の上、可承旨度々申候を、不承届理不盡に押倒し、繩懸け候間、仙石家へ可渡段申聞候間、家法も有之事故、一先づ一月寺番所へ同道の上、何様とも可相成と申し候處、其儘筒井伊賀守様御番所へ引連れ、即刻入牢被仰付、當時御吟味中に御座候。一體普化宗の儀は、慶長年中新に御掟書被成下候處、尙又延寶年中、小笠原山城守様、板倉石見守様、太田攝津守様於御列座、武門不幸の士共門弟に相成、修行の後に致歸俗候由、其中に者、往古より由緒有之士の筋目も有之、士の家名血脈斷絶無之様、永く天下武門の助けと相成、其子孫に至り、御用にも可立者に有之候へども、實は御奉公にも罷成候間、家法正しく仕候様被仰渡、宗法の御書付頂戴、愈々

以相屬宗令、無油斷正意研究仕候。武門不幸の士共を撫育致、再仕官に爲立歸候を専務とも懸け候儀に御座候。右神谷轉事友鷺儀、主家の安危を考、忠志を合罷在候を、先に不良者の巧みに落入、意願の空しく成行候者、主家の動靜無覺束、一先退身も致し、去年四月中入素願候に付、糺之上古法の通、門弟に致し、其後、人少なき故役僧の見習申渡、當三月中松見寺看住申付候。將又國々奸惡の暴臣有之候時は、一途に忠誠を存候士共は、返つて無之三合罪に落入候より、義氣薄らぎ、忠烈の志を忘れ邪曲を習、終には一家の大事に及候類、古人の傳説に承傳、且孤忠の情願類に不便に存候。旁、右友鷺一身の儀は何卒御慈悲を以て、御奉行所に於て、御吟味の上、落著被仰渡被下候様、去五月九日筒井伊賀守様御番所へ御慈悲願書差上候へども、御取用に不相成、無是非引取、思慮仕候處、公邊奉懸御吉方儀、何共奉恐入候に付、ふと心付、仙石家友鷺罪科の輕重、内々承合候處、一通り吟味筋有之ものにて、格別の罪科無之き趣故、一旦一月寺弟子に致し候因も有之候間、彼家にて吟味濟候上は、同人身分一月寺に貰ひ候て、剃髮に致度願

書差出候處、道之助殿内見の上、出石表へ申遣し、可及答旨にて、餘程の日數に相成候へ共、何の沙汰も無之候間、一昨十九日仙石家へ罷越承候處、出石表々申越趣も有之、承容難致候間、相斷候段、道之助殿取り申し候趣、河野丹次申聞候。右の趣にては、何とも仕方無之故、友鷺一人に限り候儀に無之、普く武浪の危窮を救ひ候宗意にて、兼々被仰渡候御趣意も有之候處、學文の次第、理不盡の取押方、殊一月寺番所へ同道致し呉れ候様、再應相願候ても、不承容、繩を懸け引連れ候段、全く下賤同様の扱方、此體成行候ては、乍恐御控の趣難相立、於一宗は深く奉恐入候儀にて、往々一宗滅亡の非にも相成やと、一統相歎き痛心仕る儀に御座候。何卒格別の御慈悲を以、宗法古來の通相立候様、被成下置、右友鷺孤忠の意念も通り候儀候て、猶更難有仕合せに奉存候。此段、幾重にも御慈悲の御沙汰奉願上候。以上。

天保六年未六月

一月寺番所役僧

愛 璿

寺社御奉行所

天保六年仙石騒動

三九

乍恐以書付奉願上候。

一、拙寺末上總國三黒村松見寺看住友鷲儀宗用に付、差出候途中、同人、主家に於て、不埒の儀有之由にて、町奉行組同心、其外多勢不意に差押候體故、一月寺役僧代の内、再三申斷、諸用有之候て、一月寺番所へ同道の上、可承段申聞候得共、更に承受不致、理不盡に繩懸り、其儘右主家へ可渡趣故、尙又宗法も有之候に付、是非一旦、一月寺番所へ致同道、可被下様申聞候處、筒井伊賀守様御番所へ引れ、即日入牢被仰付、當時御吟味中に御座候、右轉事友鷲、主家へ忠節の旨を含み罷在候間、全く身命惜入宗致し候者に無之、只々奸心の惡計に落入候ては、主家の浮沈無覺束、一途の忠誠を存じ込み候間、兼て武浪の隱家宗風と承候。偏に孤忠を助け候心底にて、願出候者にて候。乍恐東照宮様初知之御深慮も被爲在、被爲立置候宗門の意、餘にも相叫候に付、糺の上、證人取之抱へ置候得ば、萬一主家へ引渡等に相成候ては、忠義空しく相成候により、不便の至、何卒格別の御慈悲

を以、友鷲儀身分の儀は、於御奉行所御吟味被成下候様、筒井伊賀守様御番所に、先達て願書差出候得共、御取用に不相成、願書御戻し被相成候。其外仙石家へ、内談等仕候處、不行届、無是非當御奉行所へ御慈悲願書旁、差し出し候段は、先達て具に奉申上置候處、今以て御沙汰無之、且仙石家に於て、舊家の老臣忠臣の者共四五人、奸邪逆臣の取り計ひに而、滅知籠居等に相成候者の内、去月中死罪に相成候者も有之由風聞有之候上は、奸臣時を得て忠節非道に死致致、暴惡増長、邪曲超過の上は、國の亂をも引出すに至可申哉、虛無僧共儀は、天下の家臣諸士の席に定置候故、表は僧形にして、内心に武事を不忘、日本國中往來自由被免、修行仕候内、深き心得方も有之、國々の邪正、諸々の風儀篤と令見聞には、品により達申上、天下の御大事にとて、身命を投儀、宗門の極意に御座候。神谷轉事友鷲、忠誠の者に見込み候筋も有之候故、御慈悲願書奉差上候儀に而、萬一主家へ御引渡に相成候へば、慶長已來被下置候御掟之旨、更に不相立、普化一宗の者共覺悟仕候外無之候。天下武門の助と相成り候宗意、萬端被爲思召、格別御

仁惠を以、轉事友鷺身分の儀は、於御奉行所御吟味被成置候様、猶更奉願上候已上。

天保六未年七月九日

前同斷

宛名前同斷

乍恐書付を以奉申上候。

一、拙寺末上總國三黒村松見寺看住友鷺儀、仙石道之助殿元家來神谷轉と申者にて、町御奉行筒井伊賀守様より召捕候處、追々申上候通、主家へ御引渡に相成候ては、轉忠志も空敷相成、主家共已難計、殊種々世上之風聞も有之、且轉事友鷺儀、兼て認置候書面、外に仙石左京不届之箇條認候書面有之、封印付置候へ共、友鷺今般當御奉行所へ願書奉差上候に付、爲心得披封致一覽、不容易儀兼て心懸、出石表の儀、實否承り度く、人を差出置猶靜承り候儀に有之、聞合書面と符合致候儀も有之、且又仙石家の舊臣荒木玄蕃、仙石主計、酒匂清兵衛、原五郎左衛門、右

四人の者共、去辰正月中隠居、當時家老仙石左京不心得取計方等の儀に付、諫書差出候處、四人の者共、同月廿一日滅知の上隠居申付、慎逼塞、蟄居申付置間、毎釘締番付け置き候内、辰三月中病死致し候者も有之、奥附麻見四郎左衛門儀は去巳九月中、河野瀨兵衛出府の上、播磨守殿奥方、竝道之助殿實兄能登守殿等へ、諫書差出候筋、尤に存候。出石へ使者勤候處、役儀取放ち隠居申付、悴へ扶持米遣し置き、年寄本間左仲儀も、再度使者勤め候處、役儀取放河野瀨兵衛儀は、去辰正月中、荒木玄蕃外三人より、左京取計方不心得の次第、國中上下一統極々及難澁候故、諫書差出候處、蟄居等申付、瀨兵衛儀も、城下に居候は、萬一四人と文書等にて通じ候て、夫より事可起と追拂申付、其後出石にて入牢に相成居候處、當六月下旬死罪に相成、内々に候得共、友鷺儀も、仙石家へ被引渡に相成候て、將又非道死の儀不便の至り、殊に忠誠之士數人、無實の罪に落命の儀、深く歎かはしき儀に御座候。一體宗法の心得方も有之、困々虚實、其外共見聞致、疑の儀等有之候て、其品により奉申上候様、且友鷺忠志も相知の筋故、同人認候書面一

通、並左京簡條一通見捨切にも難仕、入御内覽候、乍去友爲始、忠志の者共、却て不忠に相當候儀も有之候ては、是又不便の儀御座候間、何卒御仁慈の御沙汰被下度、偏に奉願上候。已上。

七月廿一日

前同斷

宛前々同斷

諷刺

印方

糺明丸

調合所

但州出石 鷹取已伯傳法

附一人の外同諸奉行 一切立合なし

芝口一丁目 童野半日老人

効能

一、第一砒霜石斑猫等の毒に當りたるを治す。一、隱居當主には一包にて即効あり。一、幼主にはきよめ悪し。一、家中の痛みに好し。一、隱謀の病には五千兩・六千兩用ひて好し。一、無理に頭を剃られたるに用ゐて髪の毛生ゆる事妙なり。一、こむ瘡には油斷すべからず、外へ擴がらぬ内用ひて好し。一、筋目

〇こむニ
虚無僧な
リキカセタ

無き女の懷妊には黄金湯にて用ふべし。一、金屏風などは用ひて試むべし。但し見極めねばかへつてあし。一、力瘤の痛みに好し。一、後室の風聞悪しきを直す。一、近親の心痛に好し。一、食物は平生に心付候へば、頓死・頓病の憂ひなし。但し道中別けて心を付くべし。一、出家・社人は手足を延べて暫く休息すべし。

一、此仙薬は、往古奥州仙臺原田氏の遺方にして、無類の秘薬なれども、此方を受續ぐ者無くして、久しく絶えたりしを、近年但州出石の人、左京なる者、此方を擴めん事を工風して、石州濱田の士鐵藏其ヒ加減を以て、調略なす所なり。此度減祿・退役、素姓を糺し、細密に吟味を遂げ、諸人の見懲しめの爲め、世上に擴むるものなり。

仙石道之助元家來神谷轉事友爲、取計方之儀に付、見込之趣申上候書付。

脇坂中務大輔

天保六年仙石騒動

三五